

第1章

労働経済の推移と特徴

第1章

労働経済の推移と特徴

2015年度の日本経済は、デフレ状況ではなくなる中、経済の好循環が回り始め、景気は緩やかな回復基調となった。しかし、企業と家計の所得から設備投資や個人消費などの支出への波及には遅れがみられる。こうした内需の弱さに、中国経済を始めとするアジア新興国経済の減速の影響なども加わり、最近では生産面にも弱さが表れている。

このような動きの中、雇用情勢は、完全失業率は2015年度平均で3.3%と19年ぶりの水準となり、有効求人倍率も2015年度平均で1.23倍と24年ぶりの水準となるなど、着実に改善が進んだ。また、賃金についても、一般労働者の所定内給与が増加したことにより、名目賃金で2年連続の増加となった。

本章では、このような2015年度における雇用面や一般経済での動きを概観する。

第1節 一般経済の動向

2015年度の日本経済は、デフレ状況ではなくなる中、経済の好循環が回り始め、景気は緩やかな回復基調となった。しかし、企業と家計の所得から設備投資や個人消費などの支出への波及には遅れがみられた。こうした内需の弱さに、中国経済を始めとするアジア新興国経済の減速の影響なども加わり、生産面にも弱さがみられた。

1 一般経済の動向

● 緩やかな回復基調の下、支出面の改善に遅れがみられた日本経済

第1-(1)-1図により、GDPの推移をみると、実質GDP、名目GDPともに2015年は緩やかな増加傾向で推移し、2016年1～3月期には年率換算で、それぞれ、530.2兆円、503.2兆円となった。

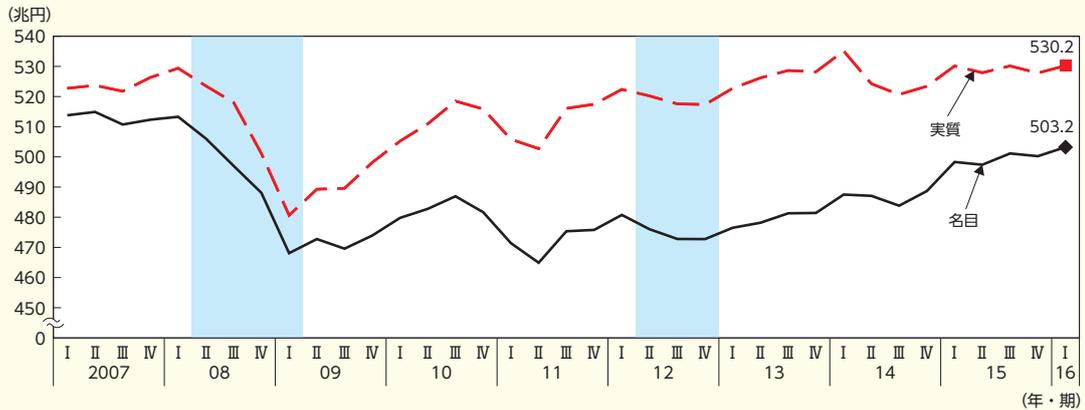
第1-(1)-2図により、実質GDPの成長率の動きについて需要項目別にみていこう。まず、年平均の推移をみると、2015年は、個人消費などがマイナスに寄与した一方で、住宅投資や設備投資などがプラスに寄与し、2年ぶりにプラス成長となった。次に四半期ごとに寄与度の推移をみると、2015年1～3月期は、設備投資や在庫投資がプラスに寄与したことからプラス成長となったが、同年4～6月期では、消費者マインドの持ち直しに足踏みがみられる中で¹、天候不順などの影響により個人消費がマイナスに寄与したことや、アジアやアメリカ向けの輸出が減少したことなどから、3四半期ぶりにマイナス成長となった。その後、同年7～9月期は、在庫が調整されたことで在庫投資がマイナスに寄与した一方で、個人消費や輸出などがプラスに寄与したため、2四半期ぶりにプラス成長となった。続く同年10～12月期は、暖冬の影響

1 例えば消費者態度指数でみると、2015年4月から6月は横ばいに推移している。

などにより個人消費が奮わなかったことや、中国を始めとする新興国向けの輸出が低調であったことなどから、2四半期ぶりにマイナス成長となった。2016年1～3月期は、設備投資はマ

第1-(1)-1図 名目・実質 GDP の推移

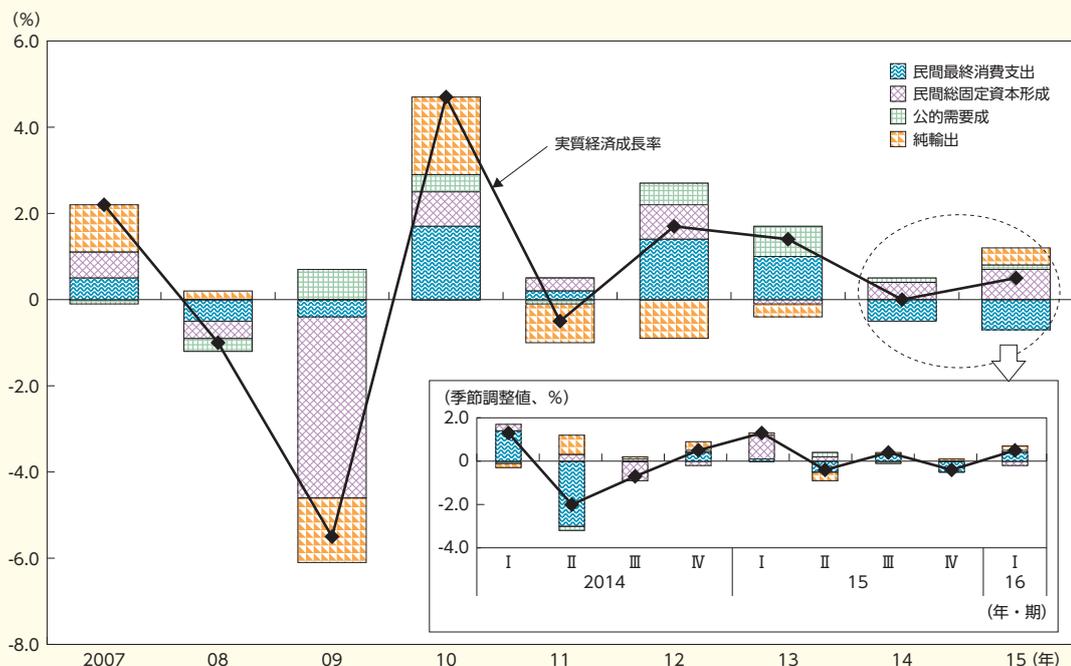
○ 実質 GDP の動きをみると、2014年10～12月期以降2四半期連続でプラス成長となったが、2015年4～6月期に3四半期ぶりにマイナス成長となった。続く7～9月期は再びプラス成長となったが、10～12月期には2四半期ぶりにマイナス成長となった。続く2016年1～3月期にはプラス成長となり、530.2兆円となった。



資料出所 内閣府「国民経済計算」(2016年1～3月期2次速報)をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) 名目 GDP、実質 GDP はともに季節調整値。
 2) グラフのシャドー部分は景気後退期。

第1-(1)-2図 実質 GDP 成長率の要因分解

○ 2015年の実質 GDP 成長率を要因分解すると、民間最終消費支出はマイナスに寄与したものの、民間総固定資本形成などがプラスに寄与し、2年ぶりにプラス成長となった。2016年1～3月期は設備投資はマイナスとなったものの、個人消費や輸出などがプラスに寄与したことから、2四半期ぶりにプラス成長となった。



資料出所 内閣府「国民経済計算」(2016年1～3月期2次速報)をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) 純輸出=輸出-輸入
 2) 民間総固定資本形成=民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加
 3) 需要項目別の分解については、各項目の寄与度の合計と国内総生産(支出側)の伸び率は必ずしも一致しない。

イナスとなったものの、個人消費や輸出などがプラスに寄与したことから、2四半期ぶりにプラス成長となった。

●横ばいの推移となった鉱工業生産指数

2015年の日本経済の状況を供給面から把握するため、第1-(1)-3図により、鉱工業生産指数と第3次活動指数についてみていこう。

鉱工業生産指数（季節調整値）は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響もあって、2014年1～3月期をピークとして低下したが、その後、同年7～9月期を底として2015年1～3月期まで上昇した。しかし、同年4～6月期以降は再び低下し、2015年10～12月期より横ばいの動きとなった。

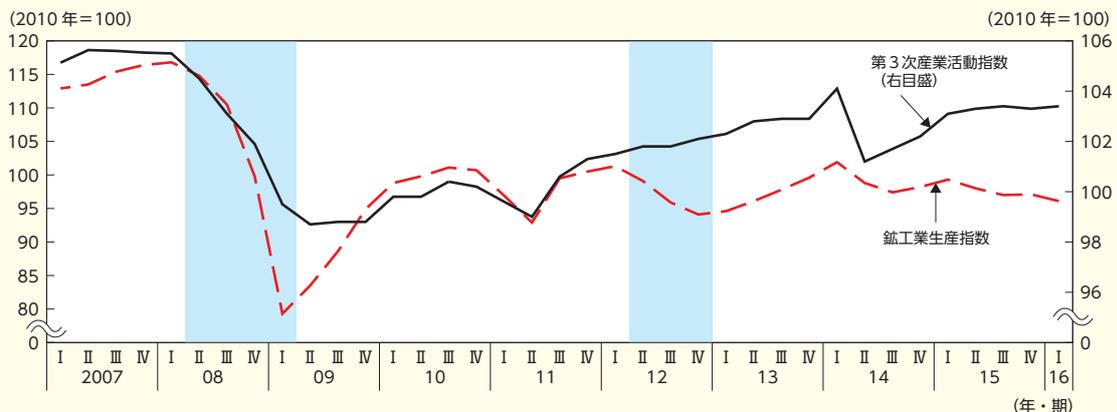
次に、同図により第3次産業活動指数（季節調整値）をみると、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動からの回復により、上昇傾向になり、その後弱含みの推移となったものの、2015年7～9月期より横ばいの動きとなった。

●生産指数・活動指数は、製造業はおおむね低下、非製造業はおおむね横ばいだが、医療、福祉は上昇

2015年の生産活動の状況を細かくみるために、第1-(1)-4図により、業種別の状況をみてみよう。製造業では、おおむねどの業種も水準は低下しており、スマートフォン関連等の電子部品・デバイスや、工作機械等のはん用・生産用・業務用機械の生産については、2015年1～3月期まで水準は高まっていたこともあり、2015年1～3月期から2016年1～3月期にかけて、大きく低下した。非製造業は、2015年はおおむねどの業種も横ばいの動きとなったが、進行する高齢化により需要が増えている医療、福祉については上昇した。

第1-(1)-3図 鉱工業生産指数・第3次産業活動指数の推移

- 鉱工業生産指数は2015年4～6月期以降は一進一退となった後、足下では、横ばいの動きとなっている。また、第3次産業活動指数は、2015年1～3月期までは上昇していたが、その後、足下では一進一退となっている。

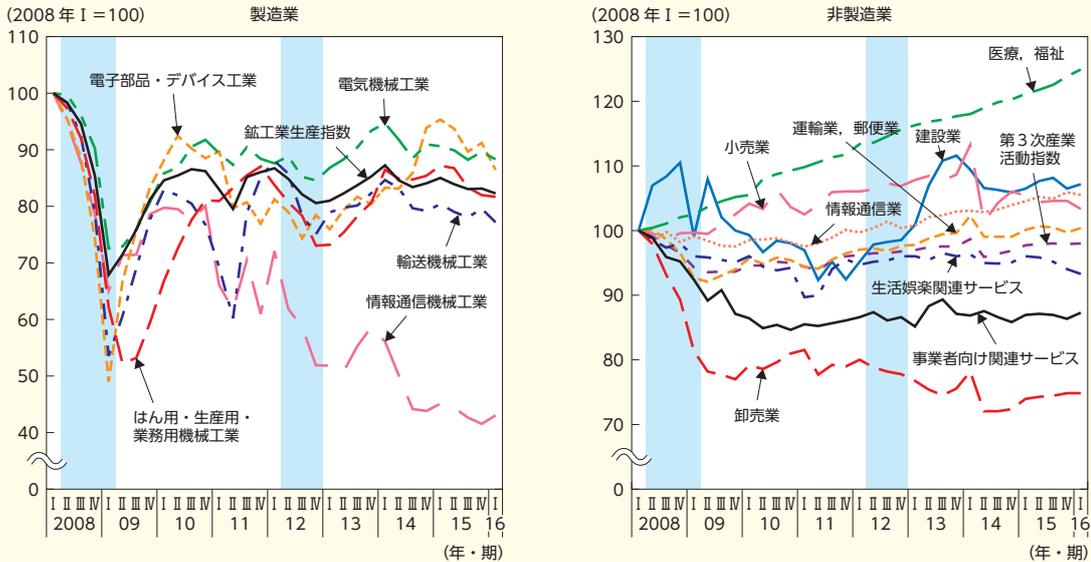


資料出所 経済産業省「鉱工業指数」「第3次産業活動指数」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 値は季節調整値。第3次産業活動指数の季節調整は間接法によるもの。
 2) グラフのシャドー部分は景気後退期。
 3) 2007年の値は2010年を100とした接続指数を使用。第3次産業活動指数は四半期の数値が公表されていないため、直接調整法により季節調整された月次の数値を平均して算出。

第1-(1)-4図 業種別生産指数・活動指数の推移

- 製造業は、おおむねどの業種も水準は低下している。一方、非製造業は、おおむね横ばいの動きだが、医療、福祉は堅調に推移している。



資料出所 経済産業省「鉱工業生産指数」「第3次産業活動指数」「全産業活動指数」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 2010年=100とする季節調整値について2008年1～3月期を100としたもの。
2) グラフのシャドー部分は景気後退期。

2 企業の動向

●非製造業を中心に改善した経常利益

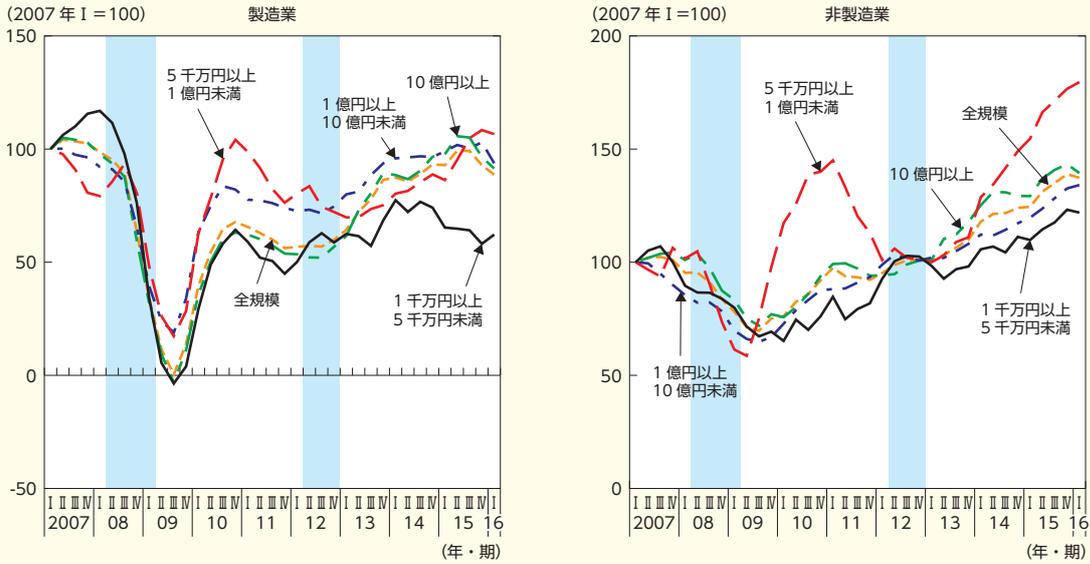
次に、経常利益の推移についてみてみよう。経常利益(季節調整値)は、景気が緩やかな回復基調にあるなか、2015年4～6月期に産業計で既往最高水準となった。第1-(1)-5図により、業種別、資本金規模別の2015年の経常利益の推移をみていく。まず、製造業は2015年4～6月期まで増加傾向で推移し、その後の同年7～9月期以降は減少したものの、リーマンショック前の水準近くまで回復している。一方、資本金規模別にみると、1千万円以上5千万円未満の企業では2014年1～3月期をピークにその後、減少傾向が続いた。次に非製造業についてみていくと、2015年も引き続き改善が続き、資本金規模別にみると、特に5千万円以上1億円未満の企業において改善した。

●おおむね横ばいとなっている企業の業況判断

企業の業況判断について、第1-(1)-6図により確認してみよう。業種別にみると、製造業の業況判断D.I.は、2015年に入り横ばいの動きとなっていたものの、2015年10～12月期以降は低下している。一方、非製造業の業況判断D.I.については、2015年は上昇傾向が続いていたものの、2016年1～3月期には、低下がみられた。企業規模別にみると、2015年は非製造業の大企業は上昇傾向で推移したが、製造業の大企業、中小企業、非製造業の中小企業についてはおおむね横ばいの動きとなった。2016年1～3月期では全ての規模で業況判断D.I.は低下した。

第1-(1)-5図 業種別・資本金規模別経常利益の推移

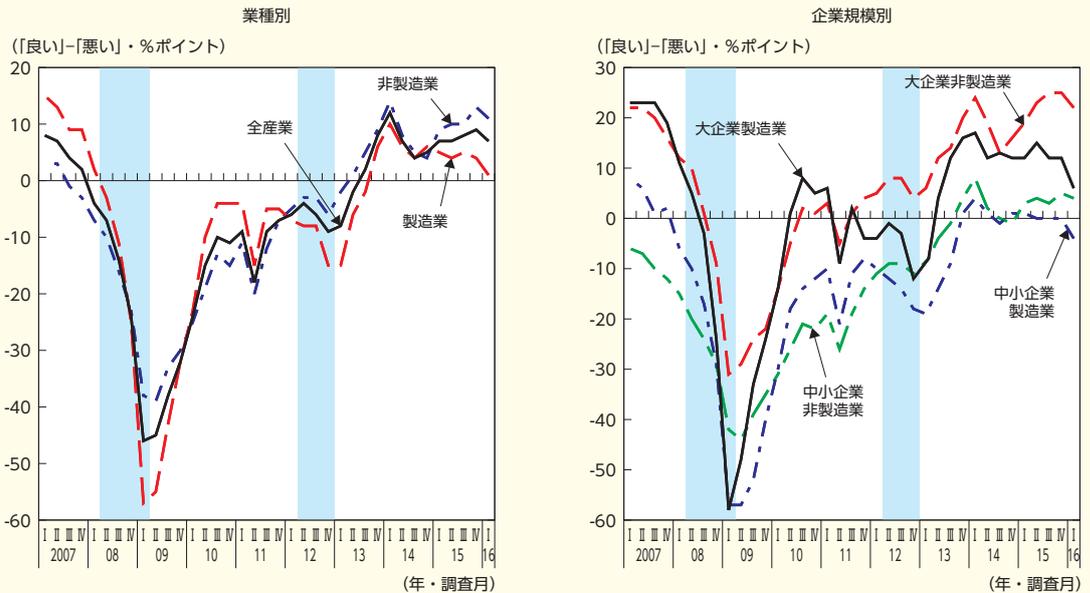
○ 2015年の経常利益は、非製造業を中心に改善傾向にある。



資料出所 財務省「法人企業統計調査」(季報)をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) 原数値を後方4四半期移動平均し、2007年1~3月期を100として指数化したもの。
 2) グラフのシャドー部分は景気後退期。

第1-(1)-6図 業種別・企業規模別業況判断D.I.の推移

- 業況判断D.I.を業種別にみると、製造業は2015年に入り横ばいとなっていたものの、2015年10~12月以降は低下している。非製造業については、2015年は上昇傾向が続いていたものの、2016年1~3月期には低下がみられた。
- 企業規模別にみると、2015年は非製造業の大企業は上昇傾向で推移したが、製造業の大企業、中小企業、非製造業の中小企業はおおむね横ばいとなった。2016年1~3月期では全ての規模で業況判断D.I.は低下している。



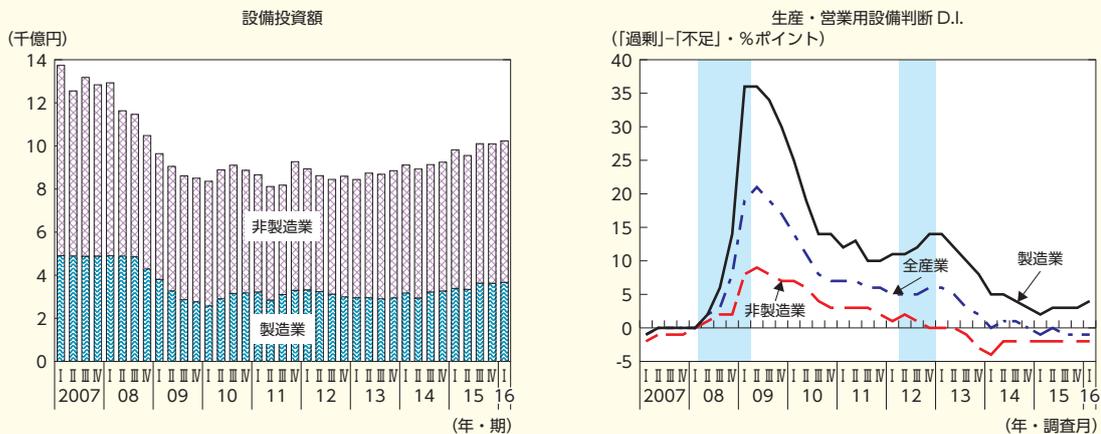
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) グラフのシャドー部分は景気後退期。
 2) 業況判断D.I.については、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」における3月調査の値を1~3月期の値、6月調査の値を4~6月期の値、9月調査の値を7~9月期の値、12月調査の値を10~12月期の値としている。

●持ち直しの動きがみられる設備投資

このような経常利益や業況判断の下で、企業の設備投資の動きはどうなったのか、第1-(1)-7図により確認していこう。財務省「法人企業統計調査」によるソフトウェアを除く設備投資額の推移をみると、設備投資額は持ち直しの動きがみられ、2015年は全ての期において、前年同期よりも高い水準となった。また、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」による設備判断D.I.を業種別にみると、リーマンショック以降、製造業、非製造業ともに設備の過剰感が低下傾向で推移し、2015年では製造業はやや過剰感が残ったものの、非製造業はやや不足感がみられた。2016年1～3月期では、非製造業は横ばいの推移となったものの、製造業は上昇している。

第1-(1)-7図 設備投資の推移

- 設備投資額は持ち直しの動きがみられる。
- 2015年の設備判断D.I.を業種別にみると、製造業は過剰感がみられ、非製造業は不足感がみられる。2016年1～3月期では、設備判断D.I.は、非製造業は横ばいの推移となったものの、製造業は上昇している。



資料出所 財務省「法人企業統計調査」(季報)、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

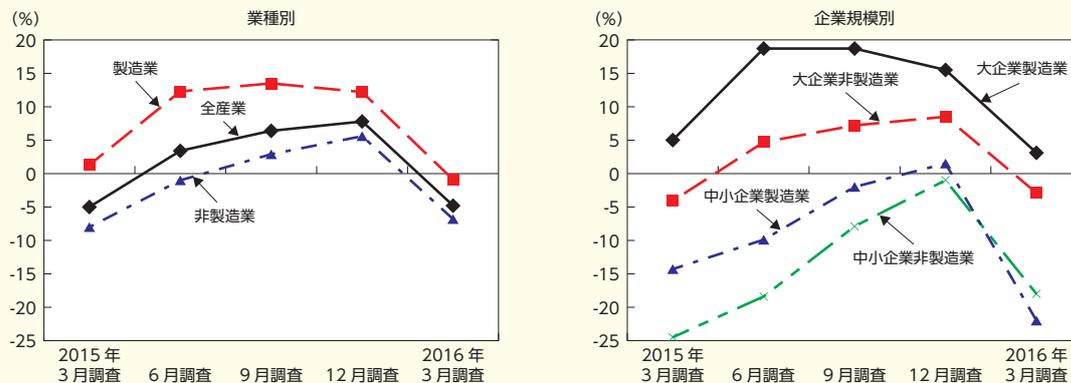
- (注) 1) 設備投資額は季節調整値。ソフトウェアを除く。
 2) 右図のシャドー部分は景気後退期。
 3) 生産・営業用設備判断D.I.については、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」における3月調査の値を1～3月期の値、6月調査の値を4～6月期の値を9月調査の値を7～9月期の値、12月調査の値を10～12月期の値としている。

●2015年度の設備投資計画は年間通しておおむね上方修正されたが、中小企業の設備投資計画は大企業より弱め

財務省「法人企業統計調査」での設備投資額は持ち直しの動きがみられたが、2015年度の日本銀行「全国企業短期経済観測調査」による設備投資計画はどう推移したか、第1-(1)-8図により確認してみよう。同図は各調査時点(3、6、9、12月調査)での2015年度設備投資計画(前年度比)の推移と2016年3月調査時点での設備投資計画(前年度比)を示している。まず、2015年の各調査時点について業種別にみると、製造業は3月調査から12月調査まで年度を通して前年度比プラスの計画となった。非製造業は製造業に比べて弱めの計画となったものの、9月調査以降は前年度比プラスの計画となった。企業規模別にみると、中小企業は大企業に比べて製造業、非製造業ともに弱めの計画となっており、中小企業非製造業においては、12月調査でも前年度比マイナスの計画となっている。次に2016年3月調査時点の設備投資計画の状況を見ると、業種別では、製造業、非製造業ともに前年度比マイナスとなっているもの

第1-(1)-8図 設備投資計画の推移

- 2015年度の設備投資計画をみると、3月から12月調査にかけておおむね上方修正され、業種別にみると、製造業、非製造業ともに前年度比プラスの計画となったが、企業規模別にみると、中小企業の計画は大企業に比べて弱めの計画で推移した。



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
(注) 値は前年度比。

の、企業規模別では、大企業製造業が前年度比プラスとなっていることから、今後、企業収益の改善などを背景に、設備投資が増加していくことが期待される。

●減少を続けている倒産件数

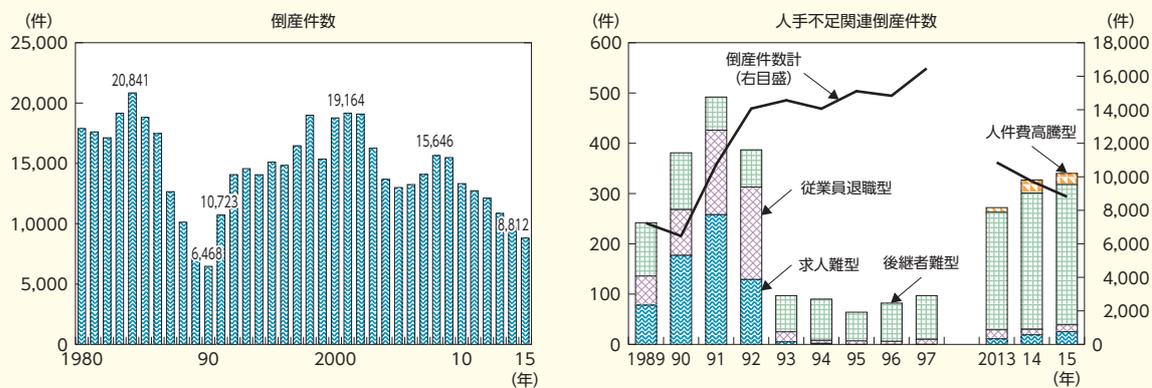
景気の緩やかな回復基調の影響は、倒産件数にも表れている。第1-(1)-9図により、(株)東京商工リサーチ調べによる倒産件数の推移をみると、リーマンショックの影響を受けた2008年に1万5千件に達した後、その後、減少が続いており、2015年は8,812件と、1990年(6,468件)以来、25年ぶりに9,000件を下回る水準となった。要因としては、企業収益が好調であることや、2013年3月に金融円滑化法が終了した後も個別企業に対する再生支援に重点を置いている地域銀行が多く認められる²など、金融機関における取組が引き続きみられていることなどがあげられる。

一方、2015年の人手不足関連倒産件数をみると、バブル期に比べて「求人難型」や「従業員退職型」の件数は少なく、「後継者難型」が大きくなっている。

2 金融庁「金融モニタリングレポート」(2015年7月)を参照。

第1-(1)-9図 倒産件数の推移

- 景気が緩やかな回復基調にあるなかで倒産件数は減少を続けており、2015年は、25年ぶりに9,000件を割り込んだ。
- 人手不足関連倒産の内訳をみると、バブル期に比べて「求人難型」や「従業員退職型」の件数は少ない。



資料出所 (株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) 「後継者難型」は、主に代表者死亡や入院などによるもの。「従業員退職型」は、経営幹部や社員の退職に起因したもの。

2) 「人件費高騰型」は、2012年以前は集計していない。

3) 人手不足関連倒産件数は、1998年から2012年までは集計していない。

第2節 雇用・失業情勢の動向

緩やかな景気回復基調を背景として、完全失業率は2015年度平均で3.3%と19年ぶりの水準となり、有効求人倍率も2015年度平均で1.23倍と24年ぶりの水準となるなど雇用、失業等の動向については改善がみられた。本節においては、このような2015年度の雇用、失業等の動向についてみていく。

1 雇用情勢の動向

● 着実に改善が進んだ2015年度の雇用情勢

2015年度の雇用情勢は、着実に改善が進んだ。第1-(2)-1図により、完全失業率と有効求人倍率等の推移についてみてみよう。

完全失業率は、2015年10月には3.2%と18年6か月ぶりの低い水準まで改善し、有効求人倍率は、2016年3月には1.30倍と24年3か月ぶりの高い水準となった。また新規求人倍率は2016年1月には2.07倍と24年7か月ぶりの高い水準となった他、正社員の有効求人倍率は2016年3月に0.82倍となり、統計を取り始めた2004年11月以降、過去最高の水準となった。

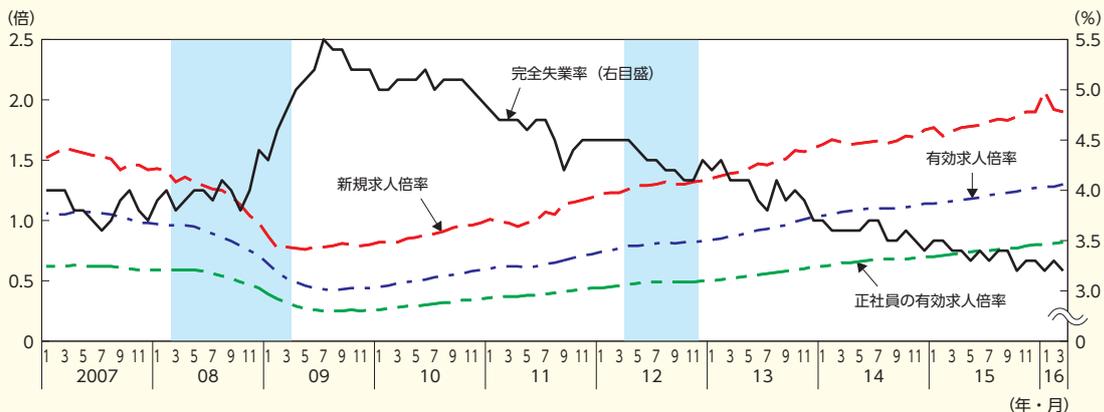
● 地方まで拡大した雇用情勢の改善

こうした雇用情勢の改善は、各地方まで拡大してきている。地域別の雇用情勢について、第1-(2)-2図、第1-(2)-3図で確認していこう。

第1-(2)-2図は、年平均の完全失業率の推移について地域別に示したものである。

第1-(2)-1図 完全失業率と有効求人倍率の推移

○ 雇用情勢は、着実に改善が進んでおり、完全失業率は、2015年10月には、3.2%と18年6か月ぶりの低い水準となり、有効求人倍率は、2016年3月には、1.30倍と24年3か月ぶりの高い水準となった。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) データは季節調整値。
 2) 2011年3月から8月までの期間は、東日本大震災の影響により全国集計結果が存在しないため、補完推計値(新基準)を用いた。
 3) グラフのシャドー部分は景気後退期。

まず、各年における地域別の完全失業率が最も高い地域（沖縄を除く）に注目し、その推移をみると、2012年は北海道5.2%、2013年は北海道4.6%、2014年は近畿、北海道4.1%、2015年は近畿、九州3.8%となっており、各年における最も高い地域の失業率の水準も着実に改善した。次に2012年から2015年にかけての各地域の改善状況に注目してみると、北海道での改善幅が最も大きく、北海道は2012年の5.2%から2015年には3.4%まで改善した。

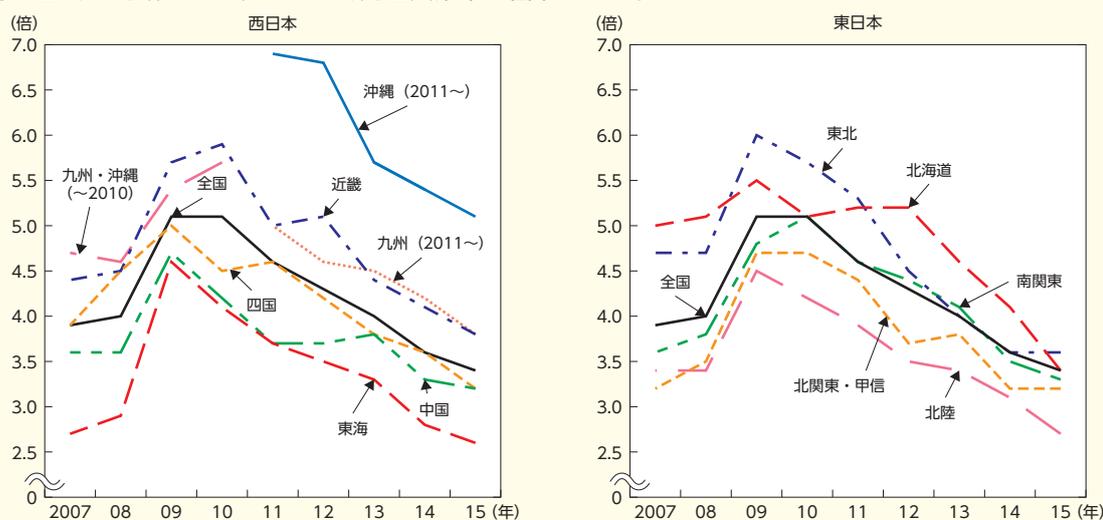
次に第1-(2)-3図において、地域別の有効求人倍率の推移についてみていこう。まず、各年における地域別の有効求人倍率が最も低い地域に注目すると、2012年から2015年にかけては、有効求人倍率が最も低い地域は北海道となっている。そのため、北海道の有効求人倍率の推移をみると、2012年は0.59倍、2013年は0.74倍、2014年は0.86倍、2015年は0.96倍となっており、各年における最も低い地域の有効求人倍率の水準も着実に改善した。

次に2012年から2015年にかけての各地域の改善状況に注目してみると、有効求人倍率の改善が最も大きい地域は、南関東であり、2012年の0.79倍から2015年には1.27倍まで改善した。

また、都道府県別でみると2016年3月では、沖縄県、鹿児島県、埼玉県を除く44の都道府県で、有効求人倍率は1倍を超えた。

第1-(2)-2図 地域ブロック別完全失業率の推移

○ 全ての地域ブロックにおいて完全失業率の低下がみられる。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) 各ブロックの構成は以下のとおり。

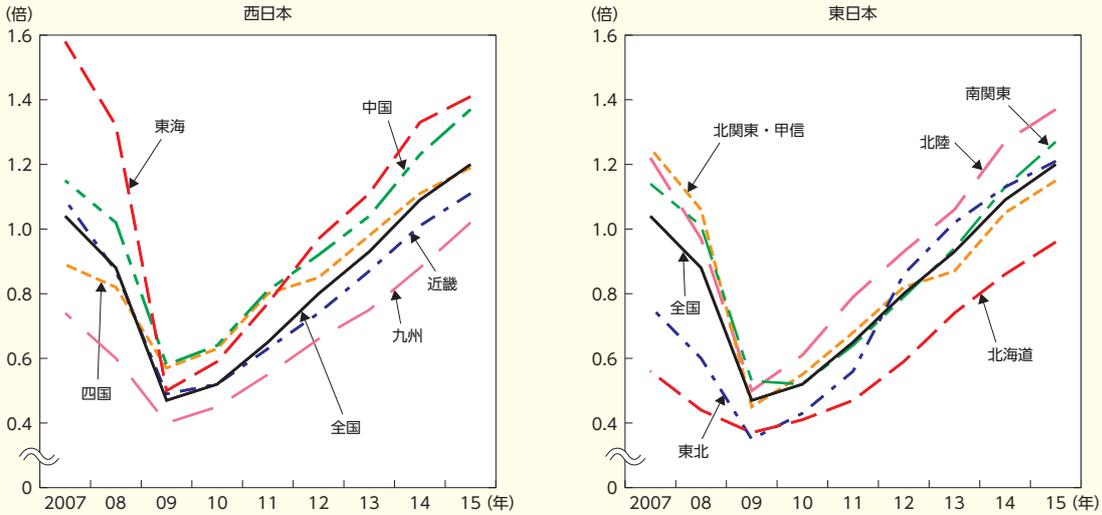
| | |
|--------|-------------------------------------|
| 北海道 | 北海道 |
| 東北 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 |
| 南関東 | 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 |
| 北関東・甲信 | 茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県 |
| 北陸 | 新潟県、富山県、石川県、福井県 |
| 東海 | 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 |
| 近畿 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 |
| 中国・四国 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 |
| 九州・沖縄 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 |

なお、2012年からは「九州」と「沖縄」とを別々の地域として集計している。2011年は、週及集計した数値を掲載している。

2) 2011年の東北の数値は、東日本大震災による補完推計値を使用。

第1-(2)-3図 地域ブロック別有効求人倍率の推移

○ 全ての地域において有効求人倍率は改善している。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 各ブロックの構成は以下のとおり。

| | |
|--------|----------------------------------|
| 北海道 | 北海道 |
| 東北 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 |
| 南関東 | 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 |
| 北関東・甲信 | 茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県 |
| 北陸 | 新潟県、富山県、石川県、福井県 |
| 東海 | 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 |
| 近畿 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 |
| 中国 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 |
| 四国 | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県 |
| 九州 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 |

2 失業の動向

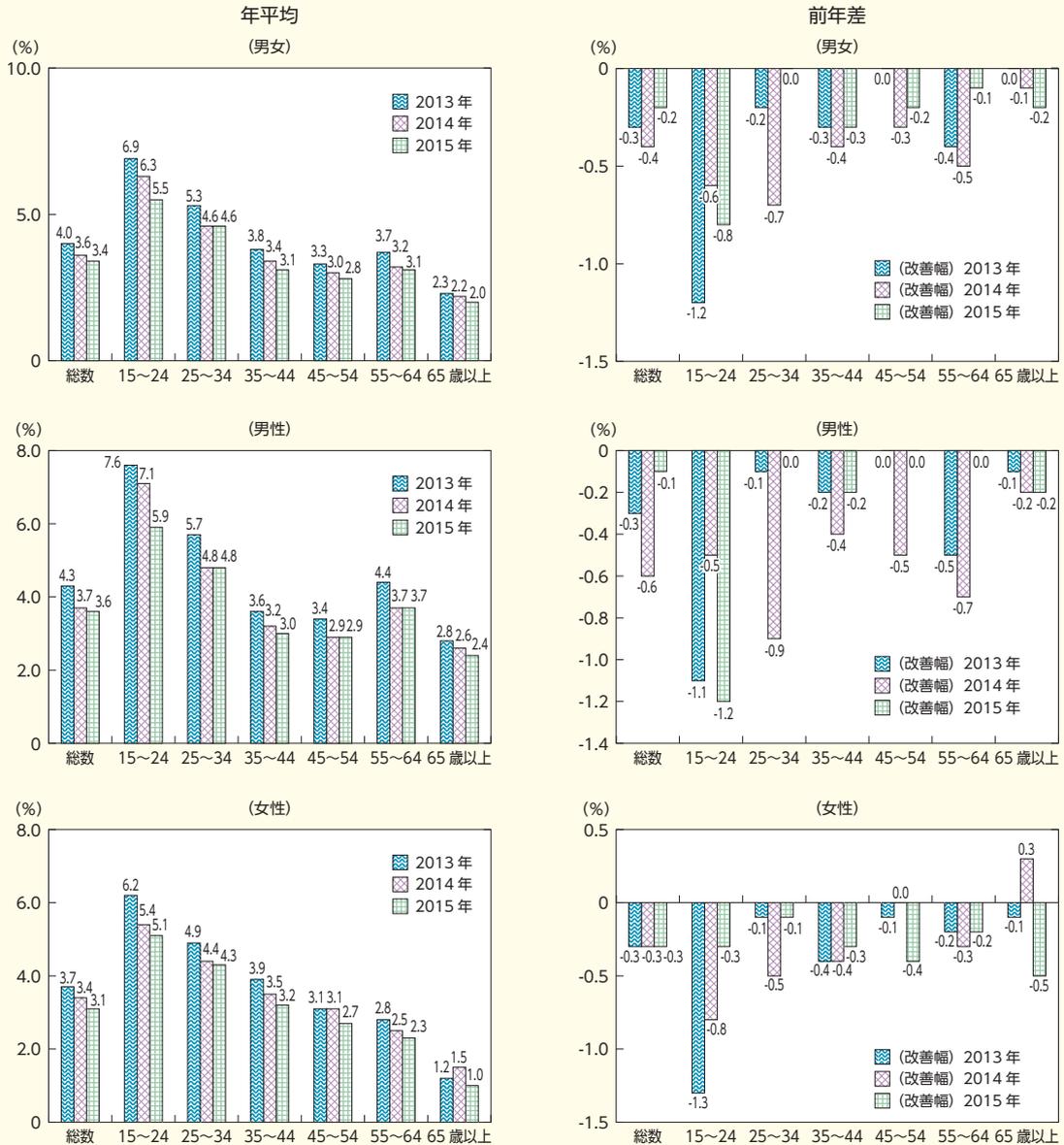
●若年世代においても改善がみられる

これまで雇用情勢の概観についてみてきたが、次に失業の動向について詳細にみていこう。ここでは、年齢、求職理由、失業期間について注目してみていく。

まず、年齢に注目して失業の動向をみていこう。第1-(2)-4図では、年齢階級別の完全失業率の推移を示している。左図において年平均の完全失業率の水準をみると、男女ともに若年の年齢層になるほど、失業率の水準が高くなる傾向にあり、特に男性の15～24歳において最も完全失業率の水準が高くなっている。次に右図で2013年、2014年、2015年の前年増減の動きをみていく。男女計の総数の動きをみると、2013年、2014年、2015年はそれぞれ、0.3%ポイント、0.4%ポイント、0.2%ポイントの改善となっており、2015年における減少幅は、2014年よりも小さくなっているものの、着実に改善が進んでいる。男女別にみると、女性の総数の動きについては、2013年、2014年、2015年はそれぞれ前年比で0.3%ポイントの改善となっており、特に改善が進んでいることが分かる。2015年の前年増減を年齢階級別でより細かくみていくと、男女計では、15～24歳において0.8%ポイントの改善となっており、その中でも男性の15～24歳の層において1.2%ポイントと大きな改善がみられている。

第1-(2)-4図 男女別・年齢階級別完全失業率の推移

○ 男女別・年齢階級別の完全失業率をみると、2015年は男女の全ての若年齢階級で改善がみられた。男女ともに15～24歳で改善幅が大きい。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

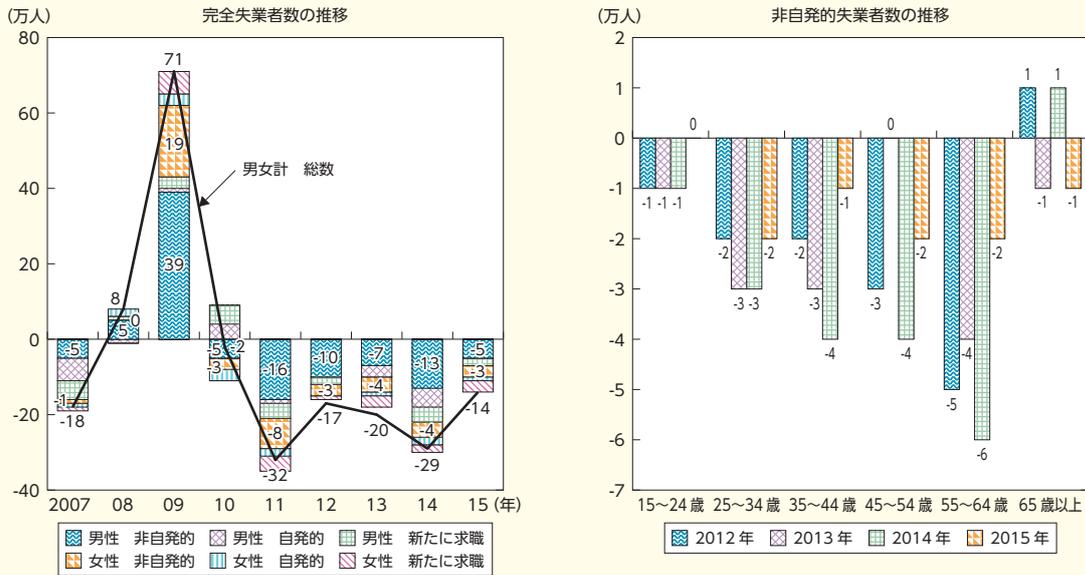
●非自発的失業は8万人減少

次に求職理由に注目して、失業の動向をみていこう。第1-(2)-5図では、求職理由別に失業者の増減を示している。左図で確認すると、2010年以降、完全失業者数は6年連続で減少しており、特に男性の非自発的失業の減少が大きく寄与している。2015年は、完全失業者数は、対前年で14万人の減少となっており、男性の非自発的失業が5万人減少したことや女性の非自発的失業が3万人減少するなど非自発的失業が8万人減少したことが大きな要因となっている。

それではどのような年齢層において非自発的失業が減少しているかみていこう。右図では、年齢階級別の非自発的失業者数について前年からの動きを表している。2012年、2013年、2014年では、55～64歳の層において非自発的失業者数の減少が顕著となっている。2015年では、15～24歳の年齢層を除いた全ての年齢階級において非自発的失業が減少している。

第1-(2)-5図 年齢階級別・求職理由別完全失業者数の推移

○ 2015年の完全失業者数は、前年より14万人減少している。また、男女別・求職理由別で見ると、男性の非自発的失業者の減少が大きい。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) データは前年差。

2) 左図の棒グラフについては、各男女別・離職理由別完全失業者数の増減の合計を表しているため、総計の完全失業者数の推移を表した棒線グラフの数値と必ずしも一致しない。

●長期失業者についても引き続き改善がみられる

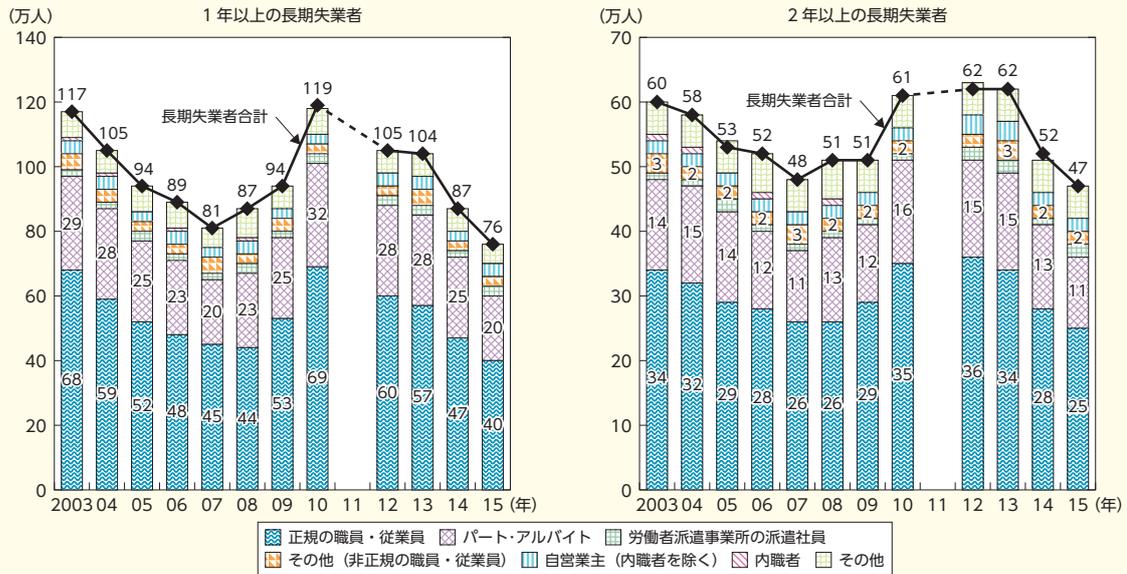
最後に失業期間に注目して失業の動向についてみていこう。第1-(2)-6図は、失業期間1年以上、2年以上の長期の失業者の動向を示している。まず1年以上の長期失業者数の推移についてみていく。2012年に105万人であった長期失業者は2014年に87万人まで大幅に減少した。続く2015年についても、11万人減少し、76万人となり、リーマンショック前の2007年の81万人よりも低い水準まで減少した。

次に2年以上の長期失業者について確認すると、2012年、2013年は62万人であったが、2014年に10万人減少し、52万人となった。続く2015年についても、5万人減少し、47万人となり、リーマンショック前の2007年の48万人よりも低い水準まで改善している。

また、「探している仕事の形態別」に注目して長期失業者の内訳をみると、「正規の職員・従業員」を探している失業者の割合が最も大きくなっている。その近年の推移をみると、1年以上の長期失業者の中では2013年には57万人であったが、2014年には47万人へと10万人の減少となり、続く2015年についても改善がみられ、7万人減の40万人となった。その中でも2年以上の失業者については3万人の減少となっており、2年以上のより長い失業状態にある人についても引き続き改善が続いた。

第1-(2)-6図 長期失業者の推移（探している仕事の形態別）

○ 2014年、2015年と1年以上及び2年以上の長期失業者についても減少がみられる。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) 長期失業者合計は、各失業期間の長期失業者のうち、探している仕事の形態が「雇われてする仕事」「自営業主（内職者を除く）」「内職者」「その他」の合計。

2) 2011年のデータは欠落していることから、2010年と2012年のデータを点線で接続している。

3 人手の過不足感の状況

●バブル期に次ぐ不足感

ここまで雇用情勢の概観、失業状況について確認してきた。次に、労働需要拡大の要因となる人手の過不足感の状況について確認していこう。

まず、人手の過不足感について概観する。第1-(2)-7図では、人手の過不足を表す指標として、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(短観)の雇用人員判断D.I.³の推移を示している。ここでは、雇用人員判断D.I.がプラスであることは、人手が過剰と考えている企業の割合の方が高く、マイナスであることは、人手が不足していると考えている企業の割合の方が高いことを示している。今回の景気回復局面の状況を把握するため、長期の雇用人員判断D.I.の推移をみると、足下である2016年1～3月の雇用人員判断D.I.は、全産業、製造業、非製造業はいずれもバブル期に次ぐ不足感となっていることが分かる。また、過去の不足感が高まった時期と比較すると、産業における乖離が大きくなっており、特に非製造業において不足感が高くなっている。

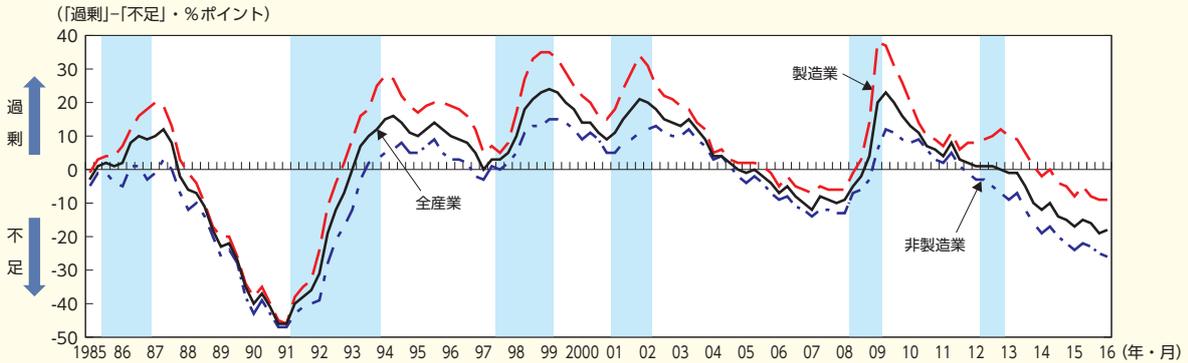
●「運輸業、郵便業」「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」の産業において不足感が強い

それでは具体的にどのような産業において、不足感が強くなっているのだろうか。第1-(2)-8図では、新規求人数と同様の産業区分を使用している厚生労働省「労働経済動向調査」の常用労働者の過不足判断D.I.⁴の産業別の推移を示している。ここでは、先述の日本銀行「全国

3 本文中においては、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」の3月調査を1～3月期、6月調査を4～6月期、9月調査を7～9月期、12月調査を10～12月期としている。

第1-(2)-7図 雇用人員判断D.I.の推移

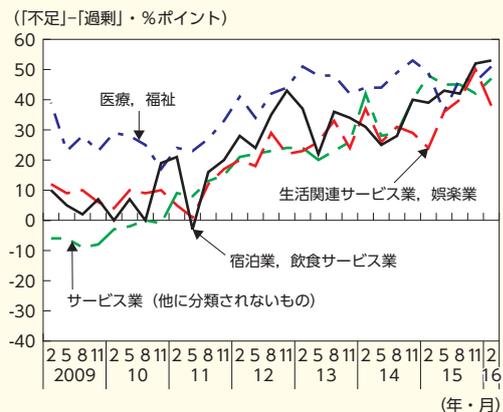
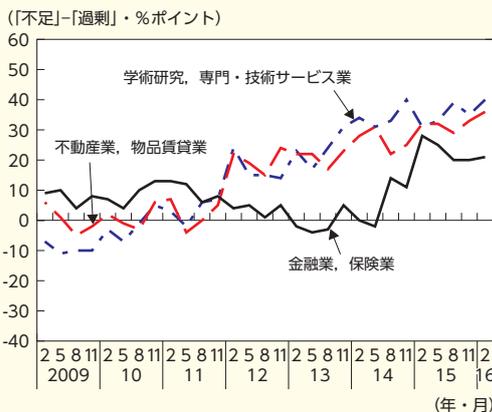
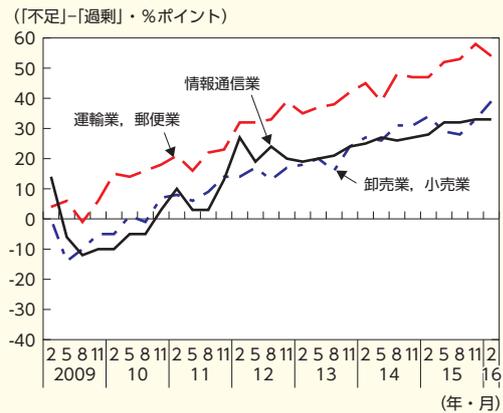
- 産業別に雇用人員判断D.I.をみると、全産業、製造業、非製造業はいずれも不足感が高まっており、特に非製造業の不足感が高くなっている。



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) グラフのシャドー部分は景気後退期。

第1-(2)-8図 常用労働者過不足判断D.I.(産業別)

- 産業別に常用労働者過不足判断D.I.をみると、足下では「運輸業、郵便業」、「宿泊業、飲食サービス業」及び「医療、福祉」といった非製造業において、不足感が強くなっている。



資料出所 厚生労働省「労働経済動向調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

4 ここでは、厚生労働省「労働経済動向調査」の2月調査を1～3月期、5月調査を4～6月期、8月調査を7～9月期、11月調査を10～12月期としている。

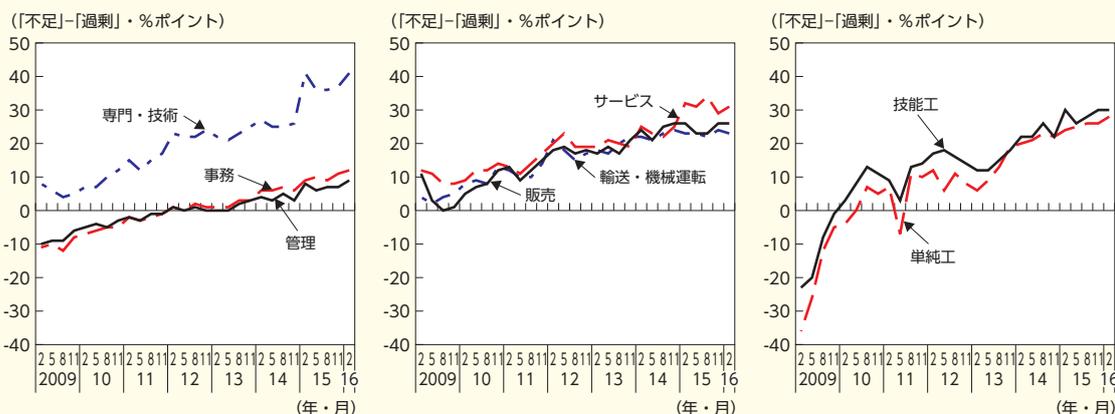
企業短期経済観測調査」とは逆に、労働者の過不足判断 D.I. がプラスであることは、人手が不足していると考えている事業所の割合の方が高く、マイナスであることは、人手が過剰であると考えている事業所の割合が高くなっているということに注意が必要である。2016年1～3月期をみると、「運輸業，郵便業」「宿泊業，飲食サービス業」「医療，福祉」において不足感が強くなっていることが分かる。また2012年1～3月期から2016年1～3月期の変化幅をみると、「製造業」「サービス業（他に分類されないもの）」「卸売業，小売業」「宿泊業，飲食サービス業」において不足感が高まっている。

●「専門・技術」「技能工」「サービス」の職種において不足感が強い

次に第1-(2)-9図において、職業別の労働者の過不足判断 D.I. の推移についてみていく。まず、職種の特徴についてみていくと、「専門・技術」といった特定の職種については、常に不足感が高い一方で、「技能工」「単純工」といった職種については、景気に強く影響されるということが分かる。2016年1～3月期をみると、特に「専門・技術」「サービス」「技能工」の職種において不足感が強くなっている。一方、「管理」「事務」では不足感は相対的に低くなっている。

第1-(2)-9図 労働者過不足判断 D.I. (職業別)

○ 職業別に労働者過不足判断 D.I. をみると、全ての職業において不足感が出ており、特に「専門・技術」「サービス」「技能工」において、不足感が高くなっている。



資料出所 厚生労働省「労働経済動向調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

●引き続き「正社員等」についても不足感が強まっている

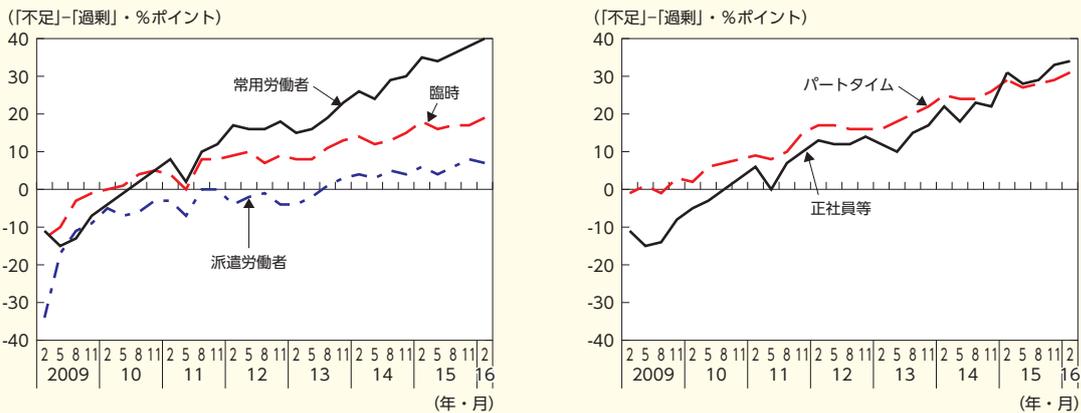
最後に雇用形態別⁵⁾に労働者の過不足判断 D.I. の推移についてみていこう。第1-(2)-10図において、その推移を確認すると、「常用労働者」の不足感が高まることによって、「臨時」「派遣労働者」との不足感の違いが顕著になってきており、2016年1～3月の「常用労働者」の労働者の過不足判断 D.I. は40%ポイントとなっている。次に、「正社員等」と「パートタイム」

5 「常用労働者」とは、期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者のいずれかに該当する者をいう。「正社員等」とは、雇用期間を定めないで雇用されている者又は1年以上の期間の雇用契約を結んで雇用されている者をいい、「パートタイム」は除く。「パートタイム」とは、1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が当該事業所の正社員のそれより短い者をいう。「臨時」とは、1か月以上1年未満の期間を定めて雇用されている者及び期間を限って季節的に働いている者をいい、「パートタイム」は除く。

の状況についてみていくと、2015年1～3月期で、「正社員等」の不足感が「パートタイム」を超して以降、5期連続で「正社員等」の不足感が「パートタイム」の不足感を上回っており、「正社員等」についても、深刻な人手不足の状況にあることが分かる。

第1-(2)-10図 労働者過不足判断D.I.（雇用形態別）

○ 雇用形態別に労働者過不足判断D.I.をみると、「常用労働者」では不足感がある事業所が30%を超えるなど、高い水準になっている。「正社員等」と「パートタイム」では、2015年2月調査以降、5期連続で「正社員等」の不足感が「パートタイム」の不足感を上回っている。



資料出所 厚生労働省「労働経済動向調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 「常用労働者」とは、期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者のいずれかに該当する者をいう。
- 2) 「正社員等」とは、雇用期間を定めないで雇用されている者又は1年以上の期間の雇用契約を結んで雇用されている者をいい、「パートタイム」は除く。「パートタイム」とは、1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が当該事業所の正社員のそれより短い者をいう。
- 3) 「臨時」とは、1か月以上1年未満の期間を定めて雇用されている者及び期間を限って季節的に働いている者をいい、「パートタイム」は除く。

4 求人・求職の動き

●人手不足等の動きを受けて、求人倍率は上昇

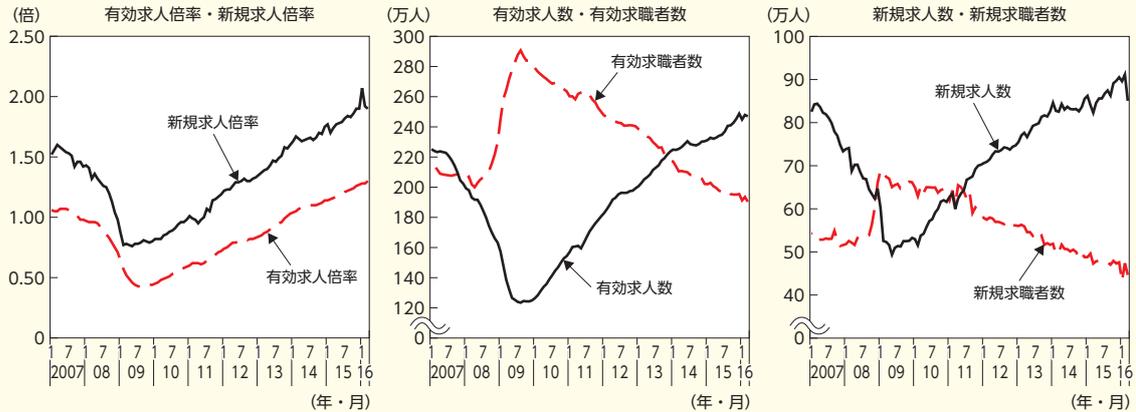
労働需要の増加による人手不足の状況について概観してきた。それでは、このような人手不足の状況がどのように労働市場に表れてきたのか、求人・求職の動きについてみていこう。

労働市場の主要な動きについて確認していこう。第1-(2)-11図では、労働市場の主な指標である有効求人倍率、新規求人倍率、有効求職者数、有効求人数、新規求人数、新規求職者数の推移についてみている。これらの指標の推移をみると、労働需要を表す有効求人数、新規求人数は共に増加しており、2015年3月と2016年3月を比較すると、有効求人数は232万1千人から247万人に、新規求人数は82万3千人から85万1千人に増加した。一方、労働供給を表す有効求職者数、新規求職者数は、就職が進んだこと等により減少しており、2015年3月と2016年3月を比較すると、有効求職者数は200万7千人から190万3千人に、新規求職者数は47万3千人から44万7千人まで減少した。このような動きを受けて、有効求人倍率、新規求人倍率は上昇しており、それぞれ、2015年3月には、1.16倍、1.74倍であったが、2016年3月には、有効求人倍率は1.16倍から1.30倍に新規求人倍率は1.74倍から1.90倍まで上昇した。

また、年齢階級別に新規求職者数の前年増減比率をみてみると、65歳以上を除いた全ての

第1-(2)-11 図 労働市場における各主要指標の動き

- 緩やかな景気回復を受けて、有効求人数、新規求人数は増加している。新規求職者、有効求職者は新たに職がみつかった等の影響もあり、減少傾向となった。



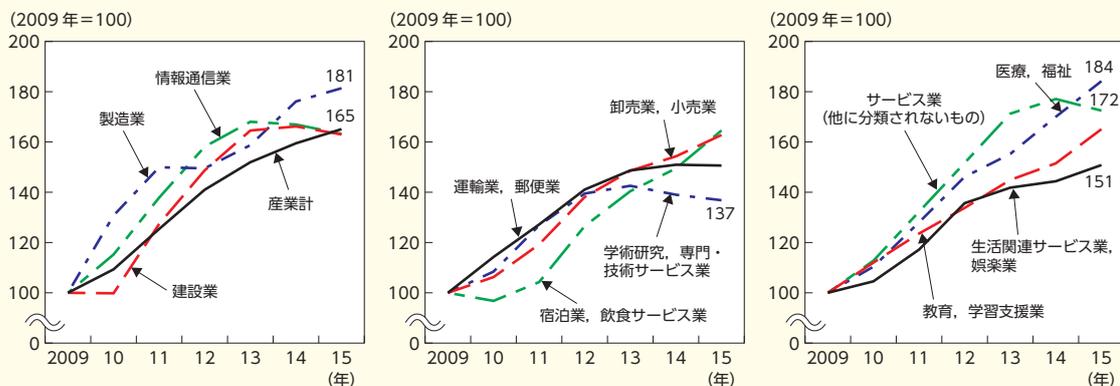
年齢階級において、新規求職者数は減少しており、65歳以上についても新規求職者数は増加しているものの、その増加幅は縮小している（付1-(2)-1図）。

● 「医療、福祉」「製造業」「サービス業（他に分類されないもの）」の産業において新規求人の伸びが強い

それでは、どのような産業において求人が増加しているのだろうか。第1-(2)-12図では、新たな労働需要を表す新規求人に注目し、2009年を100とした時の産業別の新規求人数の伸びを示している。まず全体の新規求人の推移をみると、2009年から2015年にかけて増加していることが分かる。産業別にみると「医療、福祉」「製造業」「サービス業」において相対的に伸びが大きく、「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」において、相対的に伸びが低くなっていることが分かる。

第1-(2)-12 図 新規求人数の推移（産業別）

- 新規求人数の伸びを産業別にみると、「医療、福祉」「製造業」「サービス業（他に分類されないもの）」において、伸びが大きくなっているのに対し、「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」などにおいて、相対的に伸びが低くなっている。



● 「管理的職業」「サービスの職業」の職業において新規求人の伸びが強い

次に、新規求人数の推移を職業別にみていく。第1-(2)-13図では、2009年を100とした時の職業別の新規求人数の伸びを示している。これをみると、特に「管理的職業」「サービスの職業」において、相対的に大きな伸びがみられる一方、「専門的・技術的職業」において、相対的に伸びが低くなっていること分かる。

● 正社員についても新規求人数に伸びがみられる

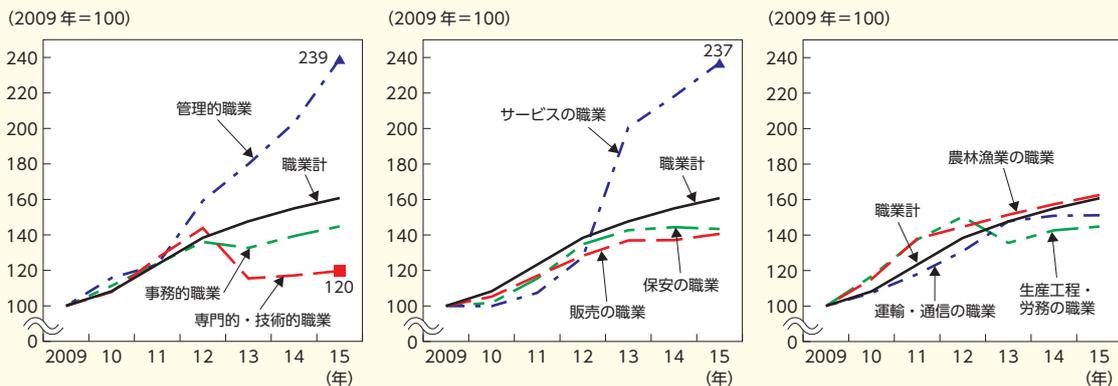
また、第1-(2)-14図により、雇用形態別⁶の新規求人数の推移について確認する。まず左図において新規求人数の実数の推移を確認すると正社員、パートタイムともに着実に新規求人数は増加しており、2015年は、正社員は428万人、パートタイムは413万人の新規求人となった。次に2009年を100として新規求人数の雇用形態別の伸びをみると、正社員、パートタイムは同様の動きとなっており、正社員についても新規求人数が伸びてきていることが確認できる。

● 「専門的・技術的職業」「サービスの職業」等において新規求人倍率が高い

最後に、どのような職種において人材の獲得が困難になっているか確認するために、第1-(2)-15図において、職種別の新規求人倍率をみていく。2015年の職種計の新規求人倍率は1.08倍となっており、「保安の職業」「建設・採掘の職業」「サービスの職業」「専門的・技術的職業」等において、職種計よりも高い新規求人倍率がみられ、人材の獲得が困難になっていることが示唆される。一方、「事務的職業」等においては職種計よりも低い新規求人倍率になっており、他の職種と比べて、相対的には人材の確保がし易い状況となっている。

第1-(2)-13図 新規求人数の推移（職業別）

○ 新規求人数の伸びを職業別にみると、「管理的職業」「サービスの職業」において、大きな伸びがみられる一方で、「専門的・技術的職業」において、伸びが相対的に低くなっている。



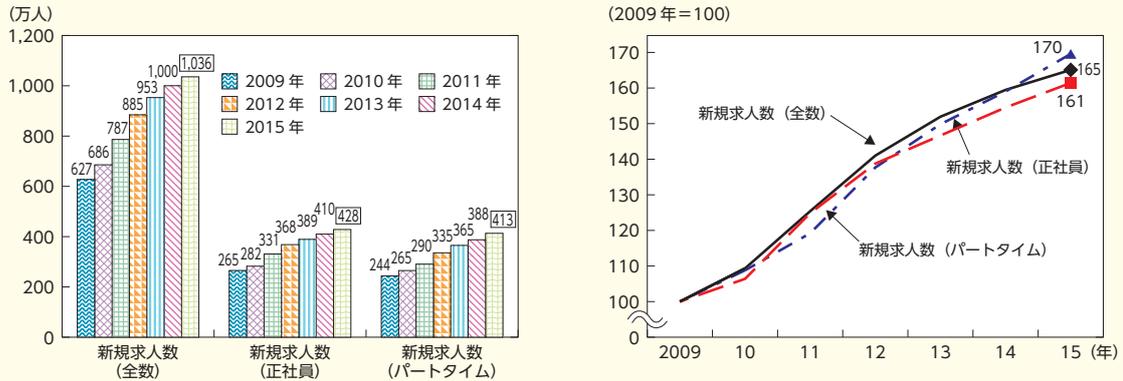
資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 2009年から2012年は労働省編職業分類(1999年改定)、2013年以降は厚生労働省編職業分類(2011年改定)による。ただし、凡例は、旧職業分類にて表象している。
2) 2012年から2013年にかけては、職業分類の改定の影響により、同一の名称であっても、完全には接続したデータでないことに留意が必要。また、職業分類の改定の影響により、2013年～2015年の「生産工程・労務の職業」は、新産業分類での「生産工程の職業」、「建設・採掘の職業」、「運搬・清掃・包装等の職業」の合計。また、2013年～2015年の「運輸・通信の職業」には「通信の職業」が含まれないことに留意が必要。

6 「正社員」とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者。「パートタイム」とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者。

第1-(2)-14 図 新規求人数の推移（雇用形態別）

- 新規求人数の推移を実数で見ると、2015年は正社員428万人、パートタイム413万人となった。また、2009年からの新規求人数の伸びをみると、正社員の新規求人伸びている。

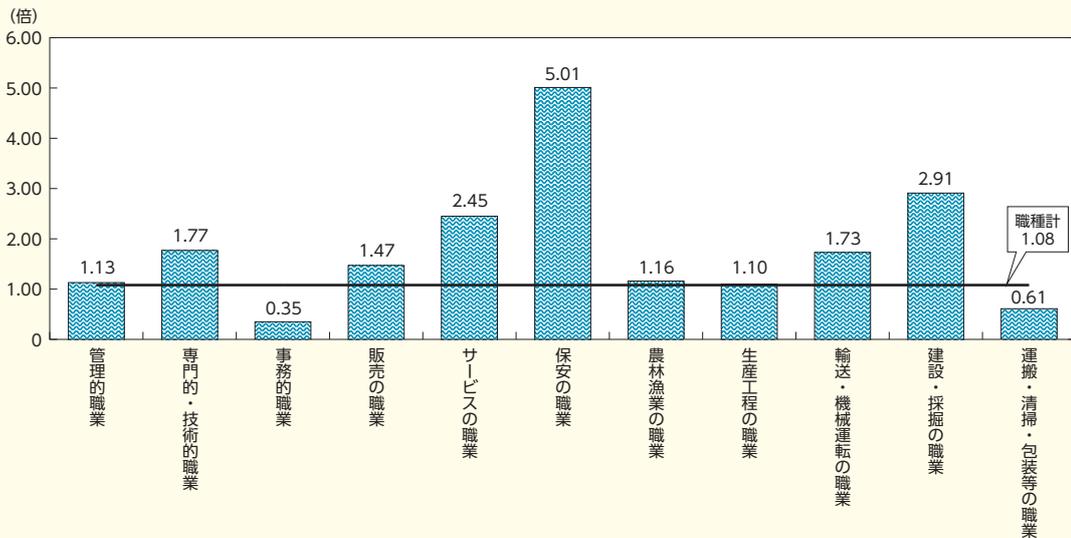


資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 「正社員」とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規雇用労働者。「パートタイム」とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者。

第1-(2)-15 図 職種別新規求人倍率（2015年平均）

- 2015年平均の職種別新規求人倍率では、「保安の職業」「建設・採掘の職業」「サービスの職業」「専門的・技術的職業」等において、平均よりも高くなっている。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

5 就業者・雇用者の動き

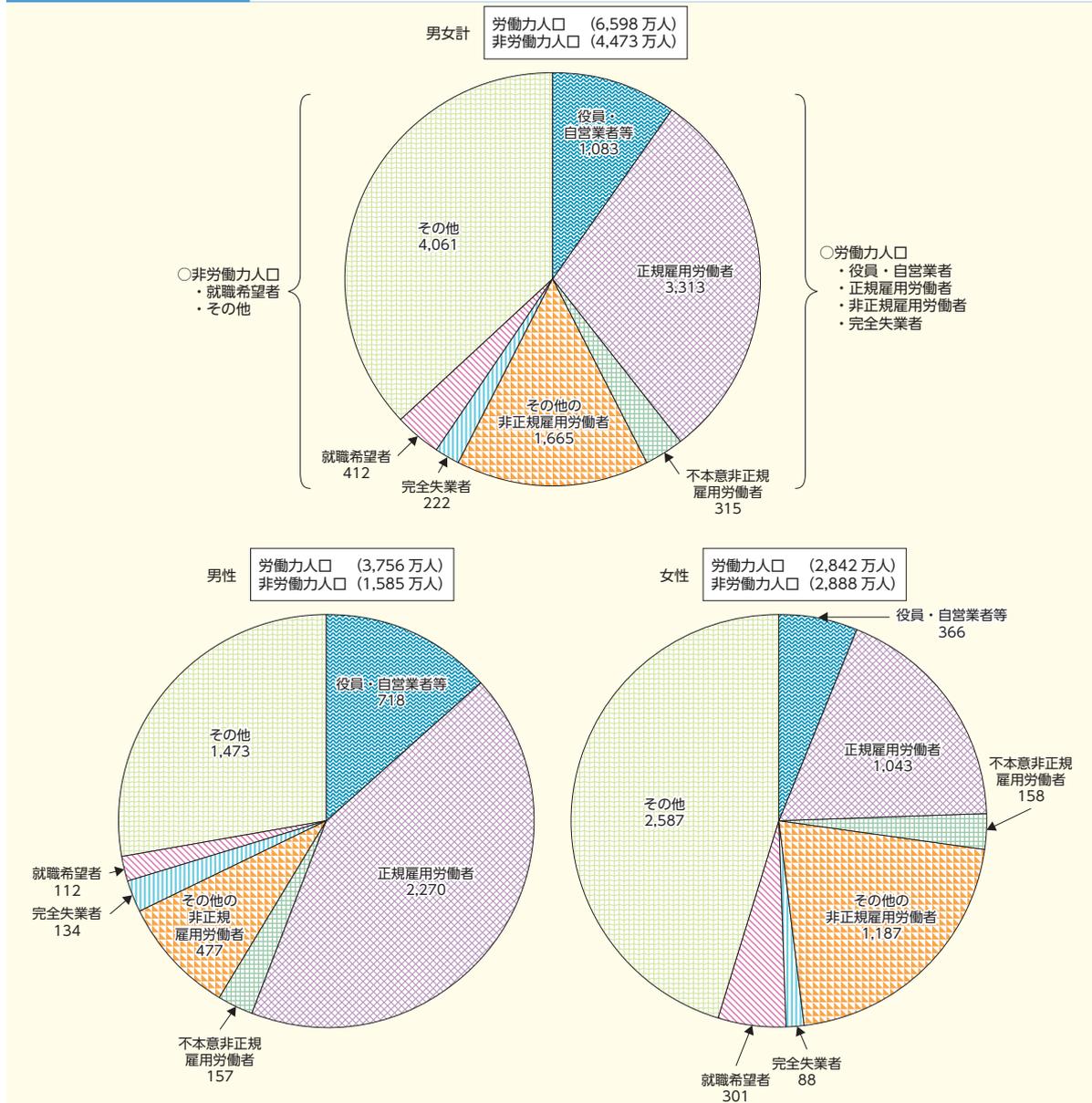
ここまで人手の過不足感の状況や、人手不足を受けた求人・求職の動きについて確認してきた。このような労働市場の動きを受けて、実際にどのように就業者、雇用者が変動したのかみていく。

まず日本の労働情勢の概観についてみていこう。第1-(2)-16図は2015年の労働情勢について、その内訳を示したものである。15歳以上人口の男女計の内訳をみると、労働力人口が6,598万人、非労働力人口が4,473万人となっている。労働力人口のうち完全失業者は222万人、不本意非正規雇用労働者数は315万人となっている。また、非労働力人口のうち就職希望者は

412万人となっており、労働環境等の整備を行っていくことで、就業を希望する人の労働市場への参入を促していくことも必要である。

男女別にみると、男性は非正規雇用労働者に占める不本意非正規雇用労働者の割合は約25%となっており、女性の約12%と比較して高くなっている。一方、女性については、非労働力人口における就業希望者の人数が301万人となっており、男性の112万人よりも大きい人数となっていることが特徴である。

第1-(2)-16図 日本の労働情勢の概観（2015年）



資料出所 総務省統計局「労働力調査」「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) データについては、2015年平均の値を使用している。
 2) 不本意非正規雇用労働者、就職希望者については、「労働力調査（詳細集計）」の値、その他の項目については「労働力調査」の値を使用した。
 3) 正規雇用労働者は「正規の職員・従業員」、不本意非正規雇用労働者は現職に就いた理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者。その他の非正規雇用労働者は、非正規雇用労働者から不本意非正規雇用労働者を差し引いた者。
 4) 役員・自営業者等は労働力人口より役員を除いた雇用者と完全失業者を差し引いたもの。
 5) その他については、非労働力人口より就職希望者を差し引いたもの。

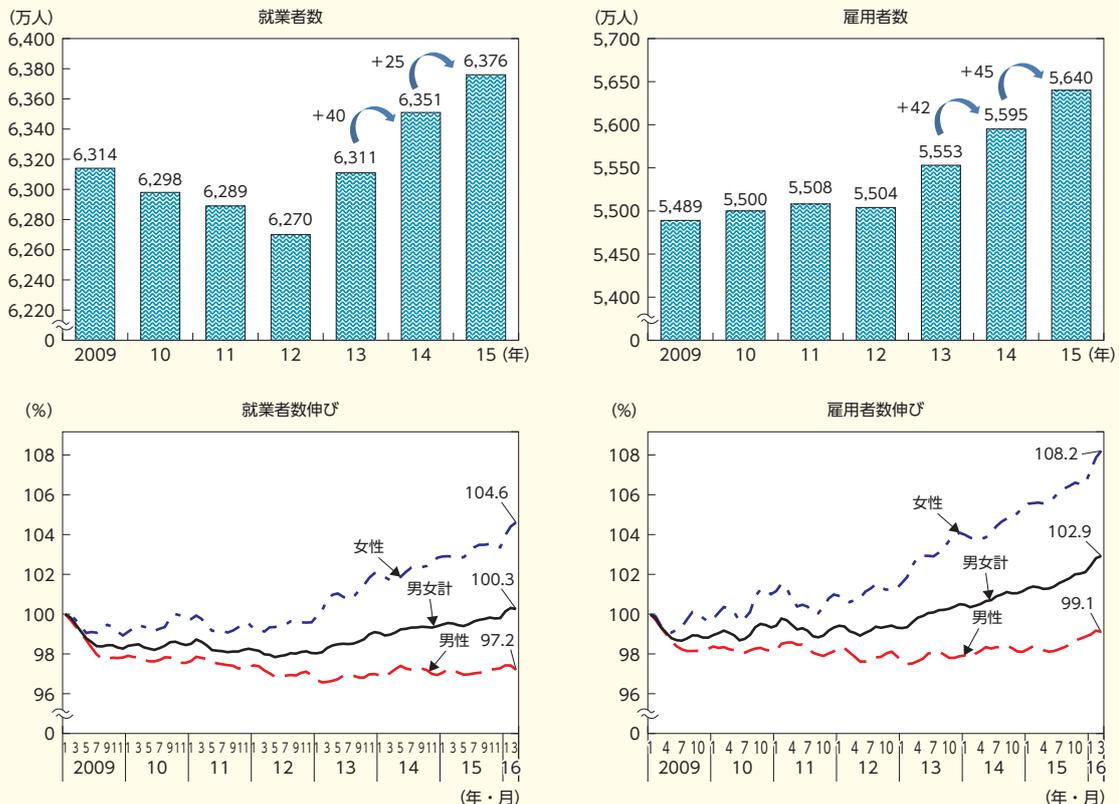
●女性の雇用労働者も増加

それでは、どのような就業者数、雇用者数の変動が起こったかみていこう。第1-(2)-17図は就業者数、雇用者数の推移を示したものである。まず、就業者数、雇用者数の推移をみていくと、就業者数、雇用者数は2012年以降着実に増加してきており、2015年は、就業者数は25万人増の6,376万人、雇用者数は45万人増の5,640万人となった。

次に就業者数と雇用者数の伸びについてみてみる。2009年1月を100とした時の就業者数と雇用者数の伸びをみると、2016年3月時点で、就業者数の男女計は横ばいである一方、雇用者数については微増となっている。また、男女別でみると、就業者数と雇用者数ともに、女性の伸びが顕著であり、特に雇用者数において女性の伸びが大きくなっており、女性の雇用が増加していることが分かる。

第1-(2)-17図 就業者数・雇用者数の推移

- 2015年は就業者数は25万人増の6,376万人、雇用者数は45万人増加で5,640万人となった。伸びをみると、2016年3月時点で、就業者数の男女計は横ばいである一方、雇用者数の男女計は微増となっている。特に女性の雇用者数の伸びが顕著となっている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

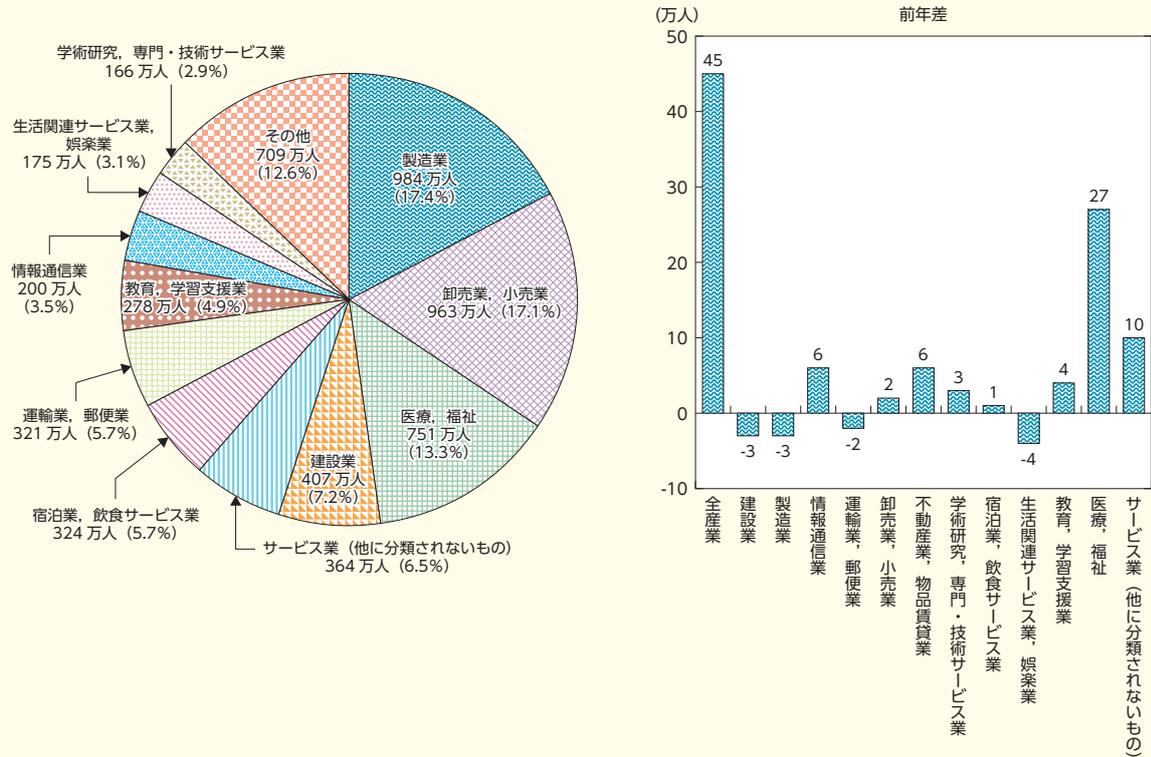
- (注) 1) 就業者数の伸び、雇用者数の伸びについては、月次の季節調整値を後方3か月平均をした値を使用している。
2) 就業者数、雇用者数の2011年の値は、補完推計値(新基準)を使用している。

●2015年は「医療、福祉」「サービス業(他に分類されないもの)」において雇用者が増加

次に2015年の雇用者の推移について、産業別でみていこう。第1-(2)-18図の左図では、2015年平均の産業別雇用者数を示している。産業別においては、「製造業」「卸売業、小売業」「医療、福祉」の順番で雇用者数が大きく、全体に占める割合は17.4%、17.1%、13.3%となっている。右図において、2015年の前年からの雇用者数の増減についてみてみると、雇用者全

第1-(2)-18図 産業別雇用者数（2015年）

○ 2015年の雇用者数の対前年差を産業別にみると、「医療、福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」において、27万人増、10万人増となっている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) データは15歳以上の雇用者数。産業分類は、第12回改定の産業分類による。
 2) 左図において、「その他」は、「農業、林業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「複合サービス事業」「公務（他に分類されるものを除く）」「分類不能の産業」を合わせたもの。
 3) 左図の（）の値については、全産業の雇用者に占める各産業の割合。

体は45万人の増加となっており、特に「医療、福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」において、27万人、10万人の大きな増加となっている一方で、一番大きなシェアを占める「製造業」については3万人の減少となっている。

● 16か月連続で女性の正規雇用労働者が増加

次に雇用者の動きについて雇用形態別でみていく。第1-(2)-19図では、男女別・雇用形態別に雇用者数の推移を示している。2015年の年平均を前年増減でみると、男女計では雇用者は前年を上回る44万人の増加となっており、そのうち非正規雇用労働者は18万人の増加となっている。また、正規雇用労働者は、2014年には減少していたが、2015年は増加に転じ、26万人の増加となっている。中でも特に女性の正規雇用労働者が23万人と大きく増加している。

また、男女計の動きについて、月次でみると2015年は一貫して雇用者は前年同月差で増加しており、2月と11月に非正規雇用労働者が減少したことを除き全ての月において、正規雇用労働者、非正規雇用労働者がともに増加している。また、2016年1月から3月の推移をみると、1月は雇用者は大きく増加しており、103万人の増加となっている他、3月には正規雇用労働者が67万人の増加となっている。

男女別により詳細にみていくと、男性は雇用者数全体が一進一退の動きを続ける中で、女性の雇用者は増加しており、雇用形態別でみると、女性は、2014年12月以降、16か月連続で正

正規雇用労働者の増加が続いている。

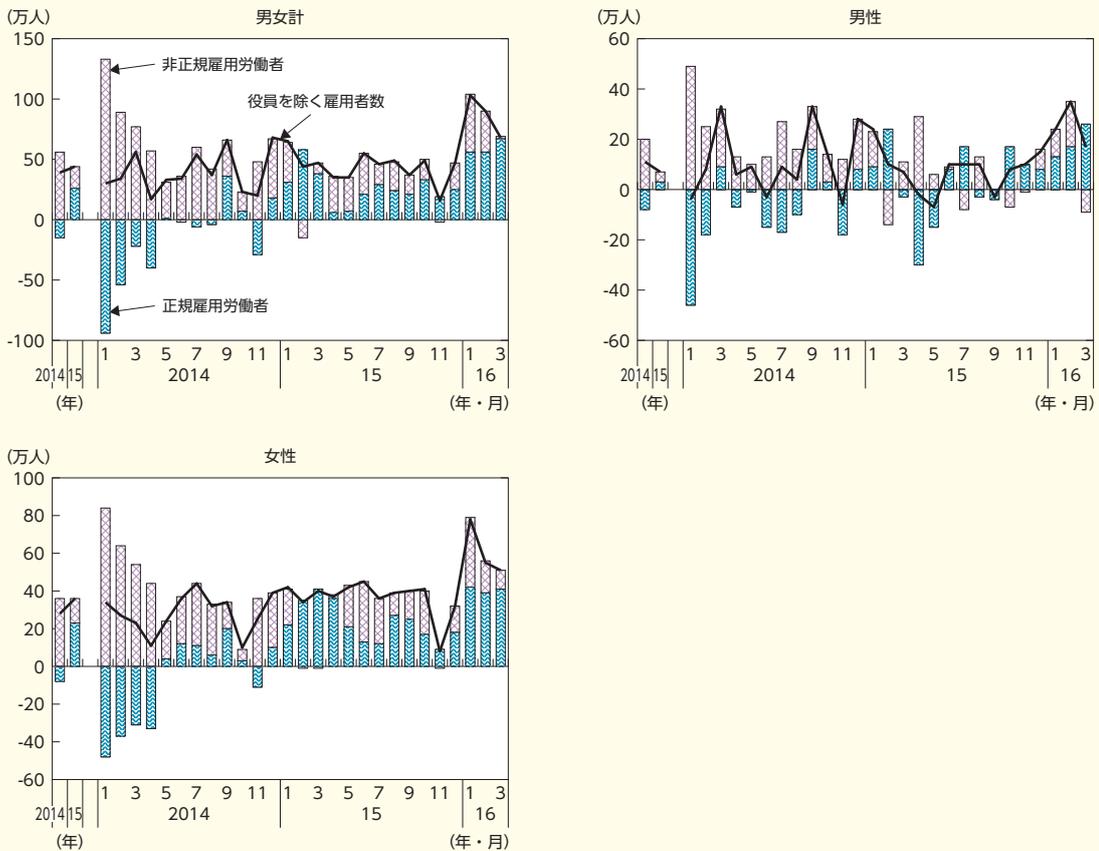
次に、正規雇用労働者、非正規雇用労働者の増減について、人口の変動とともにみていこう。第1-(2)-20図は、正規雇用労働者、非正規雇用労働者、人口の前年増減について、男女別・年齢階級別にみたものである。はじめに男女計についてみていこう。男女計では、人口が減少している15～19歳、25～29歳、30～34歳、35～39歳、55～59歳、60～64歳の年齢層では、人口の減少以上の正規・非正規雇用労働者の減少はみられない。一方、人口が増加している20～24歳、40～44歳、45～49歳、50～54歳、65歳以上の年齢層では、20～24歳の年齢層を除き、全ての年齢層において正規・非正規雇用労働者が増加している。

また20～24歳についても、人口が増加しているのに対して、非正規雇用労働者の減少が認められるが、非正規雇用労働者の減少以上に正規雇用労働者の増加がおきていることから、雇用者数全体としてはプラスとなっている。

さらに、男女別に特徴のある動きがみられた年齢層についてみていこう。まず、男性については、60～64歳において人口が減少している中での、正規雇用労働者の増加がみられる。また女性についても、30～34歳、55～59歳、60～64歳において、人口が減少している中での正規雇用労働者の増加がみられる。

第1-(2)-19図 男女・雇用形態別雇用者数の推移（前年同月増減）

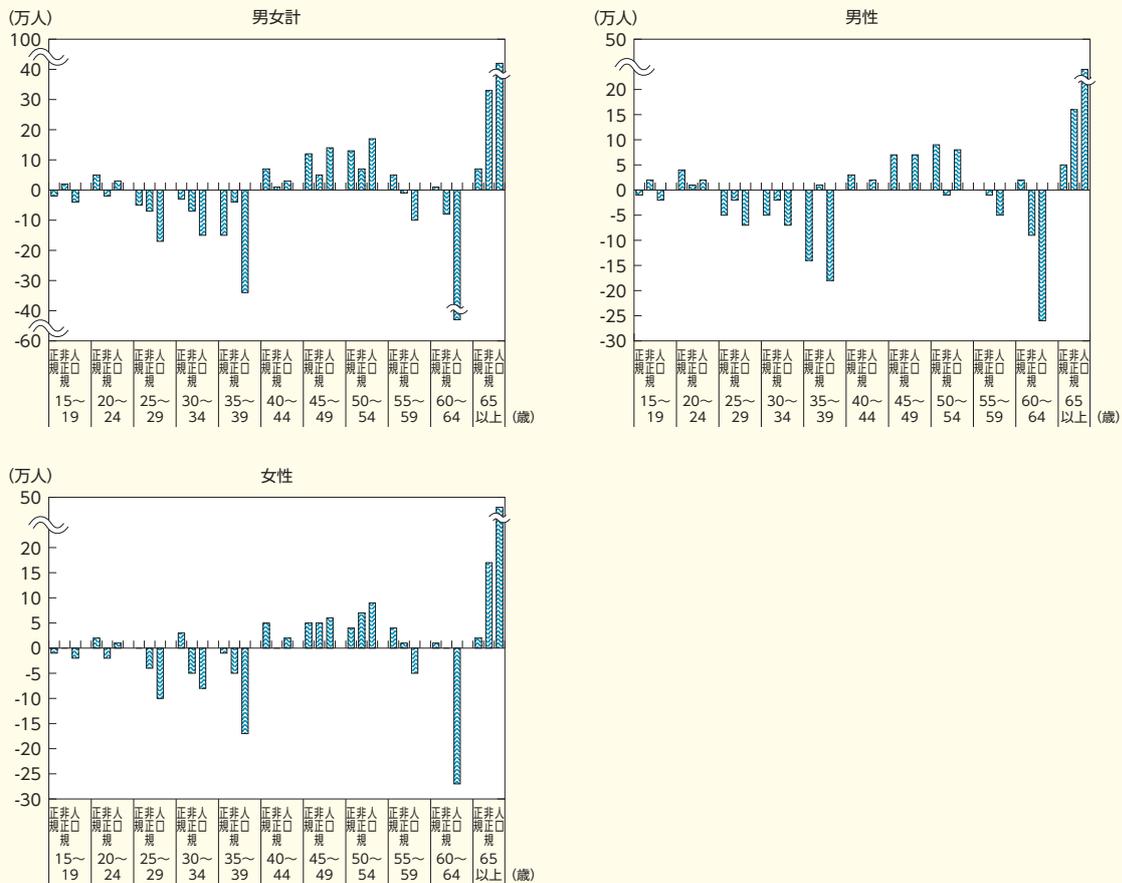
- 2015年の正規雇用労働者数の動きを月ごとにみると、男女計は一貫して増加した。男女別にみると、女性の正規雇用労働者の増加が大きい。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

第1-(2)-20図 人口・正規・非正規増減

○ 男女計では55～59歳、60～64歳において人口が減少しているにもかかわらず、正規雇用労働者の増加がみられる。男性は、60～64歳において、女性は、30～34歳、55～59歳、60～64歳において、人口の減少にもかかわらず、正規雇用労働者の増加がみられる。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 値は2014年から2015年の増減差。

●引き続き進む正規雇用化の動き

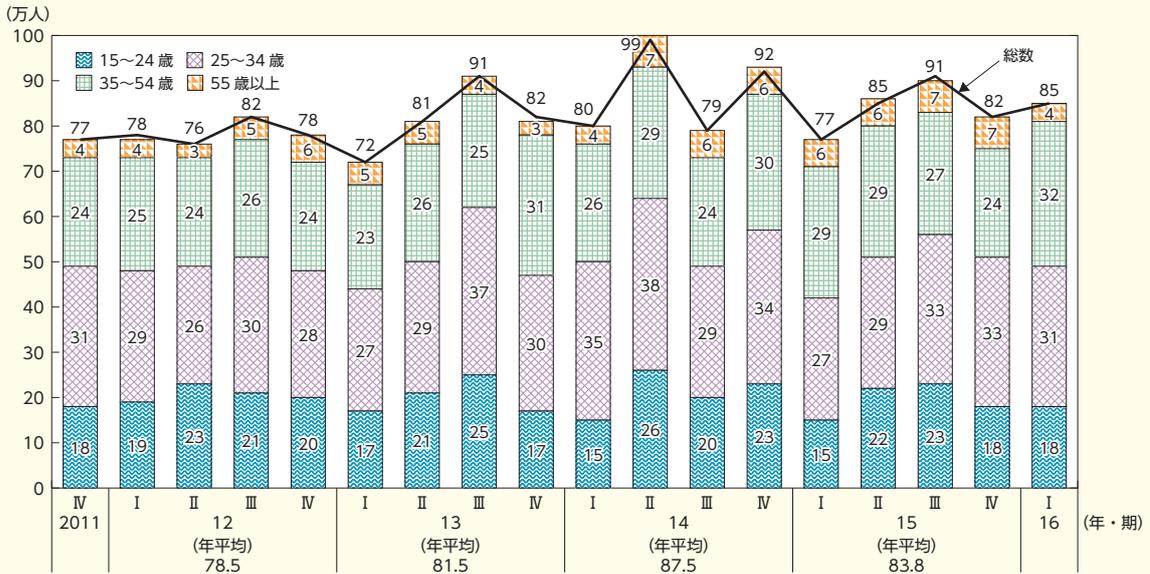
このように雇用者数全体が増加している中で、どのような雇用形態間の移動が起きたのかみていこう。第1-(2)-21図は、非正規雇用から正規雇用へ転換した雇用者の数(正規雇用化の人数)の推移を示している。正規雇用化の人数については、25～34歳を中心に増加しており、年平均の推移をみると2012年は78.5万人、2013年は81.5万人、2014年は87.5万人、2015年は83.8万人となっている。2015年平均では、正規雇用化への動きは2014年と比較すると、低い水準ではあるものの、2013年よりも高い水準を維持しており、引き続き正規雇用化の動きが進んでいる。

次に第1-(2)-22図において、正規雇用化の動きについて、男女別に確認していこう。男女別の年平均の動きをみると、男性は、2012年は36.8万人、2013年は39.0万人であったが、2014年に42.8万人へと正規雇用化の動きが拡大した後、2015年には38.8万人となり、2013年と同水準となった。女性については、2012年、2013年は41.8万人、42.3万人であったが、2014年に45.3万人まで拡大し、2015年も45.0万人と、2014年と同水準となっている。年齢別でみると、男性、女性ともに25～34歳といった若年層において正規雇用化が進んでいることが分かる。

それでは、正規雇用から非正規雇用への動きも勘案した場合の正規雇用化の推移はどのよう

第1-(2)-21 図 非正規雇用から正規雇用への転換

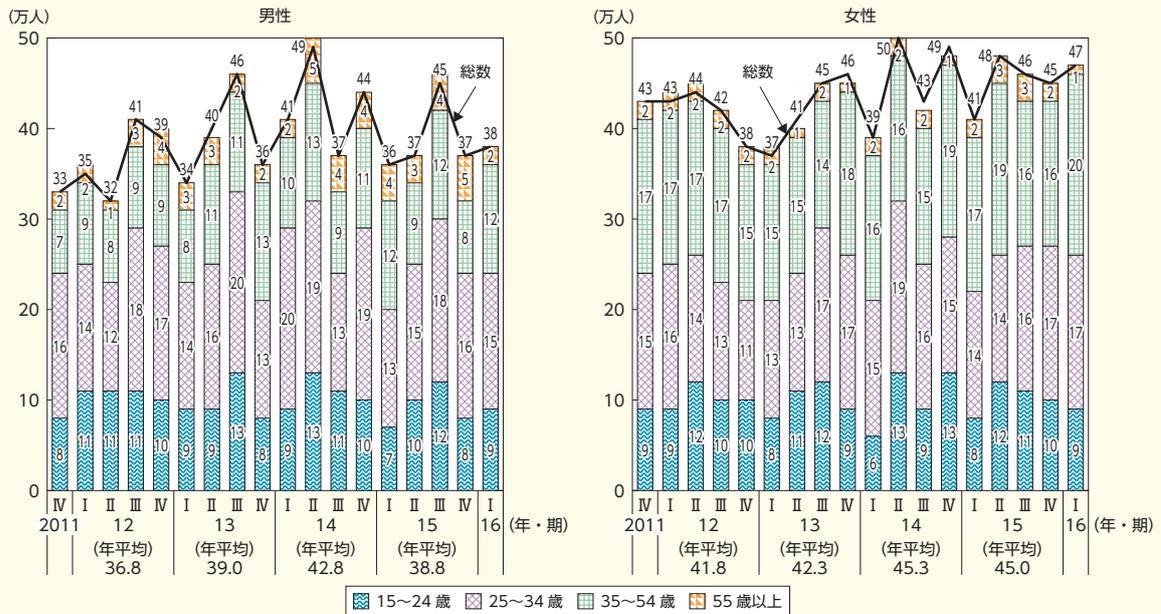
○ 非正規から正規雇用への転換をみると、2015年平均では、2014年平均と比べて減少しているものの、引き続き転換が進んでいる。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) 非正規から正規へ転職した者の数については、雇用形態が正規の職員・従業員のうち、過去3年間に離職を行い、前職が非正規の職員・従業員であった者の数をいう。
 2) 各項目の値は、千の位で四捨五入しているため、各項目の値の合計が総数の値と一致しない場合もあることに留意が必要。

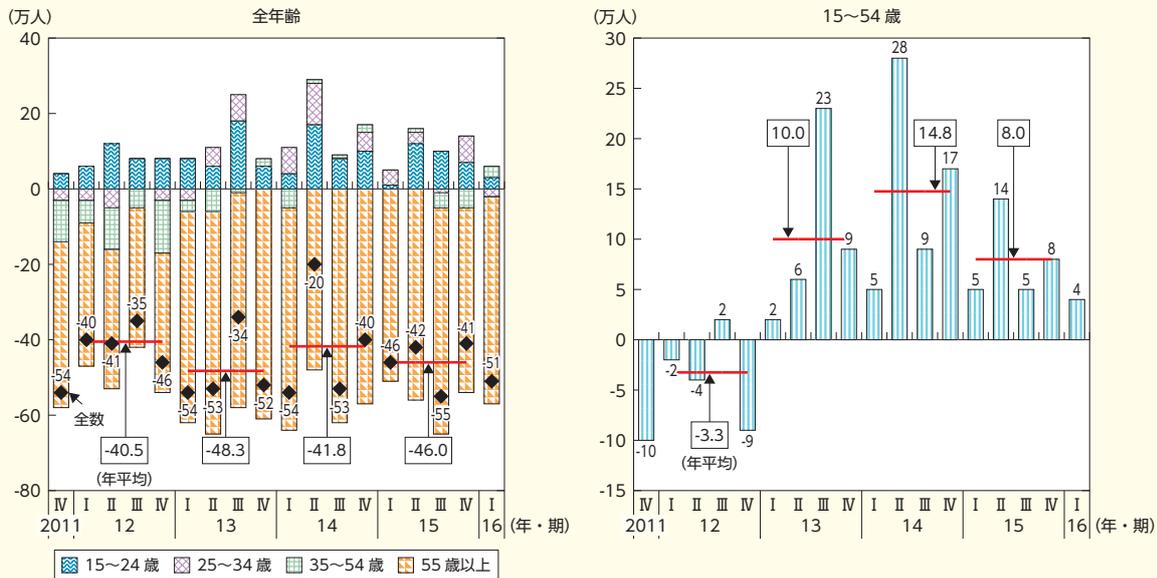
第1-(2)-22 図 非正規雇用から正規雇用への転換（男女別）

○ 2016年1~3月期の非正規から正規へ転職した雇用者数を男女別にみると、男性は38万人、女性は47万人となった。



第1-(2)-23図 正規雇用から非正規雇用への動きも勘案した場合の正規雇用化

○ 「非正規雇用から正規雇用へ転換した者の数」から「正規雇用から非正規雇用へ転換した者の数」を差し引いた正規雇用化の人数の推移をみると、全年齢では減少傾向となる一方、15～54歳の年齢で見ると、2013年1～3月期以降13期連続で増加となっている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 「非正規から正規へ転換した者の数」については、雇用形態が正規の職員・従業員のうち、過去3年間に離職を行い、前職が非正規の職員・従業員であった者の数をいう。「正規から非正規へ転換した者の数」とは、雇用形態が非正規の職員・従業員のうち、過去3年間に離職を行い、前職が正規の職員・従業員であった者の数をいう。
2) 各項目の値は、千の位で四捨五入しているため、各項目の値の合計が総数の値と一致しない場合もあることに留意が必要。

になるだろうか。第1-(2)-23図は、「非正規雇用から正規雇用へ転換した者の数」から「正規雇用から非正規雇用へ転換した者の数」を差し引いた正規雇用化の数を示したものである。まず、全年齢における推移をみると、55歳以上の年齢層において、「正規雇用から非正規雇用へ転換した者の数」が「非正規雇用から正規雇用へ転換した者の数」よりも多いため、前年同期と比べて減少しており、年平均で見ると、2012年では、40.5万人の減少、2013年では、48.3万人の減少、2014年は41.8万人の減少、2015年は46.0万人の減少となっている。

55歳以上の年齢層では、60歳以上で再雇用され非正規雇用に移行する労働者の影響も考えられるため、右図では、その影響を除外した15～54歳の年齢層のみの推移を示している。これをみると、2013年1～3月期以降、13四半期連続でプラスとなっており、年平均では2015年は8万人のプラスとなっている。このようなことから足下で正規雇用から非正規雇用への動きも勘案した場合の正規雇用化への動きが進んでいるということがいえる⁷。

●女性の不本意非正規雇用労働者は5四半期連続で減少

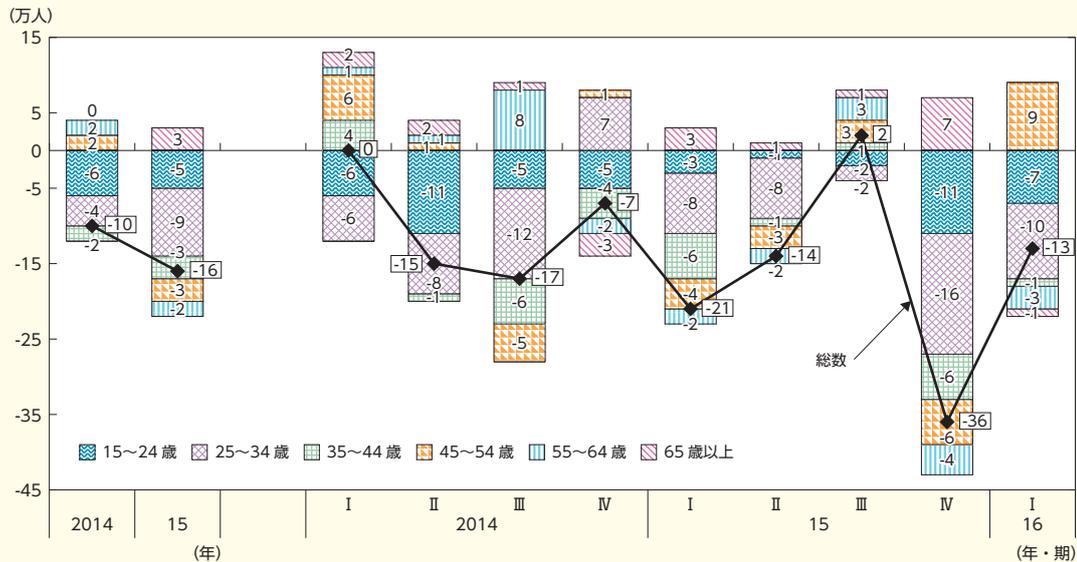
ここまで正規雇用化という雇用形態間の移動について確認してきた。次に第1-(2)-24図により、非正規雇用労働者として働いている理由について「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者を「不本意非正規雇用労働者」として、推移についてみていこう。まず、年平均で見ると、2014年は前年と比べて10万人の減少となっていたが、2015年は16万人の

7 年平均で見ても、15～54歳の年齢層で見ると2013年から3年連続で増加している（付1-(2)-2図）。

減少となり、減少幅が拡大していることが分かる。次に四半期別にその推移をみると、2015年は7～9月期において、不本意非正規雇用労働者数は増加しているものの、その他の期については前年同期と比べて減少となっており、2016年1～3月期には、前年同期差で13万人減

第1-(2)-24 図 不本意非正規雇用労働者数の推移（前年（同期）差）

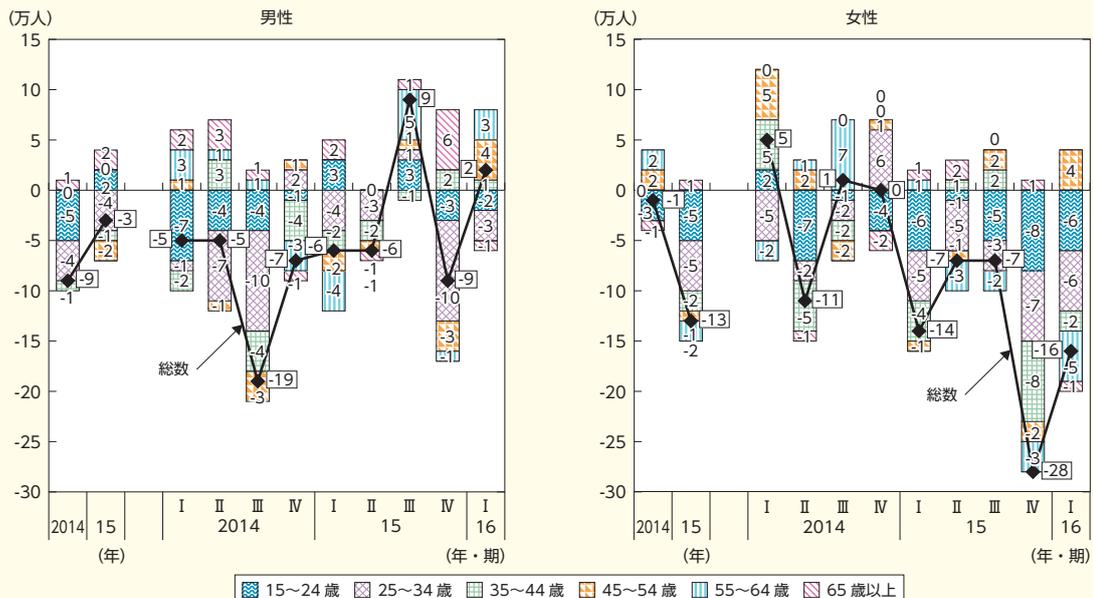
○ 不本意非正規雇用労働者は、2015年は、前年より16万人減となり、減少幅が拡大した。特に25～34歳において、前年より9万人減となり大きな減少幅となった。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) 「不本意非正規雇用労働者」とは、非正規雇用として働いている理由について「正規の職員・従業員の仕事がないから」を回答した者をいう。
 2) 値は前年（同期）差。

第1-(2)-25 図 不本意非正規雇用労働者数の推移（前年（同期）差・男女別）

○ 男女別に不本意非正規雇用労働者の動きをみると、2015年は男性は前年より3万人減と減少幅が縮小したものの、女性については、前年より13万人減と減少幅が拡大している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) 「不本意非正規雇用労働者」とは、非正規雇用として働いている理由について「正規の職員・従業員の仕事がないから」を回答した者をいう。
 2) 値は前年（同期）差。

少となっている。このようなことから、不本意非正規雇用労働者の減少が進んでいることが分かる⁸。

次に第1-(2)-25図において、不本意非正規雇用労働者数の推移を男女別でみていこう。まず年平均でみると、男性の不本意非正規雇用労働者数は2014年に9万人の減少となった後、2015年に3万人の減少となっており、2014年は15～24歳と25～34歳の層での減少の寄与が大きかったが、2015年は25～34歳の層は引き続き減少に寄与しているものの、15～24歳は増加への寄与となっている。また、女性の不本意非正規雇用労働者数は、2014年は1万人の減少であったが、2015年は15～24歳、25～34歳の層が、それぞれ5万人減少したことで13万人の減少となっている。四半期別でみると男性と女性は同様に2015年では10～12月期において大きく減少しており、男性は9万人減、女性は28万人の減となっている。また2016年1～3月期では、男性は2万人増となったものの、女性は16万人減となり、2015年1～3月期より、5四半期連続の減少となっている。

6 子育て世代の女性・若年世代の動き

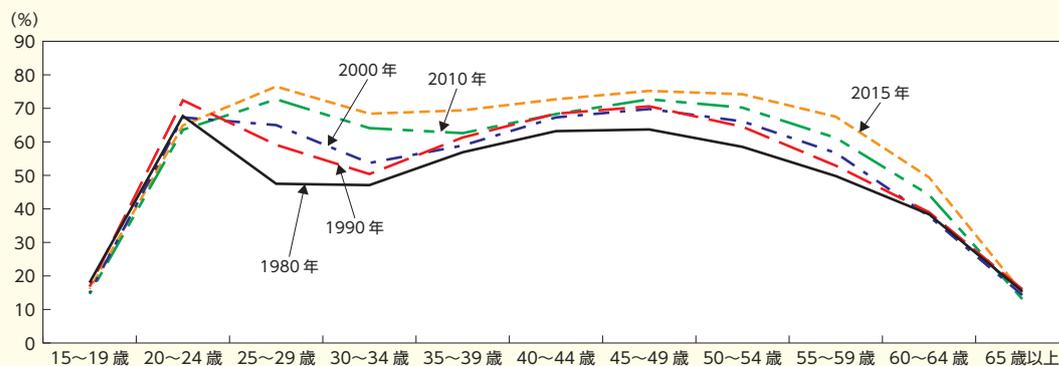
● 22～34歳層の就業率が上昇

これまで、就業者・雇用者数等の推移を確認し、その中で、足下では女性の労働参加が拡大しているということが分かった。第1-(2)-26図では、1980年、1990年、2000年、2010年、2015年の女性の就業率を年齢階級別でプロットしたものであるが、25～29歳、30～34歳、35～39歳で就業率が低下している。1980年から2015年までの動きをみてみると、全ての年齢階級においておおむね就業率が上昇傾向にあり、特に25～29歳、30～34歳の就業率の上昇が大きく、いわゆる子育て世代の就労が進んでいることが示唆される。

次に足下での25～44歳層、いわゆる子育て世代の女性の就労の動きをみるため、同年齢層の女性について各指標をみていこう。第1-(2)-27図では、25～44歳の女性の「人口」「労働力人口」「就業者数」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の動きを前年増減でみている。

第1-(2)-26図 女性の年齢階級別就業率の推移

○ 1980年から2015年までの女性の年齢階級別労働力率の推移をみると、特に25～29歳、30～34歳の就業率の上昇が大きい。

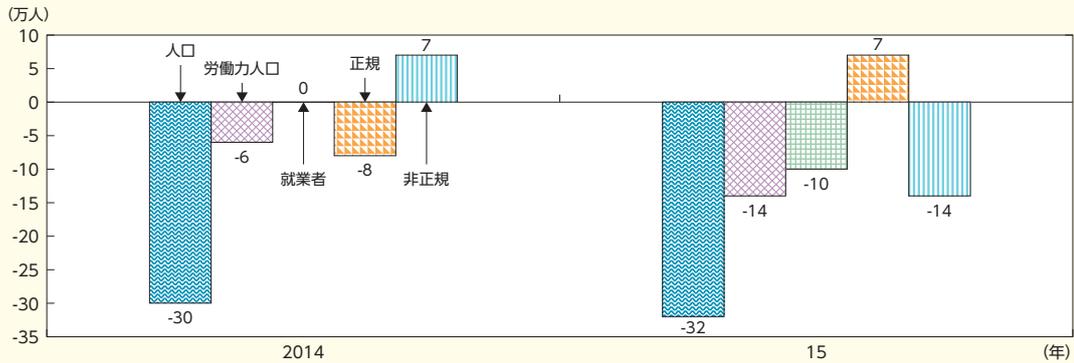


資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

8 非正規雇用労働者に占める不本意非正規雇用労働者の割合の推移をみても、低下傾向にあり、2014年1～3月期以降9四半期連続で前年同期に比べて減少している(付1-(2)-3図)。

第1-(2)-27 図 25～44 歳の女性 人口・労働力人口・就業者数・雇用量（前年差）

- 2015年の25～44歳の女性の動きをみると、人口減少に伴い、労働力人口、就業者数は減少しているものの、2014年には減少した正規雇用労働者が、2015年には増加に転じている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 値は前年差。

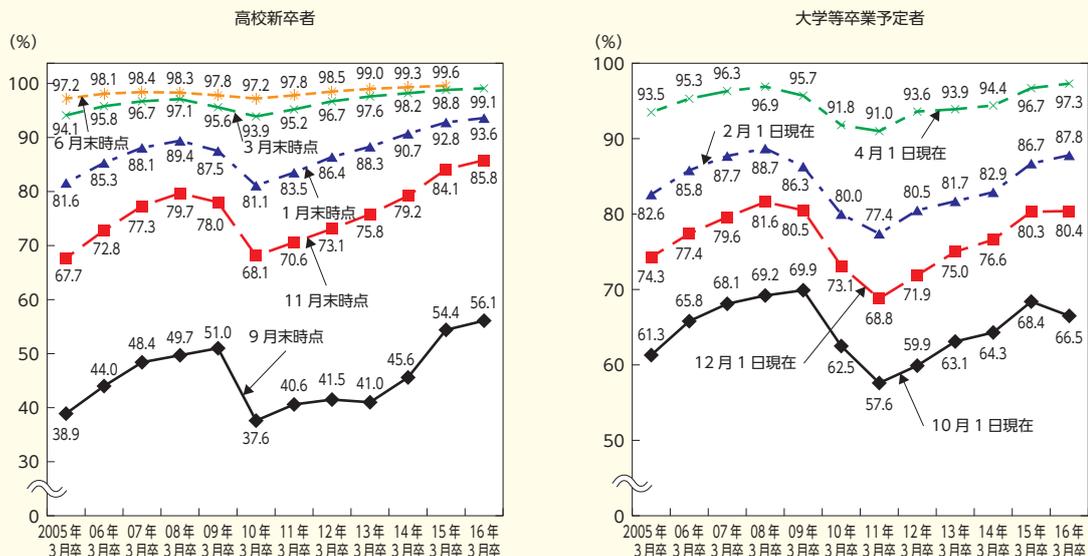
25～44歳の就業者数は、2014年、2015年ともに人口の減少などの影響をうけて減少しているものの、人口の減少以上の就業者数の減少はみられない。一方、雇用形態に注目してみると、2014年に8万人の減少となった正規雇用労働者は、2015年には7万人の増加に転じている他、2014年は7万人の増加となっていた非正規雇用労働者は、2015年には14万人の減少となっているなど、25～44歳層の女性についても、正規雇用労働者として就労の動きがみられている。

● 2016年3月卒の高校新卒者の就職内定率は99.1%と25年ぶりの水準

雇用情勢の動きとしては、女性の就労への動きに加えて、先述のとおり若年世代の完全失業

第1-(2)-28 図 就職（内定）率の推移

- 2016年3月卒の高校生の3月末現在の就職内定率は99.1%で、1991年3月卒以来25年ぶりの水準となった。
- 2016年3月卒予定の大学生の4月1日現在の就職内定率は97.3%で、前年同期比0.6ポイント上昇となった。



資料出所 厚生労働省「高校・中学新卒者の求人・求職・内定状況」、厚生労働省・文部科学省「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

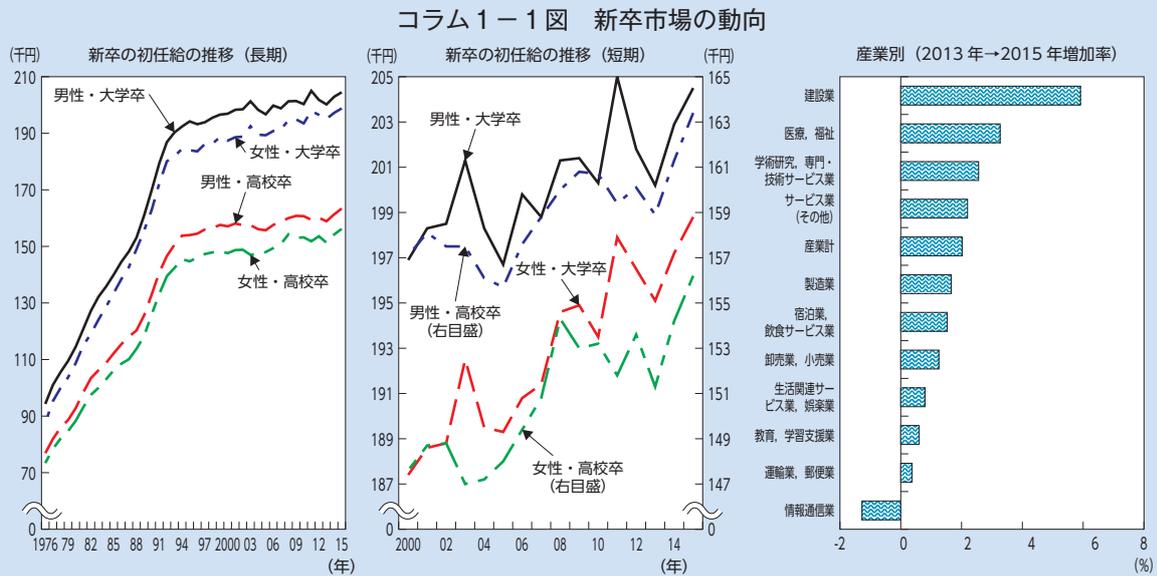
率の改善も確認できた。ここでは若年層として、新卒、フリーター・若年無業者の動向という点に注目してみたい。

まず、新卒の動きについてみていこう。第1-(2)-28図では高校新卒者、大学等卒業予定者の就職内定率の推移を示している。

高校新卒者について3月末現在の就職内定率の推移をみていくと、2010年3月卒の93.9%を底として、その後、改善傾向で推移し、2016年3月卒の就職内定率は99.1%と1991年3月卒以来25年ぶりの水準となった。また大学卒業予定者の4月1日現在の就職内定率の推移をみると、2011年3月卒の91.0%を底として、その後、改善し、2015年3月卒の就職内定率は97.3%となった。

コラム1-1 初任給の推移

今回の景気回復局面においては、高校卒、大学卒の内定率が改善するなど、新卒市場は改善の動きがみられている。本コラムにおいては、初任給に注目し、新卒市場の概況についてみていく。新卒の初任給の推移を長期でみると、1990年以降、緩やかな上昇傾向になっている。2000年以降を取り出して、その推移をみると景気等の影響を受けつつも上昇傾向にあり、特に2013年卒から2015年卒の初任給は大きく上昇している。2013年卒から2015年卒の初任給の増加率を産業別でみると、「建設業」「医療、福祉」といった、人手不足感が高い産業において、初任給が大きく増加していることが分かる。



資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

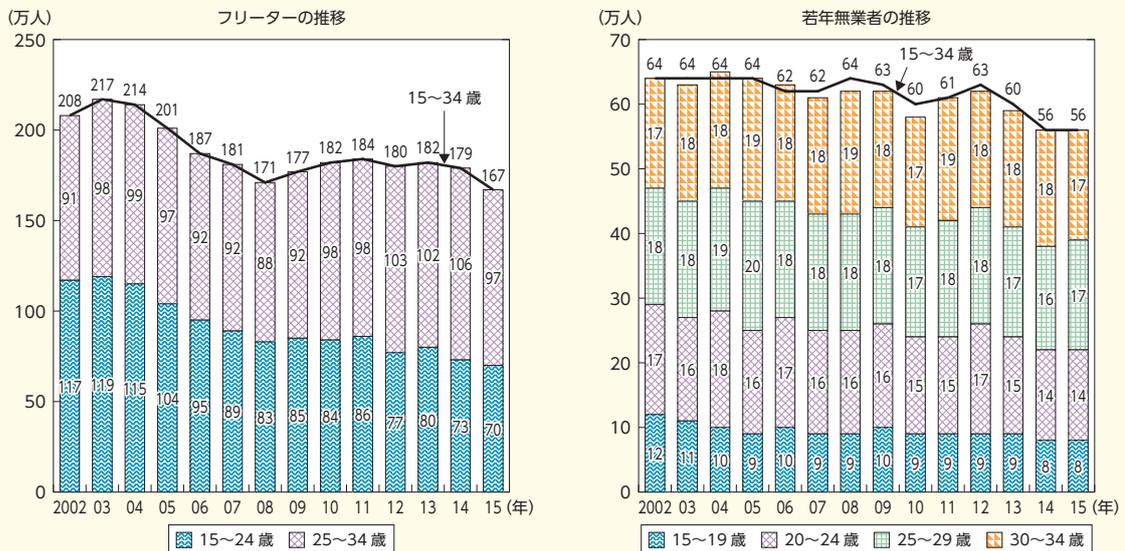
●フリーターは前年より 12 万人減、若年無業者は前年と同水準

新卒市場は改善が続いている一方で、フリーター、若年無業者の動向はどのようになっただろうか。第1-(2)-29図により、フリーターの推移をみると、2015年は前年差12万人減の167万人となっている。内訳としては25～34歳が9万人、15～24歳では3万人の減少となっている。また、若年無業者についてみると、2015年は前年と同水準の56万人となっている。

フリーター等の非正規雇用で働いている労働者については、わかものハローワークの充実や、学び直しの支援、効果的な訓練機会の提供等を通じ、正規雇用化を促進するとともに、若年無業者については、地域若者サポートステーションにおいて、地方自治体と協働し、一人ひとりに応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、職場体験等、地域ネットワークを活用した就労支援を実施していくことが必要である。

第1-(2)-29図 フリーター、若年無業者の推移

○ 2015年は、フリーターは前年差12万人減の167万人、若年無業者は前年と同水準で56万人となった。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) フリーターは、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、以下の者の合計としている。
 ・雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
 ・完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
 ・非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
 2) 若年無業者は、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者としている。
 3) フリーター、若年無業者について、2005年から2011年までの数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切替え集計した値であり、2011年の数値は、東日本大震災による補完推計値。

コラム1-2 正社員転換・待遇改善実現プラン

非正規雇用労働者については、正規雇用労働者と比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった課題がある。少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少が見込まれる中、日本経済の好循環の動きを更に進めていくためには、雇用情勢が着実に改善しているこのタイミングをとらえ、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を強力に推し進めていくことが必要となっている。

こうした背景を踏まえ、厚生労働省では平成28年1月に、「正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定した。

本プランの中には、平成28年度から平成32年度の5か年を計画期間とし、目標として、

○不本意非正規雇用労働者の割合（全体平均）10%以下

（平成26年平均：18.1%）

○新規大学卒業者の正社員就職率の割合95%、

（平成27年3月卒：92.2%）

○新規高校卒業者の正社員の割合96%、

（平成27年3月卒：94.1%）

○正社員と非正規雇用労働者の賃金格差の縮小を図ることなどを掲げている。

7 外国人雇用の動向

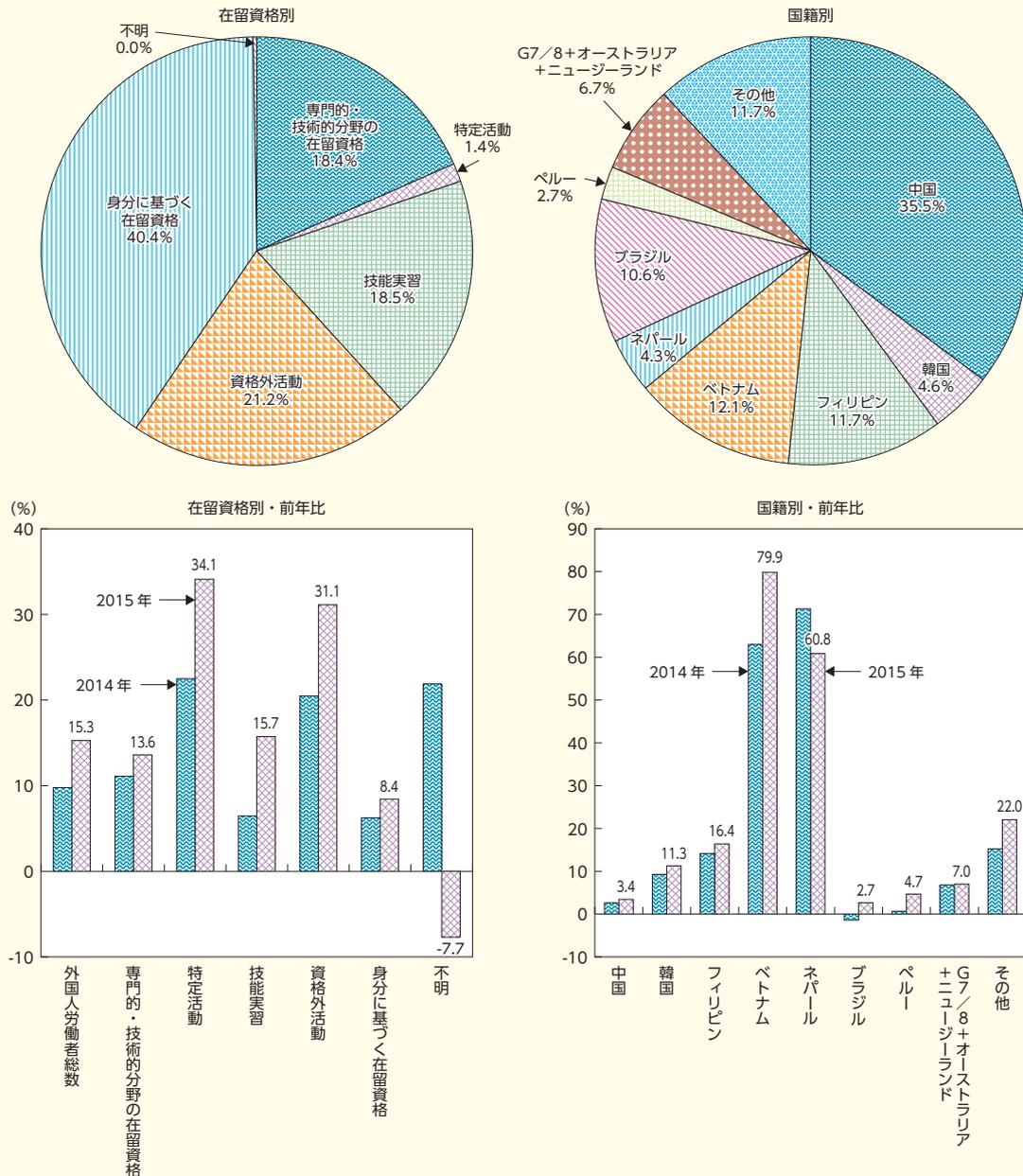
●外国人労働者数は約91万人。届出義務化以来、過去最高を更新

日本で働く外国人労働者数をみると、2015年10月末で90.8万人となっている。第1-(2)-30図にあるように、在留資格別外国人労働者の割合については、「専門的・技術的分野の在留資格」が18.4%、「技能実習」が18.5%、「資格外活動」が21.2%となっているのに対し、「身分に基づく在留資格」が40.4%となっている。また、国籍別でみると、中国が35.5%と最も多く、その後、ベトナム12.1%、フィリピン11.7%と続いている。

次に前年比でみると、外国人労働者総数は15.3%増となり2008年に外国人雇用状況の届出が義務化されて以来、過去最高となった。在留資格では、特定活動が34.1%増、国籍別ではベトナムが79.9%増と増加している。

第1-(2)-30 図 外国人労働者の概観

○ 2015年10月末の外国人労働者数は907,896人で、前年に比べて120,269人、15.3%の増加となり、2007年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新した。



資料出所 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

8 障害者雇用の動向

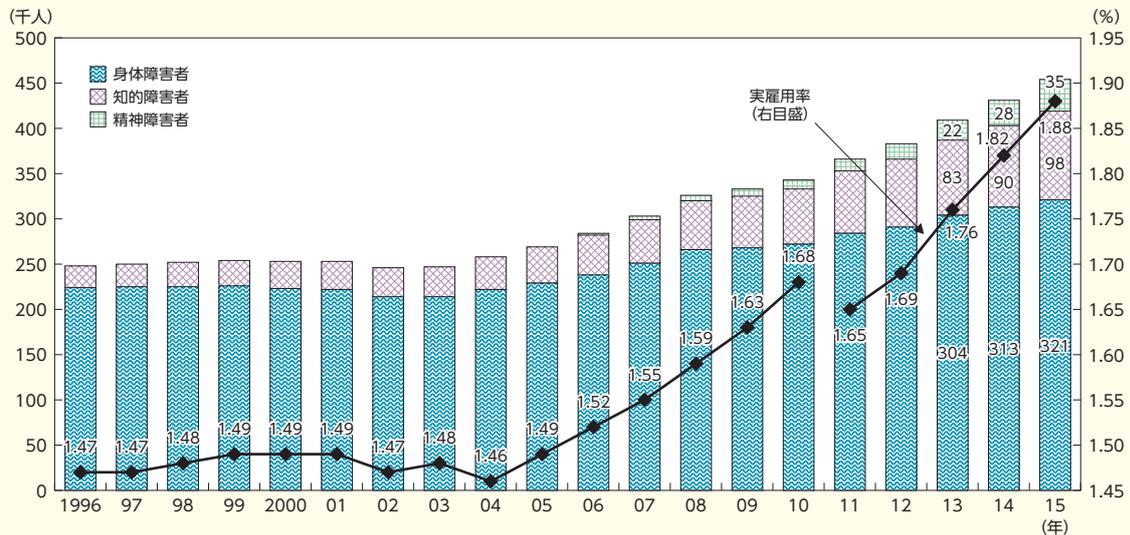
● 障害者の雇用者数は12年連続で過去最高

第1-(2)-31図で、障害者の雇用状況についてみていこう。2015年6月1日現在の障害者の雇用者数は約45万人と、前年比で5.1%の増加となり、12年連続で過去最高となった他、実雇用率についても、1.88%と前年比0.06ポイントの上昇となり、4年連続で過去最高となった。前年比で増加率をみると身体障害者は2.4%、知的障害者は8.4%、精神障害者は25.0%となっており、精神障害者の伸び率が特に大きくなった。

法定雇用率達成企業の割合は、法定雇用率達成企業の割合は、50～100人未満が44.7%（前年は44.1%）、100～300人未満が50.2%（同45.9%）、300～500人未満が44.0%（同42.5%）、500～1,000人未満が44.6%（同41.7%）、1,000人以上が55.0%（同49.5%）となり、全ての規

第1-(2)-31図 雇用されている障害者の数と実雇用率の推移

○ 2015年の雇用障害者は、12年連続で過去最高を更新した。



資料出所 厚生労働省「障害者雇用状況報告」

(注) 1) 雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年は50人以上規模の企業）についての集計である。

2) 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

～2005年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

重度身体障害者である短時間労働者

重度知的障害者である短時間労働者

2006年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

重度身体障害者である短時間労働者

重度知的障害者である短時間労働者

精神障害者

精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

2011年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

重度身体障害者である短時間労働者

重度知的障害者である短時間労働者

精神障害者

身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

3) 法定雇用率は、2012年までは1.8%、2013年4月以降は2.0%となっている。

4) 2010年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、2011年以降と2010年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

模の区分で前年より増加した（付1-(2)-4表）。

コラム1-3 平成28年熊本地震への厚生労働省の雇用・労働関係の対応について

熊本県熊本地方で、2016（平成28）年4月14日21時26分及び16日01時25分に最大震度7の地震が発生し、その後も熊本県から大分県にかけて多くの地震が続いた。熊本地震により、事業活動及び雇用への影響が生じ、多くの国民が離職や休業を強いられる懸念があったため、厚生労働省では、雇用・労働関係として以下の対応をとった。

| | |
|-----------------------|---|
| 労働相談関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○熊本県・大分県の新卒応援ハローワークにおける「学生等震災特別相談窓口」の設置。 ○熊本労働局、同局内のハローワーク、労働基準監督署に雇用・労働に関する相談体制を確保。 |
| 雇用調整助成金関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○当該地震の発生に伴う経済上の理由により休業等を余儀なくされた事業主に対し、以下の特例を実施、 ・生産指標の確認期間の短縮（3か月から1か月へ短縮）。 ・助成率の引上げ（中小企業の場合は2/3から4/5、大企業の場合は1/2から2/3に引上げ）。 ※九州7県内に所属する事業所に限定。 ・当該地震発生時において起業1年未満の事業所も助成対象等。 |
| 労働保険関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険の失業給付について一時離職の場合でも受給できる特例を実施。 ○労働保険料等の申告・納付期限の延長。 ○激甚災害の指定により、熊本県内の事業所の休止・廃止のため休業を余儀なくされた方も、雇用保険の失業給付を受給できる特例を実施。 ○作中に地震に遭い、負傷、死亡された方々への労災補償を迅速、的確に行うため、労災診療や休業補償の請求書に医療機関や事業主の証明がなくても請求を可能とするなどの弾力的な取扱いを実施。 |
| 復旧作業に従事する労働者の安全と健康の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○復旧作業を安全に行うための防じんマスクや切創防止用手袋等を保護具メーカーから無償提供を受け、ボランティアを含めて配布。 ○復旧工事における労働災害防止対策として、安全衛生パトロールや、安全に作業を進めるための注意点をまとめたリーフレットの配布による周知啓発を実施。 ○被災した建築物等から石綿等が飛散する可能性があるため、防じんマスクの着用等、ばく露防止対策を関係団体等へ要請するとともに、作業者の石綿へのばく露の有無等を把握するため、がれき処理作業等における石綿の気中濃度の測定を実施。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して、雇用促進住宅の空戸を被災者へ提供することを要請。 ○未払賃金立替払制度における申請手続の簡略化。 ○厚生労働大臣名により主要経済団体に対して、雇用維持等への配慮について要請を実施。 |

第3節 労働時間の動向

緩やかな景気回復により、労働時間はどのように変化したのかみていこう⁹。

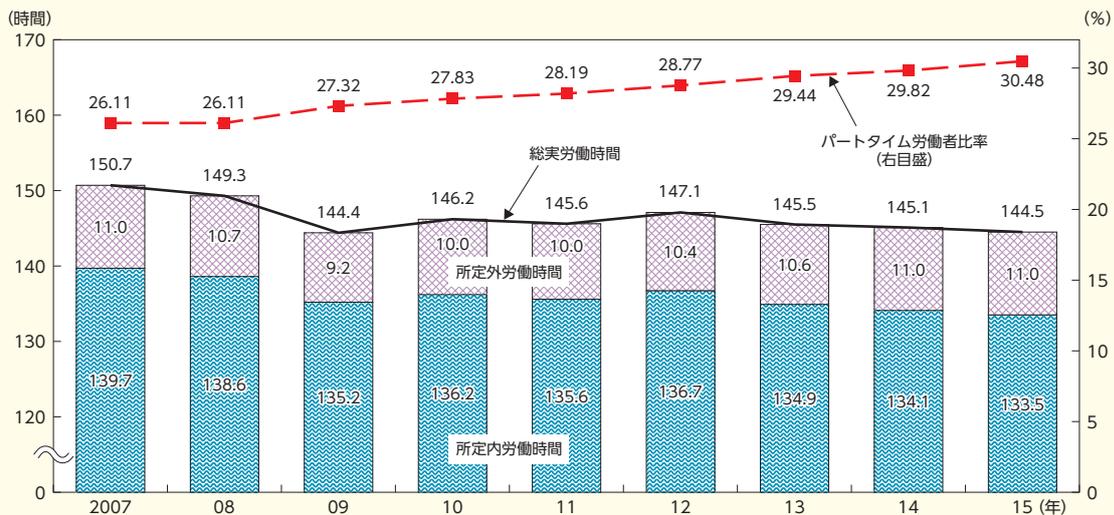
●労働時間の概観

まず近年の労働時間の動向について概観していこう。第1-(3)-1図では2007年から2015年にかけての5人以上規模事業所における労働時間の月間総実労働時間の推移を示している。総実労働時間の推移をみると、リーマンショック前の2007年には150.7時間であったが、2009年には144.4時間まで落ち込み、その後2012年には147.1時間まで増加したものの、2015年には144.5時間まで減少している。その内訳についてみると、所定外労働時間は2007年から2015年にかけて横ばいである一方、所定内労働時間は2007年の139.7時間から2015年の133.5時間まで、6.2時間の減少となっている（付1-(3)-1表）。

次に第1-(3)-2図で、総実労働時間の増減要因をみていこう。これをみると、2008年、2009年については、景気後退の影響により一般労働者の所定内労働時間が減少したことが大きな要因となり、総実労働時間は減少している。その後、2012年にパートタイム比率の上昇が総実労働時間の減少に寄与したものの、一般労働者の所定内労働時間が増加に寄与することにより、結果として総実労働時間は緩やかな増加となった。続く2013年、2014年については、一般労働者の所定外労働時間が増加へと寄与したが、一般労働者の所定内労働時間が減少とパートタイム労働者比率の上昇により、総実労働時間は減少している。2015年については、パー

第1-(3)-1図 月間総実労働時間の内訳の推移（常用労働者、事業所規模5人以上）

- 2015年の就業形態計の総実労働時間は、2007年からみてパートタイム労働者比率の増加にともない、緩やかな減少傾向にある。



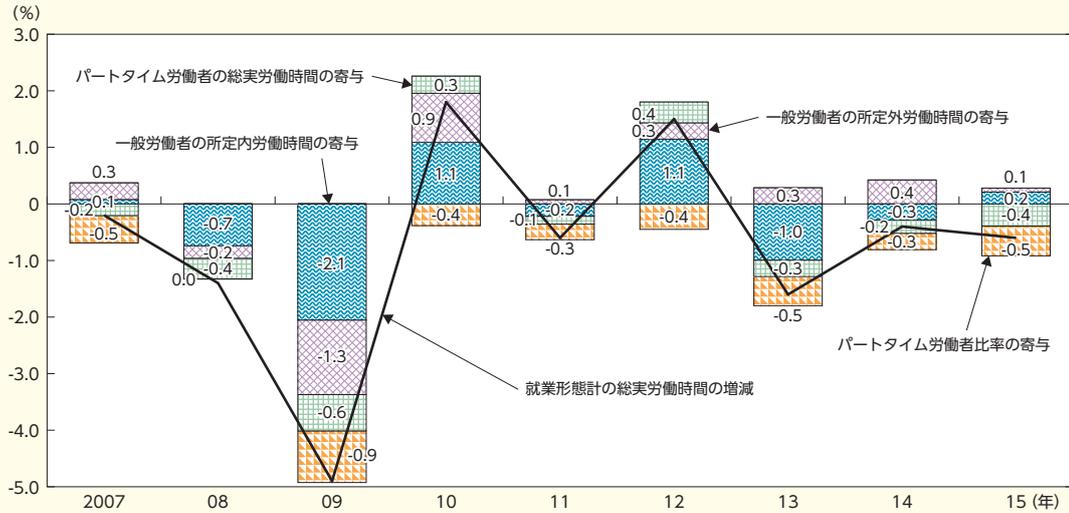
資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 調査産業計、事業所規模5人以上、就業形態計の数値。

9 ここでは、リーマンショックの影響を受けて、労働時間が大きく減少してから、どのように変化したかみていくため、2007年から2015年の期間に注目している。

第1-(3)-2図 総実労働時間の増減差の要因分解

- パートタイム労働者比率の変化が、一貫して全体の総実労働時間を減少させる方向に大きく寄与している。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上。

2) 実数値をもとに算出。算出方法は以下のとおり。

$$\begin{aligned} \Delta P &= (1 - \bar{r}) \Delta Q && \text{(一般労働者の所定内労働時間の寄与)} \\ &+ (1 - \bar{r}) \Delta R && \text{(一般労働者の所定外労働時間の寄与)} \\ &+ \bar{r} \Delta S && \text{(パートタイム労働者の総実労働時間の寄与)} \\ &+ \Delta r (\bar{S} - \bar{Q} - \bar{R}) && \text{(パートタイム労働者比率の寄与)} \end{aligned}$$

P : 就業形態計の総実労働時間

Q : 一般労働者の所定内労働時間

R : 一般労働者の所定外労働時間

S : パートタイム労働者の総実労働時間

r : パートタイム労働者比率

Δ : 当年と前年の増減差

$\bar{\quad}$: 当年と前年の平均

パートタイム労働者の総実労働時間の減少とパートタイム労働者比率の上昇によって総実労働時間は減少した。

●一般労働者は、2007年より所定内労働時間は減少、所定外労働時間は増加

次に一般労働者、パートタイム労働者、それぞれの労働時間についてみていこう。

まず、一般労働者に注目していこう。第1-(3)-3図では一般労働者の総実労働時間の推移を示している。先に確認した就業形態計の総実労働時間と同様に、2007年には170.6時間であった一般労働者の総実労働時間は、2009年には164.7時間まで減少し、その後、2012年に169.2時間まで増加したものの、2015年では168.8時間となっており、2007年よりも短い水準となっている。

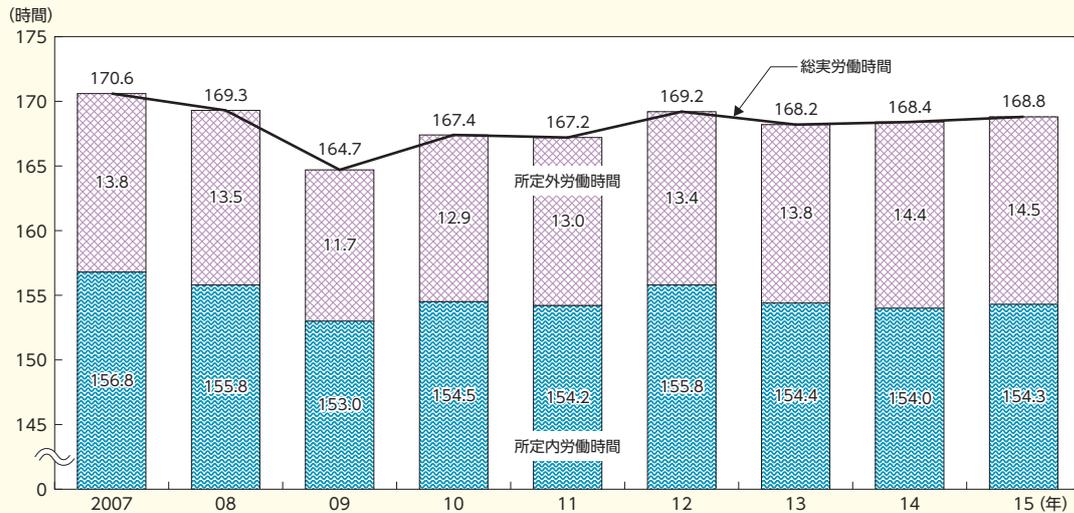
その内訳について注目すると、所定外労働時間は、2007年の13.8時間から2015年は14.5時間と0.7時間増加している一方で、所定内労働時間については、2007年の156.8時間から2015年は154.3時間と2.5時間の減少となっており、その伸びをみると、所定外労働時間が約5%の増加となっている一方、所定内労働時間は2%の減少となっている。

●週60時間以上の雇用者比率については減少傾向

緩やかな景気回復の中で、人手が不足しているという状況も影響し、企業内の一般労働者が

第1-(3)-3図 一般労働者の月間総実労働時間の推移

○ 一般労働者の所定外労働時間は増加傾向で推移している一方、所定内労働時間は減少傾向で推移している。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 事業所規模5人以上、調査産業計。

より長時間働いている場合が増えている可能性も考えられる。第1-(3)-4図は、月末1週間の就業時間が週35時間以上の雇用者のうち週60時間以上の雇用者の比率の推移を表している。データの制約があることから、2007年から2015年の長期の推移については、週35時間以上の雇用者に占める週60時間以上の雇用者比率には、パート・アルバイト¹⁰が含まれていることに留意が必要であるが、週60時間以上の労働者の比率は2007年の13.7%から2015年の11.8%まで減少している。

なお、労働力調査で利用できるデータを用いて、パートタイム労働者の影響を除いた週35時間以上の就業時間のうち週60時間以上の雇用者の比率の推移を2013年から2015年を算出すると、パートタイム労働者も含んだ場合の比率と同様の動きとなっている。

●パートタイム労働者の総実労働時間は減少傾向が続く

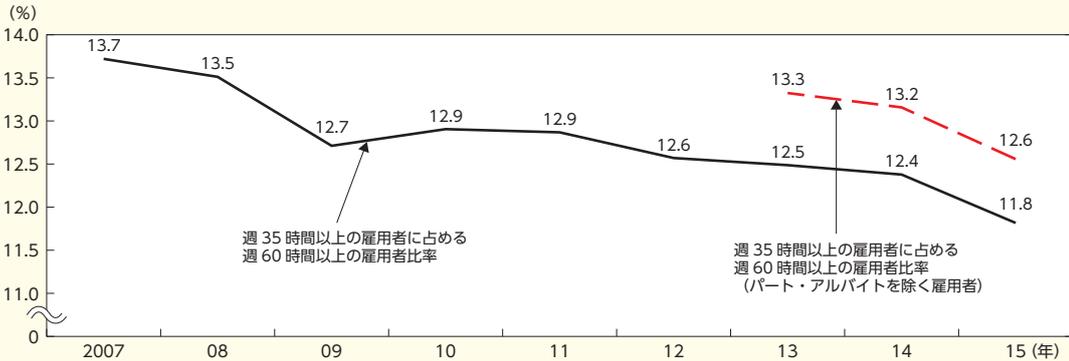
次にパートタイム労働者に注目してみよう。第1-(3)-5図は、パートタイム労働者の月間総実労働時間の推移を示している総実労働時間に注目してみると、2007年は94.0時間であったが、2009年には90.2時間となり、2007年より3.8時間減少した。2012年に92.1時間まで増加するが、その後は減少に転じ、2015年には、2009年よりも短い89.0時間となった。

総実労働時間の内訳をみると、一般労働者とは異なり、所定外労働時間には大きな変化がみられないものの、所定内労働時間は減少傾向にあり、2007年の91.2時間と比較し2015年は86.1時間と5.1時間の減少となっている。

10 ここでの「パート・アルバイト」とは、勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」である雇用者をいう。

第1-(3)-4図 月末1週間の就業時間が週35時間以上の雇用者のうち週60時間以上の雇用者の比率の推移

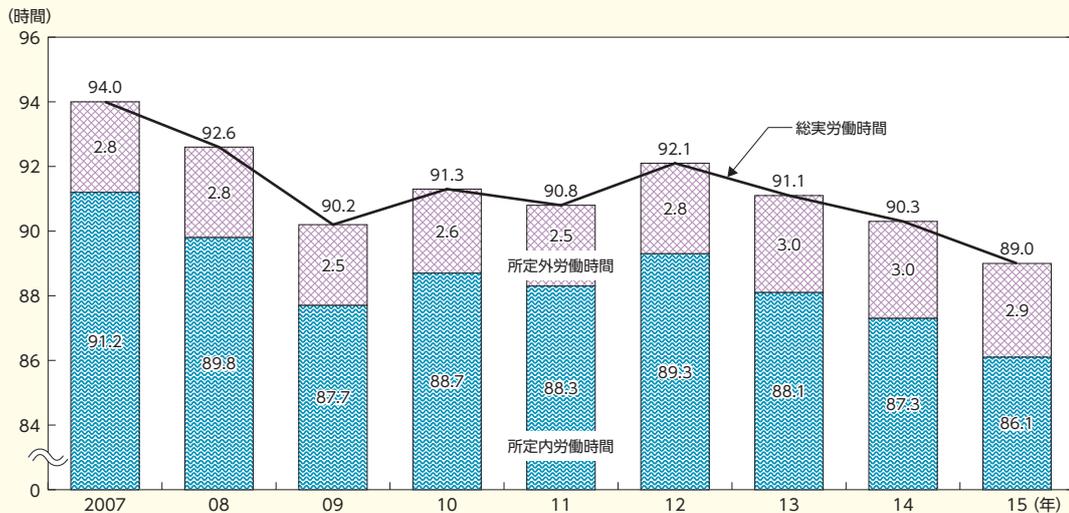
○ 月末1週間の就業時間が週35時間以上の雇用者のうち週60時間以上の雇用者比率は、2007年は13.7%であったが、2015年には11.8%となり、長時間労働者が減少している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) 週35時間以上の雇用者に占める週60時間以上の雇用者比率の2011年は、岩手県、宮城県、福島県の3県を除いた数値。
 2) 週35時間以上の雇用者に占める週60時間以上の雇用者比率(パート・アルバイトを除く雇用者)は、2012年以前は集計されていない。

第1-(3)-5図 パートタイム労働者の月間総実労働時間の推移

○ パートタイム労働者の所定内労働時間は減少基調で推移しており、これにともない、パートタイム労働者の総実労働時間も減少基調で推移している。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 事業所規模5人以上、調査産業計。

●より短時間で働くパートタイム労働者が増加

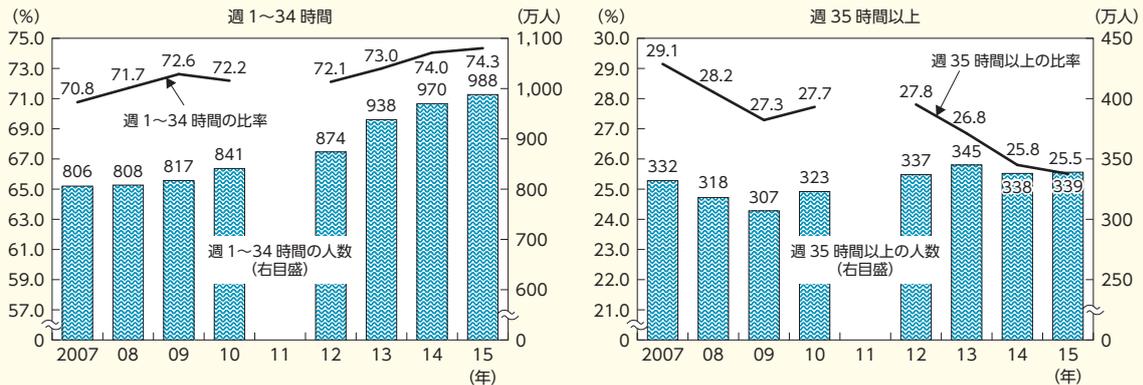
このようなパートタイム労働者の労働時間は、より短い労働時間のパートタイム労働者が増加することによって、その平均の労働時間が押し下げられたことが考えられる。

上記のような要因をみるため、第1-(3)-6図で労働力調査を利用し、パート・アルバイトの月末1週間の就業時間別の人数に注目してみよう。まず、実数に注目してみると、1～34時間のパート・アルバイトは、2007年の806万人から、2015年には988万人と182万人の増加になっているのに対し、週35時間以上のパート・アルバイトについては、2007年の332万人から2015年には339万人となっており、大きな変化はみられない。

次に比率に注目してみると、パート・アルバイトの総数（休業者を除く）に占める週1～34時間のパート・アルバイトの比率は2007年の70.8%から2015年の74.3%まで高まっているのに対し、週35時間以上のパート・アルバイトの比率は2007年の29.1%から2015年の25.5%まで低下している。

第1-(3)-6図 パート・アルバイトの月末1週間の就業時間による比率と人数の推移

○ パート・アルバイトの週1～34時間の人数、比率はともに増加しており、週35時間以上の人数は横ばいであるが、比率は減少している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) パート・アルバイトは勤め先での呼称である。
 2) 比率は、パート・アルバイトの総数（休業者を除く）に占める月末1週間の就業時間ごとのパート・アルバイトの割合。
 3) 2011年は、岩手県、宮城県及び福島県を除いた集計値となるため掲載していない。

コラム1-4

勤務間インターバルに関する最近の動向

勤務間インターバル¹¹は、働く人の健康を確保するなどの観点から、EUなどで導入されている制度であるが、我が国においても近年では一億総活躍国民会議や労働政策審議会で取り上げられるなど、企業内ルールとして制度を独自に採り入れる企業も現れている。

厚生労働省でも、勤務間インターバルの確保を推進するため、勤務間インターバルの導入を労使に促すことなどを労働基準法等の一部を改正する法律案（平成27年第189回通常国会提出）に盛り込んだところである。また、「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）」において、「長時間労働是正や勤務間インターバルの自発的導入を促進するため、専門的な知識やノウハウを活用した助言・指導、こうした制度を積極的に導入しようとする企業に対する新たな支援策を展開する」とされており、今後、厚生労働省において検討が行われることになる。

11 終業から始業までの間に一定の休息時間を確保する制度。

第4節 物価の動向

物価は、為替レートの円安方向への動きや景気の回復に伴うマクロ的な需給バランスの改善等を背景に、2014年に入って緩やかに上昇する動きをみせた。しかし、2014年夏以降、原油価格の急激な下落を受けて、足下では国内企業物価は緩やかに下落に転じたが、消費者物価の基調¹²は、緩やかに上昇している。

2015年度の物価の動向を確認するため、「企業間取引における物価」と「消費者物価」の動きに分けてみていく。

1 企業間取引における物価の動向

● 緩やかに下落している国内企業物価

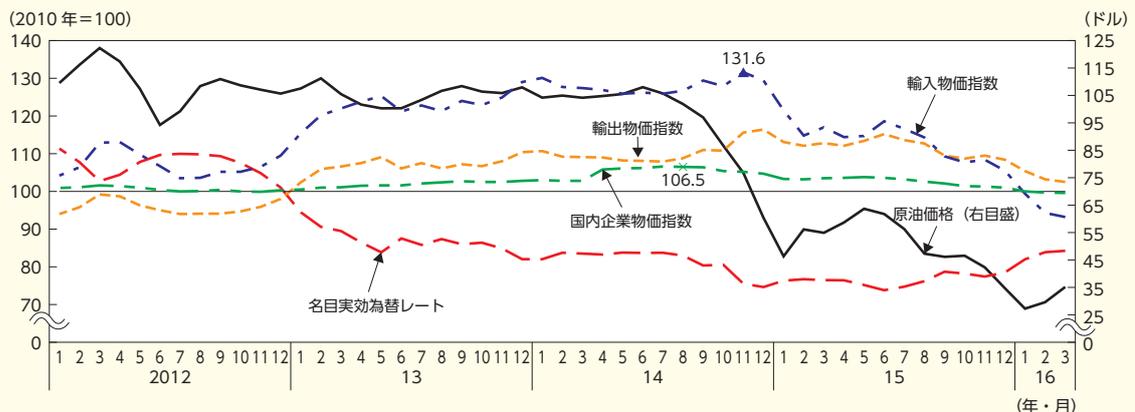
物価には、「企業間取引における物価」と「消費者物価」があり、企業間取引における物価は、モノを対象とした「企業物価」とサービスを対象とした「企業向けサービス価格」がある。

まず、第1-(4)-1図により、企業物価の動きを確認する。図では「国内企業物価」、及び国内企業物価に影響を与える「輸入物価（円ベース）」「輸出物価（円ベース）」「名目実効為替レート」「原油価格」の5つの指標の推移を示している。

国内企業物価の動きをみると、2013年から緩やかに上昇していた国内企業物価は、2014年8月より下落に転じ、足下では緩やかな下落を続けている。この主な要因として、輸入物価の推移をみる。輸入物価は、2012年秋以降、名目実効為替レートが円安方向へ動いたことを受けて上昇し、その後、2014年初頭から小幅なプラス幅となっていたが、2014年夏以降、原油価格の下落ペースが加速したことを受けて、2014年12月より下落している。

第1-(4)-1図 国内企業物価指数の推移

○ 国内企業物価指数は2014年8月から下落に転じ、足下では緩やかに下落を続けている。



資料出所 日本銀行「企業物価指数」「外国為替相場状況」、IMF "Primary Commodity Prices"をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 国内企業物価指数、輸入物価指数、輸出物価指数、名目実効為替レートは2010年=100。
2) 原油価格は、US\$で示したドバイ産原油1バレル(約159リットル)あたりの月の平均価格。
3) 名目実効為替レートは、相対的な通貨の実力を測るための総合的な指標で、各国との為替レートを貿易額等で測った相対的な重要度でウェイト付けし、算出したもの。

12 生鮮食品、石油製品及びその他特殊要因を除く総合。

国内企業物価指数の動きを年平均で見ると2015年の企業物価指数は102.7と、前年比2.3%の下落となり、2012年以来3年ぶりの下落となった。また、品目別にみると、原油価格の下落の影響を受け、ガソリン、軽油などの「石油・石炭製品」が31.7%下落と最も大きな下げ幅となった他、中国を始めとするアジア新興国等の景気減速の影響を受け、鉄鋼やスクラップ類において価格が下落した。一方、「食料品・飲料・たばこ・飼料」や「はん用機器」、自動車部品などの「輸送用機器」の価格は上昇した（付1-(4)-1表）。

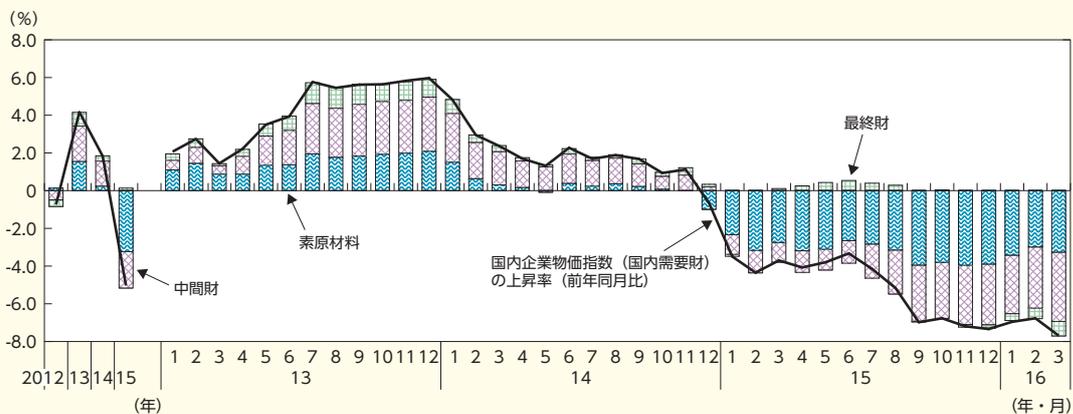
●原油価格の下落は素原材料、中間財、最終財価格に波及

国内企業物価の変動はどのような財による影響が大きいか、より詳細にみるため、第1-(4)-2図により、国内企業物価指数（国内需要財）の上昇率について、素原材料、中間財、最終財といった需要段階別の寄与度をみてみる。

2013年4月以降、国内企業物価指数は上昇傾向となっており、為替レートの円安方向への動きにより輸入物価が上昇したこと等を背景に、素原材料、中間財、最終財にまで物価上昇が波及した。2014年に入ってから、素原材料の価格の寄与幅が縮小し、続いて中間財、最終財価格の寄与幅も縮小し、原油価格下落のペースが加速したことを受けて、2014年12月から素原材料の価格が国内企業物価の上昇にマイナスに寄与するようになった。2015年に入ってから素原材料に加え中間財の価格もマイナスに寄与しその寄与幅も増加するとともに、2015年末以降は、最終財価格までマイナスに寄与している。

第1-(4)-2図 国内企業物価指数（国内需要財）上昇率の需要段階別寄与度

○ 原油価格の下落は、素原材料、中間財に加えて最終財の価格に波及した。



資料出所 日本銀行「企業物価指数」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) 需要段階別指数は、基本分類指数の各項目が、経済の循環過程のどの段階で最終的に需要されるかに着目して分類されたもの。

国内向け（内需）に充てられる場合は国内需要財（国内品＋輸入品）、海外向け（外需）に充てられる場合は輸出品と大別されている。

- 2) 国内需要財は、国内で、生産活動のために使用・消費されるか、最終需要に充てられるかによって、さらに以下の3項目に分類される。
- ・素原材料は、第1次産業で生産された未加工の原材料、燃料で生産活動のため使用、消費されるもの（例：原油など）。
 - ・中間財は、加工過程を経た製品で、生産活動のためさらに使用、消費される原材料、燃料、動力及び生産活動の過程で使用される消耗品（例：ナフサなど）。
 - ・最終財は、生産活動において原材料、燃料、動力として、さらに使用、消費されることのない最終製品（例：プラスチック製日用品など）。

3) 2010年基準で算出。

4) ここで用いた需要段階別・用途別指数は消費税を除くベースで作成されている。

●前年同月比プラスで推移した企業向けサービス価格

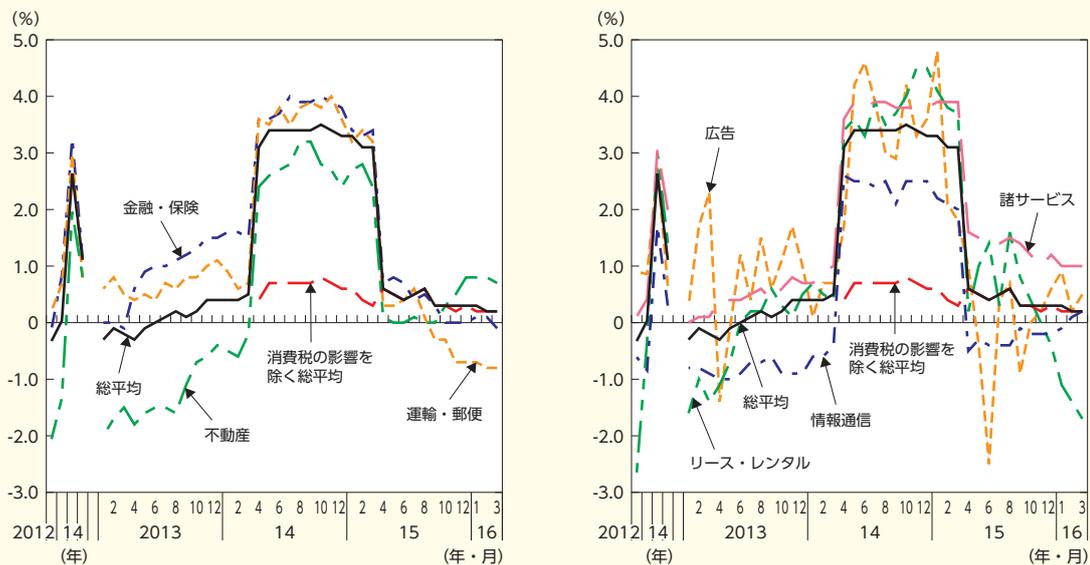
次に、第1-(4)-3図において企業向けサービス価格の推移をみてみよう。総平均の動きをみると2013年夏場に下げ止まり、2013年6月に横ばいとなった後、7月に前年同月比でプラスへと反転している。その上昇率については、消費税の影響を除くと2014年からほぼ横ばい圏内の0%台で推移しているものの、33か月連続で前年同月比プラスとなっている。

2015年平均でみると前年比1.1%上昇（消費税率引上げの影響を除くベースで0.4%上昇）となり、2014年に引き続き上昇した。

類別にみると、人手不足を反映した土木建築サービスや、訪日外国人の増加などの影響を受けた宿泊サービスなどの価格上昇を受け、「諸サービス」¹³が前年比2.0%と上昇したほか、「リース・レンタル」「金融・保険」などで上昇がみられた（付1-(4)-2表）。

第1-(4)-3図 企業向けサービス価格指数の推移

○ 企業向けサービス価格指数は、33か月連続で前年同月比プラスで推移している。



資料出所 日本銀行「企業向けサービス価格指数」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) 数値は前年(同月)比。
2) 2010年基準で算出。

2 消費者物価の動向

●消費者物価の基調は緩やかに上昇

このような企業物価の動きを受けて、最終需要財の価格の動きを表す消費者物価はどのように推移したのだろうか。第1-(4)-4表により、消費者物価指数の動きをみていこう。

総合、生鮮食品を除く総合（いわゆるコア）と物価の基調を表す生鮮食品、石油製品及びその他特殊要因を除く総合は、2013年以降、輸入物価の上昇や需給バランスの改善等を背景に緩やかな上昇傾向で推移し、2014年4月の消費税率引上げにより大きく上昇した。

13 「諸サービス」は、「金融・保険」「不動産」「運輸・郵便」「情報通信」「リース・レンタル」「広告」のいずれの大類別にも属さない品目を分類したものであり、具体的には、「廃棄物処理」「自動車整備」「労働者派遣サービス」「教育訓練サービス」などが含まれる。

第1-(4)-4表 消費者物価指数（前年（同月）比）の推移

- 消費者物価指数（総合及びいわゆるコア）は、緩やかに上昇していたが、2014年夏にかけて上昇テンポが鈍化し、足下では横ばいとなっている。一方、生鮮食品、石油製品及びその他特殊要因を除く総合については、緩やかに上昇を続けている。

(%)

| 年 月 | 総 合 | 生鮮食品を除く総合 (いわゆるコア) | 消費税の影響を除いた 生鮮食品を除く総合 (いわゆるコア) | 生鮮食品、石油製品 及びその他特殊要因 を除く総合 | 消費税の影響を除いた 生鮮食品、石油製品 及びその他特殊要因 を除く総合 |
|---------|------|-----------------------|-------------------------------------|---------------------------------|---|
| 【前年比】 | | | | | |
| 2012 | 0.0 | -0.1 | | -0.5 | |
| 13 | 0.4 | 0.4 | | -0.2 | |
| 14 | 2.7 | 2.6 | | 2.3 | |
| 15 | 0.8 | 0.5 | | 1.4 | |
| 【前年同月比】 | | | | | |
| 2013 | | | | | |
| 1 | -0.3 | -0.2 | | -0.8 | |
| 2 | -0.7 | -0.3 | | -0.9 | |
| 3 | -0.9 | -0.5 | | -0.8 | |
| 4 | -0.7 | -0.4 | | -0.6 | |
| 5 | -0.3 | 0.0 | | -0.4 | |
| 6 | 0.2 | 0.4 | | -0.3 | |
| 7 | 0.7 | 0.7 | | -0.2 | |
| 8 | 0.9 | 0.8 | | -0.1 | |
| 9 | 1.1 | 0.7 | | 0.0 | |
| 10 | 1.1 | 0.9 | | 0.3 | |
| 11 | 1.5 | 1.2 | | 0.6 | |
| 12 | 1.6 | 1.3 | | 0.8 | |
| 2014 | | | | | |
| 1 | 1.4 | 1.3 | | 0.8 | |
| 2 | 1.5 | 1.3 | | 0.9 | |
| 3 | 1.6 | 1.3 | 1.3 | 0.9 | 0.9 |
| 4 | 3.4 | 3.2 | 1.5 | 2.8 | 0.9 |
| 5 | 3.7 | 3.4 | 1.4 | 2.7 | 0.8 |
| 6 | 3.6 | 3.3 | 1.3 | 2.8 | 0.8 |
| 7 | 3.4 | 3.3 | 1.3 | 2.9 | 0.9 |
| 8 | 3.3 | 3.1 | 1.1 | 2.8 | 0.9 |
| 9 | 3.2 | 3.0 | 1.0 | 2.8 | 0.8 |
| 10 | 2.9 | 2.9 | 0.9 | 2.8 | 0.8 |
| 11 | 2.4 | 2.7 | 0.7 | 2.6 | 0.7 |
| 12 | 2.4 | 2.5 | 0.5 | 2.6 | 0.6 |
| 2015 | | | | | |
| 1 | 2.4 | 2.2 | 0.2 | 2.6 | 0.6 |
| 2 | 2.2 | 2.0 | 0.0 | 2.5 | 0.6 |
| 3 | 2.3 | 2.2 | 0.2 | 2.6 | 0.6 |
| 4 | 0.6 | 0.3 | 0.0 | 0.7 | 0.6 |
| 5 | 0.5 | 0.1 | 0.1 | 0.8 | 0.8 |
| 6 | 0.4 | 0.1 | 0.1 | 0.9 | 0.9 |
| 7 | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 1.0 | 1.0 |
| 8 | 0.2 | -0.1 | -0.1 | 1.1 | 1.1 |
| 9 | 0.0 | -0.1 | -0.1 | 1.3 | 1.3 |
| 10 | 0.3 | -0.1 | -0.1 | 1.1 | 1.1 |
| 11 | 0.3 | 0.1 | 0.1 | 1.2 | 1.2 |
| 12 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 1.2 | 1.2 |
| 2016 | | | | | |
| 1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.0 | 1.0 |
| 2 | 0.3 | 0.0 | 0.0 | 1.1 | 1.1 |
| 3 | -0.1 | -0.3 | -0.3 | 1.0 | 1.0 |

資料出所 「総合」「生鮮食品を除く総合」は総務省統計局「消費者物価指数」。その他は、内閣府「消費者物価指数の公表について」

(注) 1) 2010年基準。

2) 「生鮮食品、石油製品及びその他特殊要因を除く総合」は、「生鮮食品を除く総合」から、石油製品、電気代、都市ガス代、米類、切り花、鶏卵、固定電話通信料、診察代、介護料、たばこ、公立高校授業料、私立高校授業料を除いたもので、内閣府試算値。

2014年夏にかけて、総合及び生鮮食品を除く総合（いわゆるコア）は、ほぼ同様の動きを続けており、輸入物価の上昇による価格転嫁の動きがほぼ一巡したこと、原油の価格の下落などを受けて、徐々に上昇テンポが鈍化し、消費税率引上げに伴う上昇分が剥落した2015年4

月以降は、前年同月比0%台で推移し、ほぼ横ばいの動きが続いている。一方、生鮮食品、石油製品及びその他特殊要因を除く総合は2015年に入ってから、引き続き緩やかな上昇を続けており、原油価格の動きが消費者物価指数に与える影響が大きいことが分かる。生鮮食品、石油製品及びその他特殊要因を除く総合の変化について、前年同月比でみると、2013年10月にプラスに転じた後、2014年4月以降は、消費税率引上げもあってプラス幅を拡大し、2015年4月に消費税率引上げの影響が剥落した後も、プラスでの推移を続け、2016年3月では前年同月比1.0%の上昇となっている。

2015年平均の消費者物価指数を10大費目別の前年比でみると、生鮮食品や外食の価格上昇を受け、食料が3.1%上昇したほか、訪日外国人の増加などによる需要増による宿泊料の価格上昇を受け教養娯楽などで上昇した。一方、原油価格下落によるガソリン価格の値下がりやを反映した交通・通信、光熱・水道は前年に比べて下落した（付1-(4)-3表）。

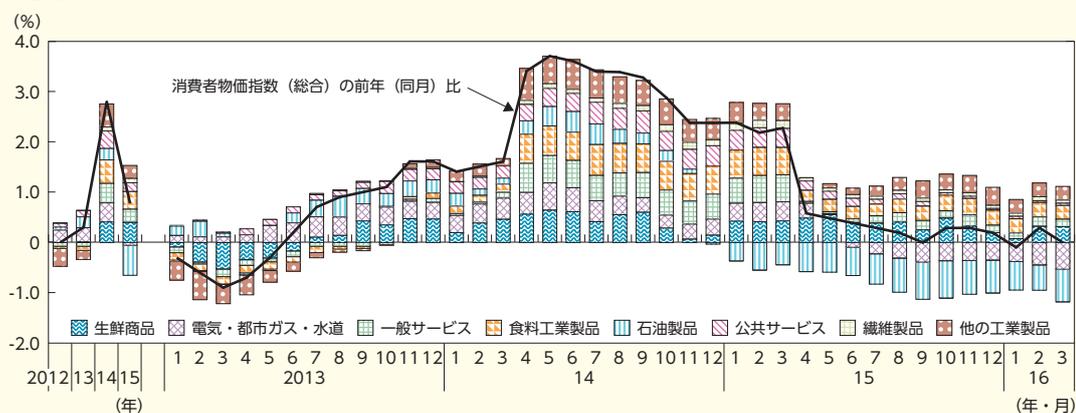
●食料工業製品などの価格が上昇する一方で石油製品などの価格下落を受け、消費者物価指数は横ばい

それでは、消費者物価指数（総合）の前年同月からの上昇率に対し、どのような品目の財・サービスが影響を与えたのかを、第1-(4)-5図によりみってみる。野菜や精肉などの生鮮商品は、2013年7月にプラスへ転じ、その後は一貫して消費者物価指数の上昇に寄与している。同様に、パン、調味料、加工食品などの食料工業製品も、2013年10月にプラスに転じた後、消費税率引上げもあって徐々にプラス幅を拡大し、2015年4月に消費税率引上げの影響が剥落した後もプラスでの推移を続けている。また、2015年夏以降、外食の値上がりや、需要の増加する宿泊料などが影響し、一般サービスの消費者物価指数の上昇への寄与幅が拡大傾向にある。

一方で、灯油、ガソリン、プロパンガスといった石油製品や、電気・都市ガス・水道は、原油価格の動きに大きく影響を受けている。石油製品は、2014年夏以降、原油価格の下落の影響を受け、消費者物価指数の上昇への寄与幅が徐々に縮小し、2015年に入ってからマイナスへの寄与に転じている。さらに、2015年6月からは、電気・都市ガス・水道も消費者物価指数の押し下げに寄与するようになったことが分かる。

第1-(4)-5図 消費者物価指数（総合）に対する財・サービス分類別寄与度

○ 食料工業製品などの価格が上昇する一方で石油製品などの価格下落を受け、消費者物価指数は横ばいとなっている。



資料出所 総務省統計局「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

先にみたとおり、足下の消費者物価指数（総合）は、前年同月比で0%台で推移しているが、これは、生鮮商品や食料工業製品などの価格上昇率が、前年同月比プラスに寄与する一方で、石油製品などのエネルギー価格が前年同月比マイナスに寄与するようになり、互いに打ち消し合うことで、消費者物価指数（総合）全体では横ばいの動きとなっていることが分かる。

第5節 賃金の動向

2015年度の名目賃金は2年連続の増加となった。また、2015年9月に発表された「新三本の矢」では「2020年頃に名目国内生産（GDP）600兆円の達成」が目標とされ、目標達成のためには毎年年間20兆円のGDP増とともに毎年3%¹⁴の賃上げが必要とされており、更に賃金の動向に注目が集まっている。

本節においては近年の賃金の動向や、賃金上昇の大きな役割を担う春季労使交渉の動きについてみていく。

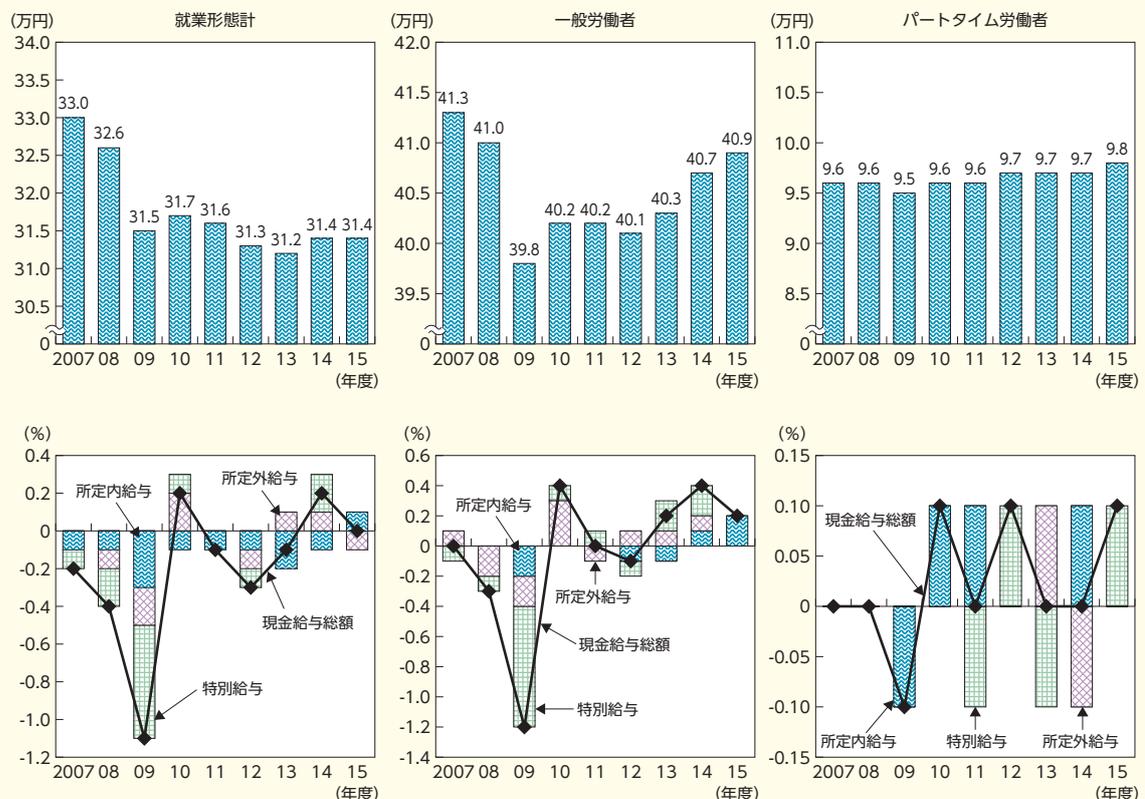
1 賃金の動向

●一般労働者では3年連続の増加となった名目賃金

賃金の動向について概観していこう。名目賃金¹⁵の動きとして、第1-(5)-1図では、所得税、社会保険料、組合費、購入代金等を差し引く前の額である現金給与総額の動きを、就業形態計、一般労働者、パートタイム労働者に分けて示している。

第1-(5)-1図 就業形態別現金給与総額の推移

○ 2015年度は、就業形態計で31.4万円、一般労働者は40.9万円、パートタイム労働者は9.8万円となっている。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上。

2) 指数（現金給与総額指数、定期給与指数、所定内給与指数）にそれぞれの基準数値（2010年平均値）を乗じて時系列接続が可能となるように修正した実数値である。

3) 所定外給与 = 定期給与 - 所定内給与、特別給与 = 現金給与総額 - 定期給与として算出。

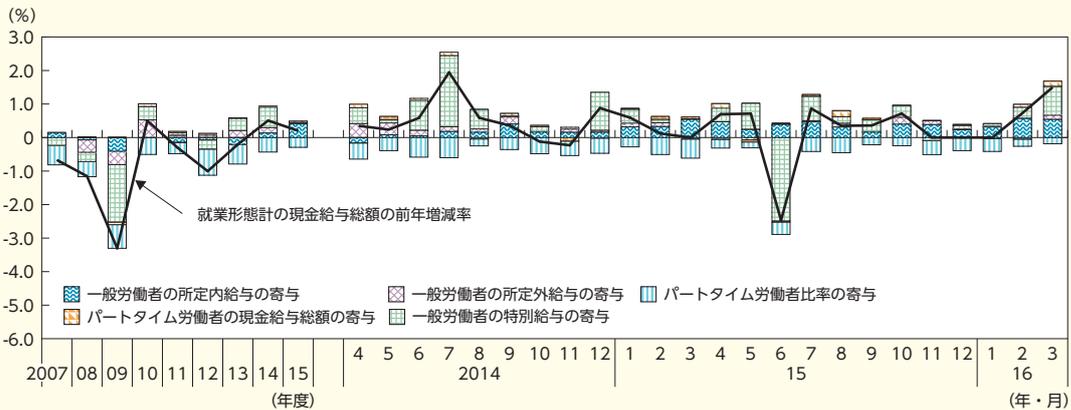
就業形態計と一般労働者は、月額でみて、2015年度では、就業形態計で31.4万円、一般労働者40.9万円、パートタイム労働者は9.8万円となっており、前年比でみて、就業形態計では2年連続増加、一般労働者では3年連続の増加となった。

このような名目賃金の改善の要因について確認していこう。第1-(5)-2図では就業形態計の現金給与総額の増減率を一般労働者の所定内給与の寄与、一般労働者の所定外給与の寄与、一般労働者の特別給与の寄与、パートタイム労働者の現金給与総額の寄与及びパートタイム労働者比率の寄与の5つの要因に分解している。2015年度の名目賃金の推移を要因別にみると、パートタイム労働者比率の上昇の影響があったものの、一般労働者の所定内給与の増加が大きく寄与したことにより、2015年度の名目賃金が前年度比で増加となっていることが分かる。次に名目賃金の推移を月次でみていこう。2015年6月に一般労働者の特別給与が減少に寄与したことにより、就業形態計の現金給与総額は減少したものの、一般労働者の所定内給与は、2014年5月より23か月連続で増加に寄与している。2016年2月、3月では、一般労働者の所定内給与やパートタイム労働者の現金給与総額が増加に寄与したことにより、前年同月比でそれぞれ0.7%、1.5%の増加となっている。

趨勢的な賃金の推移についてみるため、変動が大きい特別給与の影響を除いた定期給与と所定内給与について注目してみよう。第1-(5)-3図は、定期給与、所定内給与について2012年1月を100とした場合の推移を表している。まず、左図において定期給与についてみると、一般労働者は2012年1月から2013年初頭にかけて緩やかな減少傾向にあったものの、その後は回復し、2014年4月には2012年1月の水準を超え、その後も増加傾向が続いて

第1-(5)-2図 現金給与総額の増減要因の推移

○ 2015年度は、一般労働者の所定内給与、パートタイム労働者の現金給与総額の増加が名目の就業形態計の現金給与総額の増加へ寄与している。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上。
 2) 就業形態計、一般労働者、パートタイム労働者のそれぞれについて、現金給与総額指数に基準数値を乗じて現金給与総額の時系列比較が可能となるように修正した実数値を算出し、これらの数値を基にパートタイム労働者比率を推計している。
 3) 指数(定期給与指数、所定内給与指数)にそれぞれの基準数値(2010年平均値)を乗じて時系列接続が可能となるように修正した実数値を用いている。
 4) 所定外給与 = 定期給与 - 所定内給与、特別給与 = 現金給与総額 - 定期給与として算出。

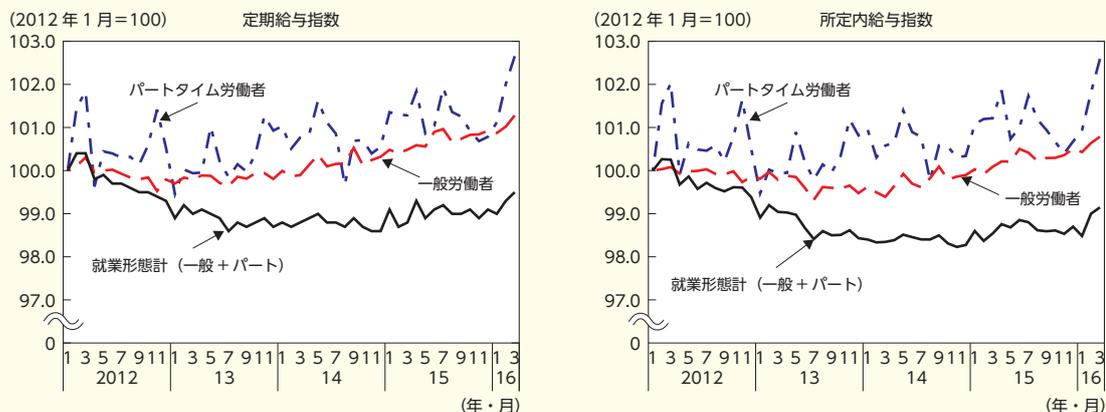
14 経済財政諮問会議「希望を生み出す強い経済実現に向けた緊急対応策」(平成27年11月26日)

15 第1-(5)-1図及び第1-(5)-2図の値については、指数にそれぞれの基準数値(2010年平均値)を乗じて時系列接続が可能となるように修正した実数値を用いている。

いる。次に所定内給与についてみると、一般労働者の所定内給与についても定期給与と同様の動きとなっており、2016年に入った後も緩やかな増加傾向が続いている。

第1-(5)-3図 就業形態別、賃金指数の推移（季節調整値）

- 一般労働者の定期給与は、2013年初頭にかけて緩やかな減少傾向にあったが、2014年4月には、2012年1月の水準を超え、その後も増加が続いている。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 事業所規模5人以上。
2) 定期給与指数及び所定内給与指数は、独自に季節調整を行った上、2012年1月を100として算出。

コラム1-5 夏季一時金の各種調査の比較

2015年の夏季一時金¹⁶に注目してみると、毎月勤労統計調査では前年比2.8%減と減少に転じているのに対し、連合調べでは前年比6.95%増、経団連調べでは前年比2.81%増と、その他殆どの調査において夏季一時金の前年比は増加となっている。

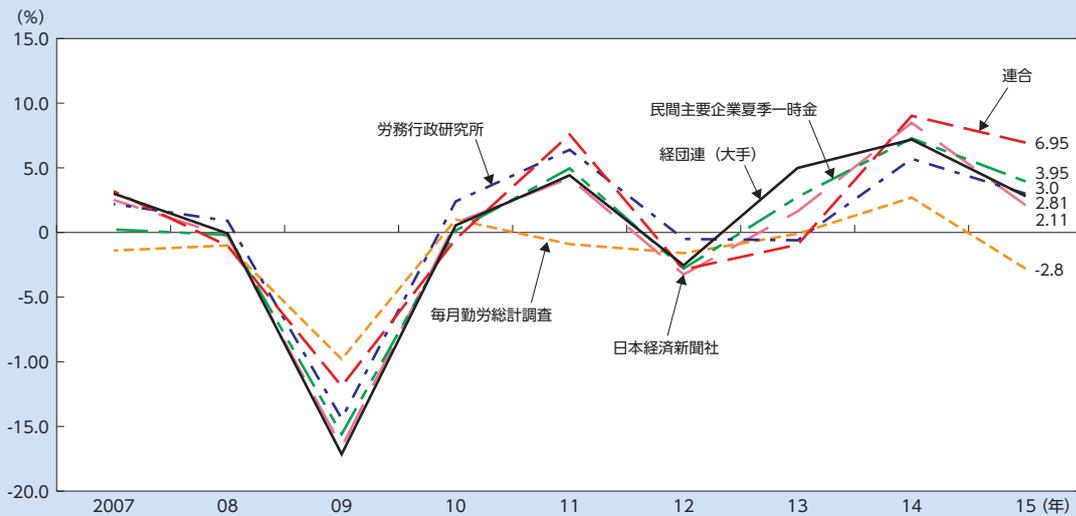
毎月勤労統計調査の減少という結果の要因としては、

- ① 賞与が支給された事業所に勤務する労働者（当該事業所で賞与に支給を受けていない労働者も含む）の1人平均賞与額となるため、賞与の水準が相対的に低いパートタイム労働者比率の上昇の影響を受けたこと、
- ② 調査対象事業所の入れ替え¹⁷が2015年1月に行われたこと、
- ③ 高齢者や新規採用の増加などによる事業所内の年齢構成の変化などが要因として考えられる。

16 毎月勤労統計調査の夏季賞与は、6月から8月までの特別に支払われた給与のうち、賞与として支払われたものを特別集計したものである。

17 毎月勤労統計調査では、安定した月次のデータを作成するために、30人以上の事業所については、2～3年継続して調査している。そのため、2～3年に1度、大規模な調査対象の入れ替え（原則総入れ替え）があり、その時点での旧標本事業所の集計結果と新標本事業所の集計結果の差を2年間または3年間に分散して解消している（ギャップ修正）。補正は過去の数値のうち、指数及び伸び率のみを対象として実施している。

コラム1-5図 夏季一時金の前年比の推移



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」「民間主要企業夏季一時金妥結状況」、日本経済団体連合会「夏季賞与・一時金 大手企業業種別妥結結果」、日本労働組合総連合会「夏季一時金回答集計」、一般財団法人労務行政研究所「東証第一部上場企業の夏季賞与・一時金（ボーナス）の妥結水準調査」、日本経済新聞社「ボーナス調査」

- (注) 1) 毎月勤労統計調査：常用雇用者5人以上雇用する事業所。
 2) 民間主要企業夏季一時金妥結状況：原則として資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業のうち妥結できた社（2015年集計数：375社）。
 3) 経団連調査（夏季賞与・一時金）：原則として東証一部上場、従業員500人以上、主要20業種大手245社（2015年：140社）。
 4) 連合調査（夏季一時金）：連合加入の単位組合（2015年：2,022組合）。
 5) 労務行政研究所調査（夏季賞与・一時金（ボーナス））：東証第一部上場企業のうち、原則として労働組合が主要な単産に加盟している企業（2015年集計社数：122社）。
 6) 日本経済新聞社調査：上場企業と日本経済新聞社が選んだ有力な非上場企業（2015年夏のボーナス 集計企業数：616社）。

●一般労働者の実質賃金は、2015年12月以降、4か月連続で増加

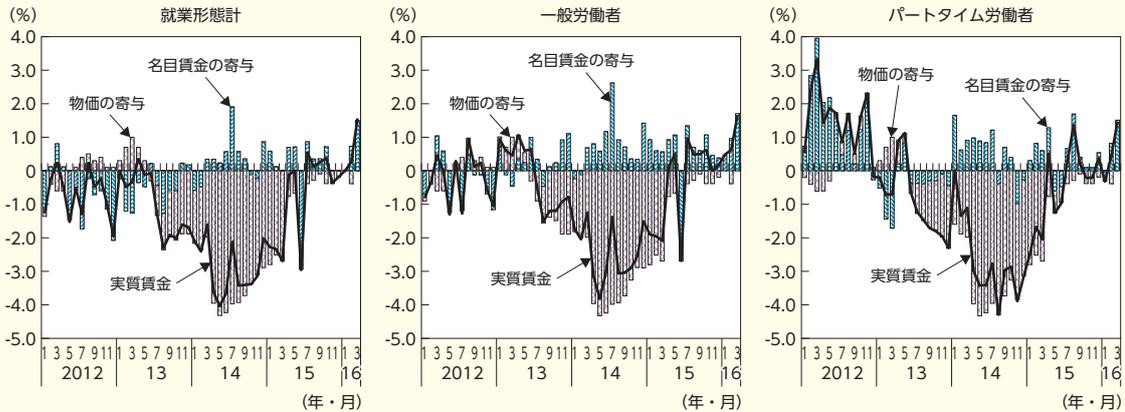
次に実質賃金の動向について確認する。第1-(5)-4図では、2012年1月から2016年3月までの実質賃金の動きについて名目賃金と物価の要因に分解している。まず、就業形態計の推移をみると、2013年年央から物価が上昇したことに加え、2014年4月は消費税率引上げが行われたことを受けて、実質賃金の減少幅は、2013年年央から2014年秋口にかけて、拡大傾向にあった。2014年秋以降、減少幅が縮小傾向となり、2015年4月には消費税率引上げによる影響は剥落した。2015年6月には、特別給与の減少の影響により名目賃金が前年同月比で減少したことから、実質賃金は前年同月比でマイナスとなったものの、同年7月には27か月ぶりに前年同月比でプラスとなった。一般労働者、パートタイム労働者の実質賃金の動きをみると、特に一般労働者の実質賃金は、2015年12月以降、4か月連続で増加となっている。

●パートタイム労働者の時給は過去最高水準

第1-(5)-5図では、パートタイム労働者の時給の推移を表している。パートタイム労働者の時給は、2012年3月には1,021円であったが、2016年3月には、1,074円まで上昇している。また、年平均で見ると1993年の880円から189円上昇し2015年は1,069円となっている。これは毎月勤労統計調査において、パートタイム労働者の賃金の把握をはじめた23年間で最高水準となっている。

第1-(5)-4図 実質賃金の増減要因の推移

○ 就業形態計の実質賃金は、変動の大きい賞与の影響を除けば2015年7月以降増加傾向で推移し、一般労働者の実質賃金は、2015年12月以降4か月連続で増加している。

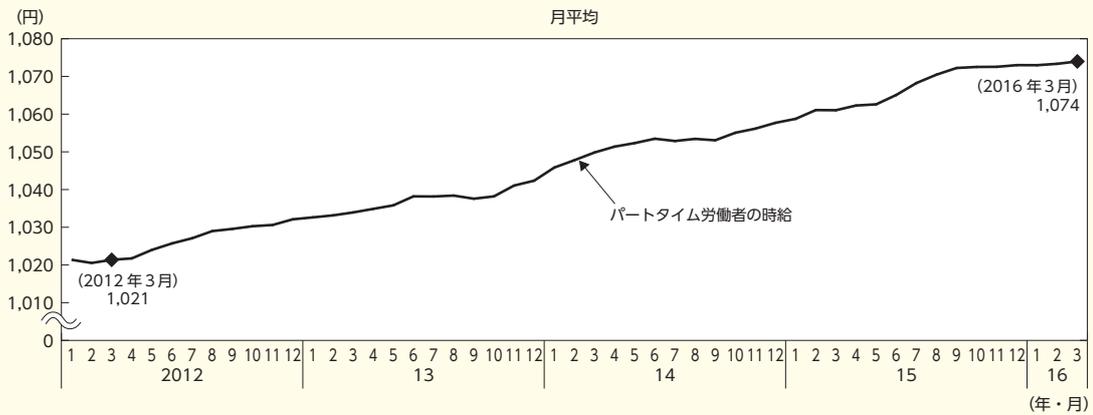


資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省統計局「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上。
 2) 就業形態計、一般労働者、パートタイム労働者の実質賃金は、それぞれの名目の現金給与総額指数を消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)で除して算出している。

第1-(5)-5図 パートタイム労働者の賃金の推移

○ 2016年3月のパートタイム労働者の時給は1,074円と増加傾向で推移している。



年平均

(円)

| | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1993年 | 1994年 | 1995年 | 1996年 | 1997年 | 1998年 | 1999年 | 2000年 | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 |
| 880 | 891 | 894 | 903 | 917 | 934 | 933 | 937 | 944 | 944 | 945 | 951 |
| 2005年 | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | |
| 959 | 968 | 982 | 1,010 | 1,019 | 1,017 | 1,021 | 1,027 | 1,038 | 1,054 | 1,069 | |

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 系列は季節調整値の後方3か月平均。2012年3月、2016年3月の明示している値については季節調整値。
 2) 時給は、所定内給与を所定内労働時間で除している。

2 春季労使交渉について

● 春季労使交渉の動き

2016年の春季労使交渉の動きについて労働者側、使用者側の双方からみていこう。

まず、労働者側の動きからみていこう。日本労働組合総連合会（以下「連合」という。）は、2016年春季生活闘争は、「総合生活改善闘争」の位置づけのもと、「底上げ・底支え」「格差是正」の実現を通じて「デフレからの脱却」と「経済の好循環実現」をめざすとしている。

要求項目としては、「賃上げ要求」「規模間格差の是正」「非正規労働者の労働条件改善」等が項目としてあげられている。

「賃上げ要求」については、月例賃金の改善にこだわるとした上で、「賃上げ要求水準は、それぞれの産業全体の「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取組を強化する観点から2%程度を基準とし、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め4%程度とする」としている。

次に「規模間格差の是正」については、「都道府県ごとに連合リビングウェイジにもとづく「最低到達水準」をクリアにすることをめざす」としており、具体的には、中小共闘方針において、「連合加盟組合全体平均水準の2%相当額との差額を上乗せした金額を賃上げ水準目標（6,000円）とし、賃金カーブ維持分（1年・1歳間差）（4,500円）を含めた10,500円以上を目安に賃金引上げを求める」としている。

また、「非正規労働者の労働条件改善」については、「雇用安定化など総合的な労働条件改善に取り組むとともに、賃金（時給）については「誰もが時給1,000円」の実現をめざす」としており、具体的には、正社員への転換ルールの導入促進・明確化、昇給ルールの導入・明確化、「誰もが時給1,000円」の実現に向けた時給の引上げ等を求めていくこととしている。

このような労働側の動きに対して、使用側はどのような動きをとったのだろうか。

日本経済団体連合会（以下「経団連」という。）は、2016年1月に労使交渉・協議における経営側の指針となる「2016年版経営労働政策特別委員会報告—人口減少下での経済の好循環と企業の持続的成長の実現」（以下「経労委報告」という。）を公表した。

経労委報告では、「2016年の労使交渉・協議にあたり、重視すべき考慮要素として、デフレからの脱却と持続的な経済成長の実現に向け、経済の好循環を回すという社会的要請がある。力強い経済の実現に向けた名目GDP3%成長への筋道も視野に置きながら、各社の収益に見合った積極的な対応を図ることが求められる。具体的には、収益が拡大した企業において、設備投資や研究開発投資、雇用の拡大などとあわせ、2014年の政労使会議のとりまとめに則り、2015年を上回る「年収ベースの賃金引上げ」について、前向きで踏み込んだ検討が望まれる」としており、賃金の引上げに対して前向きな姿勢を示している。

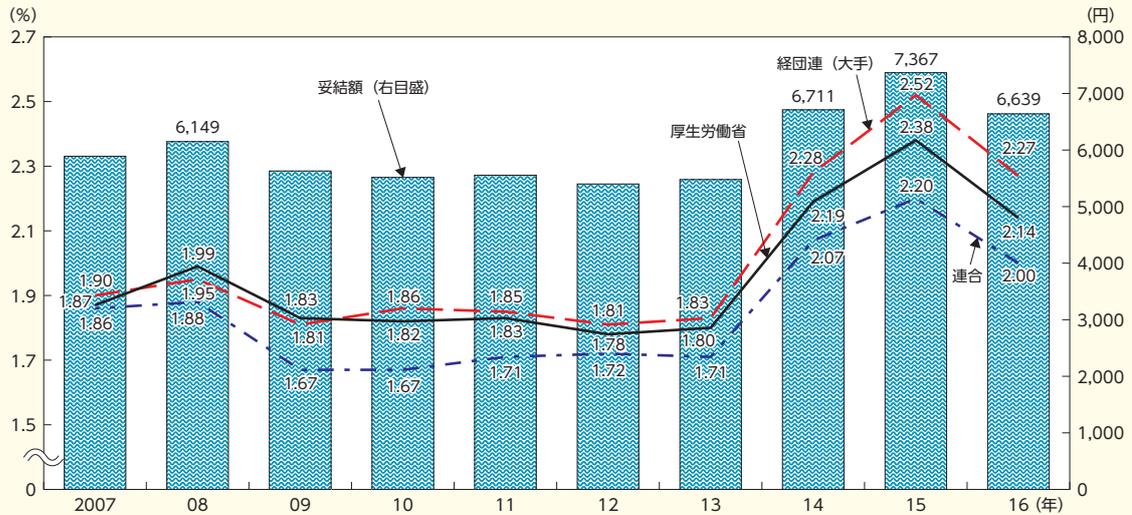
一方で、労働側が要求している月例賃金への引上げに対しては、月例賃金の一律的な水準引上げに限られず、様々な選択肢が考えられるとし、月例賃金の水準引上げにあたり、若年層や子育て世代層へ重点配分をすることや、賞与・一時金の増額も有効な選択肢とした上で、各企業が自社の実情にも適った年収ベースの賃金引上げの方法を多様な選択肢のなかから見出していくことが重要としている。

● 2016年の春季労使交渉では、3年連続で賃上げの動きがみられる

2015年と2016年の春季労使交渉についてみていこう。

第1-(5)-6図において、春季労使交渉における民間主要企業の妥結状況をみると、2015

○ 2016年の春季労使交渉では、3年連続で賃上げの動きがみられる。



資料出所 厚生労働省「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、(一社)日本経済団体連合会「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果(加重平均)(最終集計)」、日本労働組合総連合会「春季生活闘争最終回答集計結果」

- (注) 1) 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況の集計対象は、原則として、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業である(加重平均)。
 2) 連合の集計組合は規模計であり、299人以下の中小組合を含む。
 3) 経団連(大手)の集計対象は、原則として東証一部上場、従業員500人以上の企業である。

年の妥結額7,367円、賃上げ率2.38%となり、妥結額・賃上げ率ともに前年を大きく上回り、賃上げ率は1998年以来17年ぶりの水準となった。

続く2016年の春季労使交渉は、経団連発表(大手)では2.27%(2015年2.52%、2014年2.28%)、連合では2.00%(2015年2.20%、2014年2.07%)である。2014年、2015年の賃上げに続き、月例賃金は賃上げの流れが3年連続で続いている。

● 2015年の平均賃金の改定額は5,282円、改定率は1.9%となった

上記のような春季労使交渉での結果を受けて、一人当たりの平均賃金はどのように変化しただろうか、「一人当たりの平均賃金の改定額・改定率」、「改定を行った企業の割合」、「ベースアップの状況」についてみていこう。第1-(5)-7図で、一人当たりの平均賃金の改定額の結果についてみていこう。

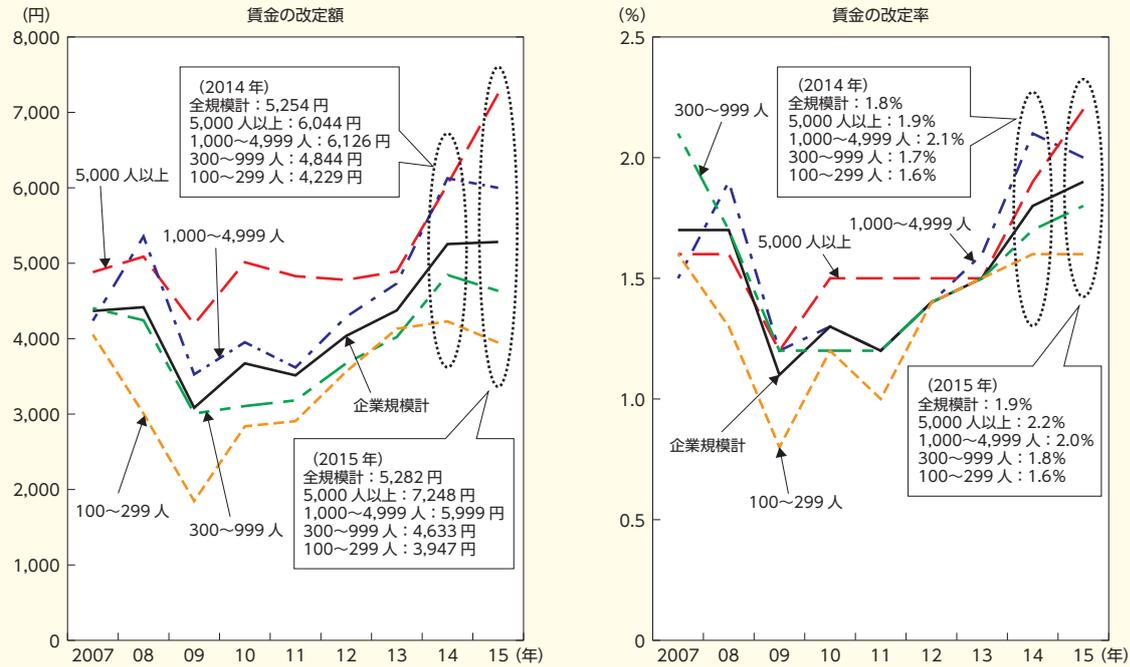
はじめに、平均賃金の改定額・改定率についてみていこう。2015年の企業規模計の改定額は5,282円、改定率は1.9%となっており、いずれも2014年の改定額5,254円、改定率1.8%を上回る水準となっている。

企業規模に注目し、まず、左図において賃金の改定額をみていくと、2015年の賃金改定額は5,000人以上規模で7,248円(2014年6,044円)、1,000~4,999人規模で5,999円(2014年6,126円)、300~999人規模で4,633円(2014年4,844円)、100~299人規模で3,947円(2014年4,229円)であり、2015年の賃金の改定額が前年を大きく上回ったのは、5,000人以上規模の企業のみであった。

一方で、改定率に注目してみると、5,000人以上規模で2.2%(2014年1.9%)、1,000~4,999人規模で2.0%(2014年2.1%)、300~999人規模で1.8%(2014年1.7%)、100~299人規模で1.6%(2014年1.6%)であり、改定率は1,000~4,999人規模の企業で低下したものの、その他

第1-(5)-7図 1人平均賃金の改定額及び改定率の推移

○ 2015年の1人平均賃金の改定額（予定を含む）は、5,282円、改定率は1.9%でいずれも前年（5,254円、1.8%）を上回った。



資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 賃金の改定を実施し又は予定していても額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業を集計したものである。

の規模においては、改定率は上昇に転じている。

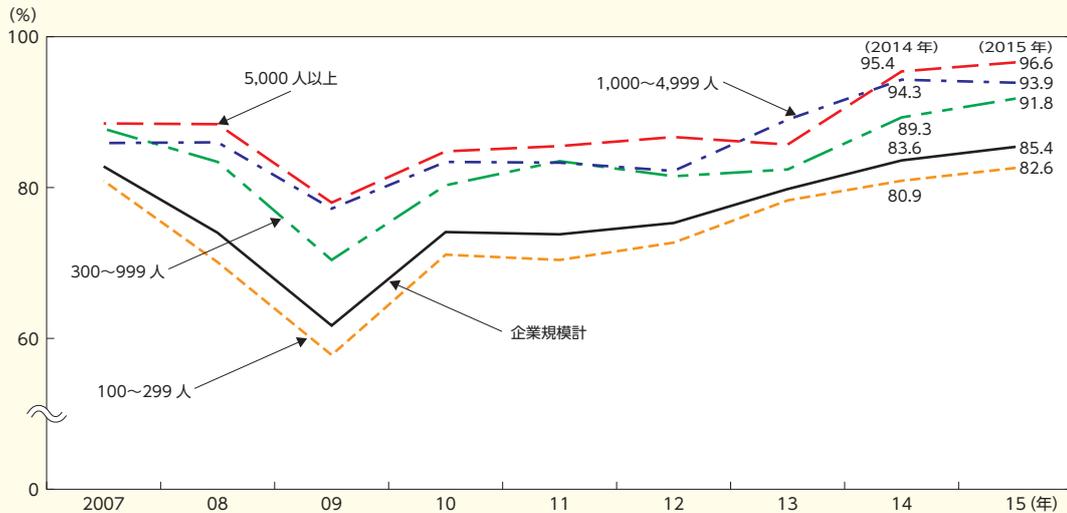
次に、平均賃金の引上げを行った企業の割合について、第1-(5)-8図で確認していこう。企業規模計では、2015年は85.4%の企業が賃金の引上げを行っており、前年より1.8ポイント上昇し、昨年引き続きリーマンショック前の水準である2007年の82.8%を上回っている。企業規模別では、5,000人以上の企業では、96.6%の企業が賃金引上げを行っている一方で、100~299人の企業では82.6%にとどまるなど、大企業と小規模企業での賃上げの企業割合についてはいまだ差がみられるものの、100~299人規模（2014年80.9%、2015年82.6%）、300~999人規模（2014年89.3%、2015年91.8%）の企業においても賃金の引上げを行っている企業の割合は増加している。

最後にベースアップの実施状況についても確認していこう。付1-(5)-1表、付1-(5)-2表では、企業規模別、産業別のベースアップを実施した企業の割合の推移を示している。企業規模計でみると、2015年は25.0%となっており、大きく割合が上昇した2014年を更に上回る水準となっている。企業規模別では、企業規模が大きくなるほど、その割合は高くなっており、5,000人以上で59.7%となっている。また、産業別では、「情報通信業」「製造業」「医療、福祉」といった産業において、ベースアップを実施した企業の割合が高くなっている（付1-(5)-1表、付1-(5)-2表）。

● 2015年の夏季一時金は前年比3.95%増、年末一時金は前年比3.72%増と、2012年、2013年の伸びよりも高い水準となった

夏季・年末一時金妥結状況について、第1-(5)-9図で確認していこう。2015年の夏季・

- 2015年は85.4%の企業が賃金の引き上げを行っており、企業規模1,000~4,999人を除き2014年の賃上げ率を上回った。



資料出所 厚生労働省「賃金引き上げ等の実態に関する調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室

(注) 調査時点(各年8月(2008年以前は9月))において、年内に1人平均賃金を引き上げた又は、引き上げる予定と回答した企業の割合。

年末一時金妥結状況の推移をみると一時金の妥結額は、夏季一時金、年末一時金ともに2009年に落ち込んだ後、増加傾向となっており、2015年の夏季一時金は83.2万円、年末一時金は83.0万円となっている。妥結額の前年比でみると、2015年の夏季一時金は前年比3.95%増、年末一時金は前年比3.72%増となっており2014年の伸び(夏季一時金7.28%増、年末一時金5.16%増)よりも低い水準となったものの、2013年(夏季一時金2.75%増、年末一時金2.99%増)よりは高い水準となっている。

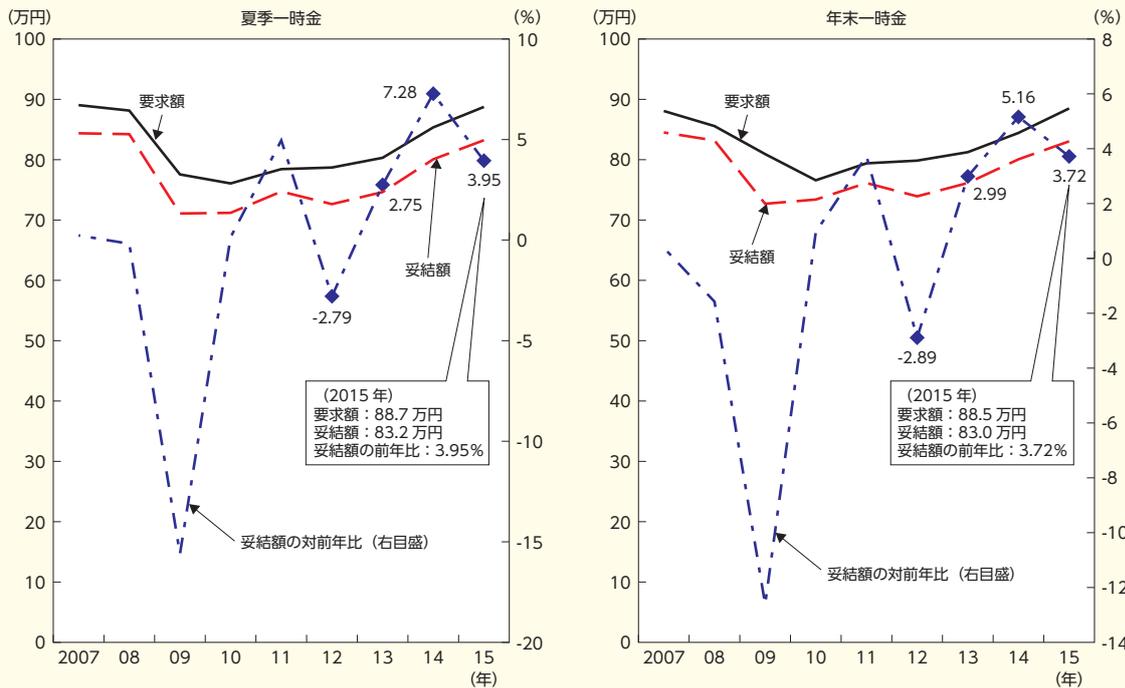
●労働組合の組織率の動向

春季労使交渉の労働者側の代表となる労働組合の状況についても確認していこう。第1-(5)-10図より労働組合の組織状況をみると、2015年の単一労働組合の労働組合員数は、988万2千人と前年と比べ3万3千人増加している。一方、2015年の労働組合数は、24,983組合となっており、前年と比べ296組合減少している。また、2015年のパートタイム労働者の労働組合員数は、102万5千人となっており、前年と比べ5万5千人増加している。2015年の全労働組合員数に占めるパートタイム労働者の労働組合員数の割合は、前年より0.5%ポイント上昇し10.4%と1割を超えた。

推定組織率(雇用者数に占める労働組合員数の割合)は、1995年以降は組合員数が減少したことにより、長期的に低下傾向で推移してきた。2009年には組合員数の増加により一時的に上昇したものの、2015年は17.4%と1947年の調査開始以降、過去最低となった。

第1-(5)-9図 夏季・年末一時金妥結状況の推移

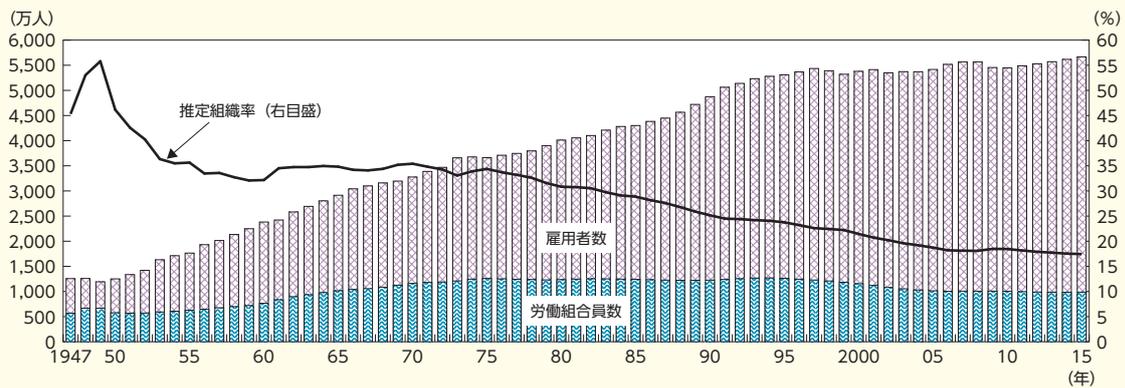
○ 2015年は、夏季一時金の前年比は3.95%増、年末一時金の前年比は3.72%増となった。



資料出所 厚生労働省「民間企業（夏季・年末）一時金妥結状況」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) 2004年以降の集計対象は、原則として、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業（加重平均）。
 2) 要求額は、月数要求・ポイント要求など要求額が不明な企業を除き、要求額が把握できた企業の平均額である。

第1-(5)-10図 雇用者数、労働組合員数及び推定組織率の推移

○ 2015年の労働組合の推定組織率は、17.4%と1947年の調査開始以降、過去最低となった。



資料出所 厚生労働省「労働組合基礎調査」、総務省統計局「労働力調査」
 (注) 1) 労働組合員数は、単一労働組合（ただし、1947年から1952年までは単位労働組合）に関する表の数値である。
 単一労働組合に関する表とは、単位組織組合及び単一組織組合の本部をそれぞれ1組合として集計した結果表である。
 単位組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう。
 単一組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合をいう。
 2) 推定組織率は、労働組合員数を労働力調査（各年6月）の雇用者数で除して得られた数値である。
 3) 2011年の雇用者数は、総務省統計局による補完推計の2011年6月分の数値で、推定組織率は、総務省統計局による補完推計の2011年6月分の数値を用いて厚生労働省労働政策担当参事官室で計算した値である。時系列比較の際は注意を要する。
 4) 雇用者数については、国勢調査基準切換えに伴う遡及や補正を行っていない当初の公表結果を用いている。

第6節 消費の動向

経済の好循環を実現していくためには、企業収益の拡大が賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大等に結び付くということが重要である。本節においては、雇用・所得環境の改善を受けた個人消費の動向についてみていく。

●総じてみれば底堅い動きとなった2015年の消費支出

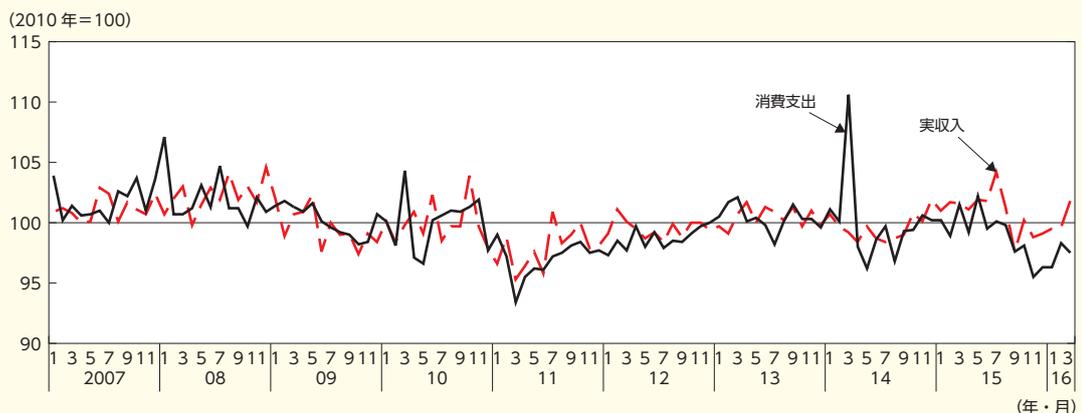
第1-(6)-1図では、勤労者世帯における名目の消費支出と実収入の推移を示している。消費支出は、おおむね実収入の増減に合わせる形で推移しているが、2015年に入ってから、勤労者世帯の消費支出が実収入に比べて弱い動きをしていることが分かる。

まず、実収入の推移をみると、2011年以降、景気の回復に伴い、実収入も回復傾向にあり、2008年のリーマンショック前の水準までは戻っていないものの、2015年7月においては、直近で最も水準の高かった2010年10月の水準を超えている。その後、落ち込みもみられたものの、足下では再び回復傾向にある。

次に、同図において、消費支出の推移をみると、2011年3月に底を打った後、回復傾向にあった。2014年3月には消費税率引上げ前の駆け込み需要により大きく増加し、その反動減により大きく減少した後、消費支出は回復に転じた。その後2015年春頃は、消費者マインドの持ち直しに足踏みがみられる中で¹⁸天候不順などが響き、落ち込みがみられ、2015年末頃は、暖冬の影響で冬物衣料や灯油などの季節商品が不振だったこともあり、消費税率引上げ直後の2014年4月の水準を下回る水準にまで落ち込んだ。一方、個人消費の包括的な指標である「消費総合指数」(内閣府による試算値)でみると、2015年は2014年4月の水準を上回って推移しており¹⁹、2015年の消費支出は総じてみれば底堅い動きとなった。また、2016年1月から

第1-(6)-1図 勤労者世帯の消費支出と実収入の推移

○ 2015年の勤労者世帯の消費支出は、総じてみれば底堅い動きとなった。



資料出所 総務省統計局「家計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
(注) 二人以上世帯のうち勤労者世帯の名目、季節調整値。2010年=100。

18 例えば消費者態度指数でみると、2015年4月から6月は横ばいに推移している。

19 2014年4月の消費総合指数(季節調整値、実質総合、2005年=100)は104.4であり、2015年は、1月106.5、2月106.4、3月107.8、4月105.7、5月106.2、6月106.3、7月106.3、8月107.1、9月106.5、10月106.4、11月105.4、12月105.5となっている。

3月については、消費支出はおおむね横ばいの推移となっている。

品目別に名目での前年からの増減率をみると、食料品の値上げの影響から「食料」が4.4%増加した。一方、原油価格の下落の影響を受け、電気代などの「光熱・水道」、自動車等関係費などの「交通・通信」が減少したほか、暖冬の影響により冬物衣料が奮わなかったことから「被服及び履物」も減少した（付1-(6)-1表）。

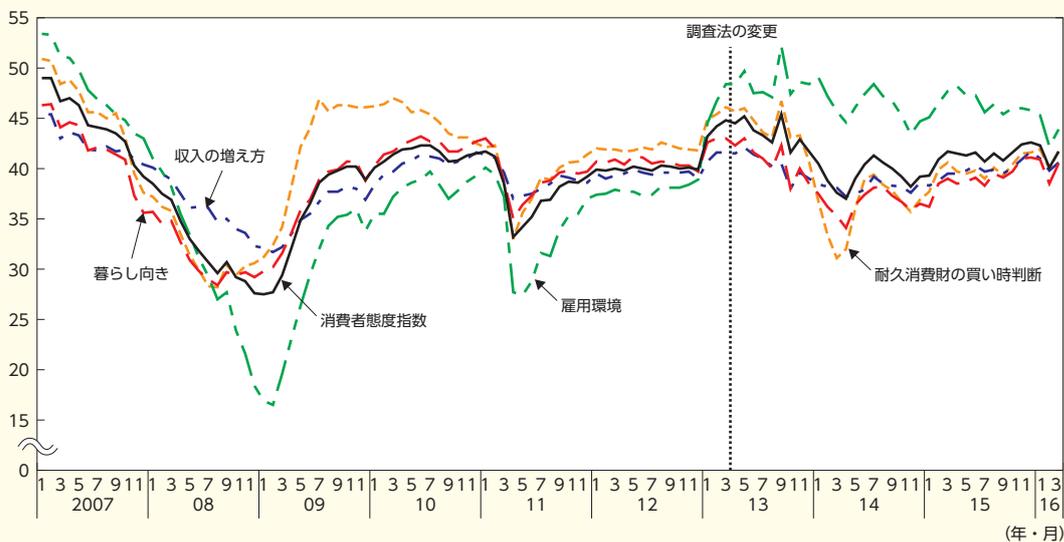
●消費者マインドは足踏みがみられる

消費の動向は所得以外の要因、消費者のマインドにも影響を受ける。そこで、第1-(6)-2図により「消費者態度指数」の推移をみていこう。消費者態度指数は、2013年に入り「雇用環境」を中心に改善したものの、2013年後半からは、低下傾向となった。2014年4月の消費税率引上げ後にいったん回復の動きをみせたが、2014年後半から再び弱さがみられた。2015年に入ってからは緩やかながら持ち直しの動きがみられたものの、2016年に入り、消費者マインドの回復には足踏みがみられる状態が続いている。

項目別に2015年の推移をみると、消費者態度指数全体では、2015年1月から12月までで3.3ポイント上昇しており、中でも「暮らし向き」の指標は4.9ポイントと大きく上昇している。「雇用環境」については0.7ポイントの上昇にとどまっているものの、水準自体は他の意識指標と比べて高い水準で推移している。

第1-(6)-2図 消費者態度指数の推移

○ 消費者態度指数をみると、消費者マインドの改善には足踏みがみられる。



資料出所 内閣府「消費動向調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) 二人以上の世帯、季節調整値。

2) 消費者態度指数の作成方法は以下のとおり。

- ① 「暮らし向き」「収入の増え方」「雇用環境」「耐久消費財の買い時判断」の4項目について、今後半年間の見通しについて5段階評価で回答を求める。
- ② 5段階評価のそれぞれ「良くなる・大きくなる」に(+1)、「やや良くなる・やや大きくなる」に(+0.75)、「変わらない」に(+0.5)、「やや悪くなる・やや小さくなる」に(+0.25)、「悪くなる・小さくなる」に(0)の点数を与え、これに各回答区分のそれぞれの構成比(%)を乗じ、乗じた結果を合計して、項目ごとに消費者意識指標(原数値)を算出する。
- ③ 4項目の消費者意識指標(原数値)それぞれについて季節調整値を算出し、それらを単純平均して消費者態度指数(季節調整値)を算出する。

3) 2013年4月調査から、訪問留置調査法から郵送調査法に変更したことにより、不連続が生じている。

●年間収入階級別にみると第Ⅰ階級、第Ⅲ階級、第Ⅳ階級では、消費の減少がみられる

次に、所得階層別に消費の動向をみていこう。第1-(6)-3図では、2013年1月の消費支出を100とし、その後の推移を所得階層別に示している。

消費支出の推移を、①消費税の駆け込み需要の影響が強かった2013年末から2014年初頭、②駆け込み需要の反動減からの持ち直しの動きがみられた2014年中頃から2015年初頭、③足下の動向に分けてみていこう。

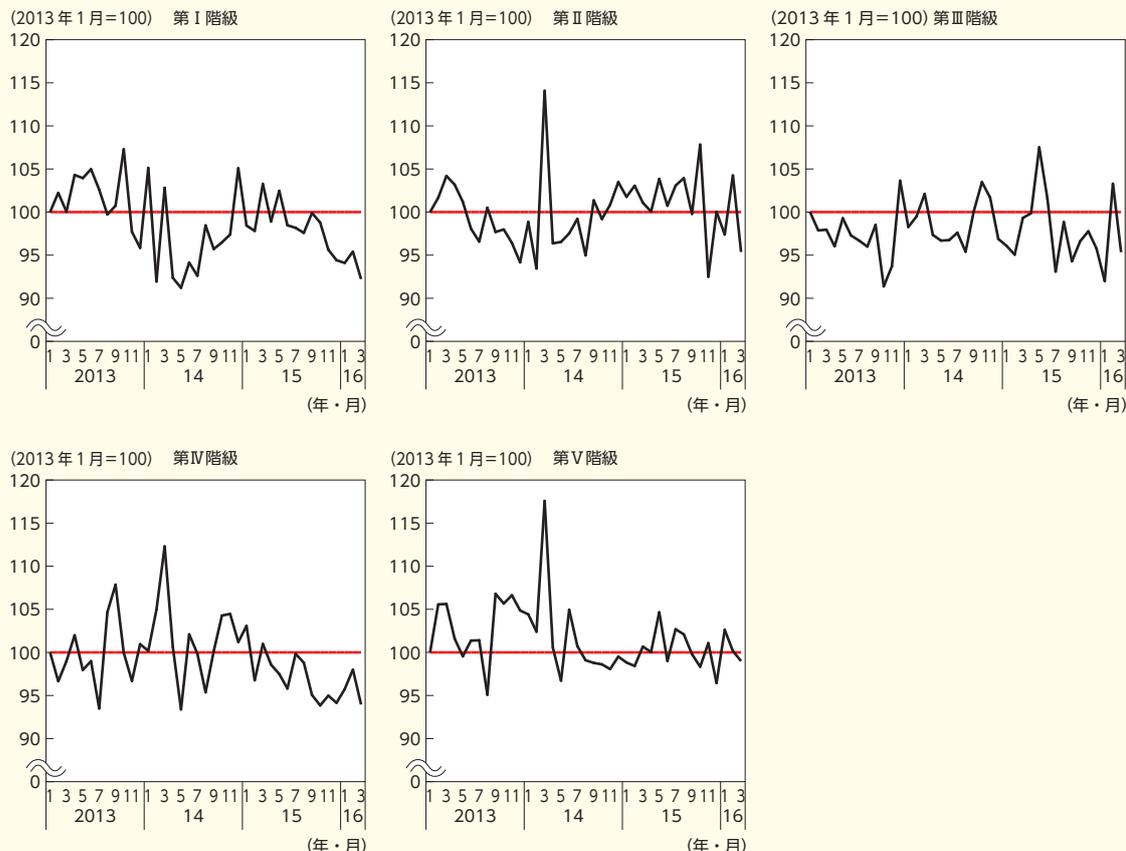
まず2013年末から2014年初頭までの動きをみると、第Ⅰ階級、第Ⅲ階級においては、大きな駆け込み需要はみられず、第Ⅱ階級では、大きな駆け込み需要による影響があったものの、2014年3月のみという期間が短いものであった。一方、第Ⅳ階級、第Ⅴ階級では駆け込み需要が大きく、その期間も2013年夏頃から3月までという一定の期間に渡って駆け込み需要がみられた。

次に、2014年中頃から2015年初頭までの動きについてみていく。ここでは、第Ⅳ階級、第Ⅴ階級は、駆け込み需要の反動でいったん消費が落ち込んだ後、比較的短期間で2013年1月と同水準まで戻っている一方で、第Ⅰから第Ⅲ階級については、消費の持ち直しが遅く、特に第Ⅰ階級での回復が遅く、2014年末になって、2013年1月の水準まで回復した。

最後に足下の消費の動きについてみていくと、第Ⅱ階級、第Ⅴ階級においては、2015年中

第1-(6)-3図 年間収入階級別消費支出の推移

○ 第Ⅱ、第Ⅴ階級の消費支出は、一進一退の動きもみられるものの、第Ⅰ、第Ⅲ、第Ⅳ階級では、消費支出の減少がみられる。



資料出所 総務省統計局「家計調査」により厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 二人以上世帯のうち勤労者世帯の年間収入五分位階級別消費支出について、独自に季節調整を行った上、2013年1月を100とし、その後の推移を示している。
2) 各階級は、世帯の年間収入の低い方から高い方へ順に並べて5等分した5つのグループで、収入の低いグループから第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ、第Ⅳ、第Ⅴ階級と呼ぶ。但し、年により対象とする収入の幅は異なる。

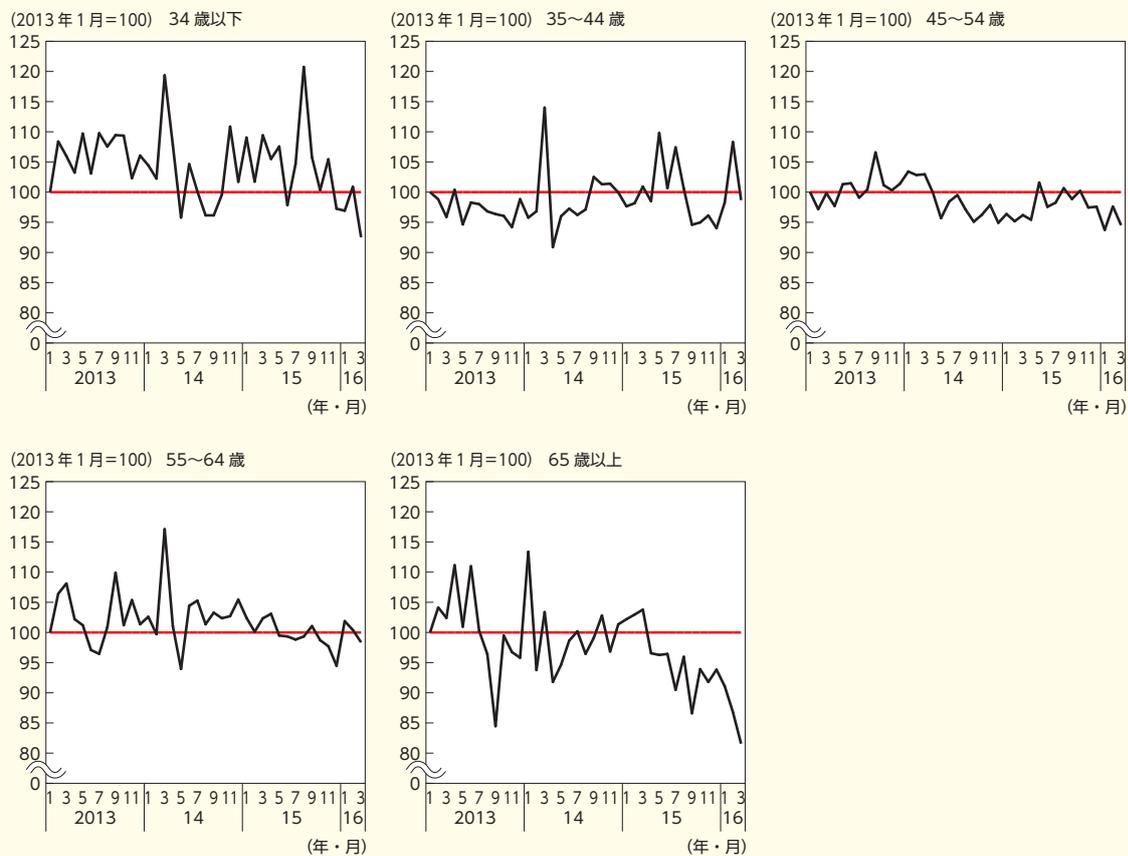
頃から末頃にかけて、2013年1月を超える水準で推移していたものの、足下では一進一退の動きとなっている。一方、第I階級、第III階級、第IV階級では、2015年中頃から消費の減少がみられる。

● 34歳以下、45～54歳、65歳以上の年齢層で消費の落ち込みがみられる

続いて、第1-(6)-4図により、年齢階級別の消費の動向をみる。34歳以下の層では、2014年3月に消費税率引上げ前の駆け込み需要があり、その後は2013年1月の水準を下回る月はあるものの、概ね2013年1月を超える水準が続いており、2015年8月には消費税率引上げ前の駆け込み需要を超える水準になったものの、足下では減少傾向がみられる。35～44歳層については、消費税率引上げ前の駆け込み需要、その後の反動減から堅調に持ち直し、2015年5月には、2014年3月の次に高い水準に達した後、横ばいとなっている。45～54歳の層においては、消費税率引上げ前の駆け込み需要が2013年後半からみられ、反動減からの持ち直しも弱い動きで推移していたが、2015年5月に水準が持ち直し、横ばい傾向で推移した後、足下では再び消費の低下がみられている。55～64歳の年齢層については、消費税率引上げ後の反動減から、すぐに水準を戻したものの、2015年半ばより減少傾向となり、その後も弱い動きを続けている。また、65歳以上の年齢層については、消費税率引上げ後の駆け込み需要から2014年後半に持ち直したものの、2015年中頃から消費水準の低下がみられる。

第1-(6)-4図 年齢階級別消費支出の推移

○ 34歳以下、45～54歳、65歳以上の年齢層で消費の落ち込みがみられる。



資料出所 総務省統計局「家計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 二人以上世帯のうち勤労者世帯の世帯主の年齢階級別消費支出について独自に季節調整を行った上、2013年1月を100とし、その後の推移を示している。

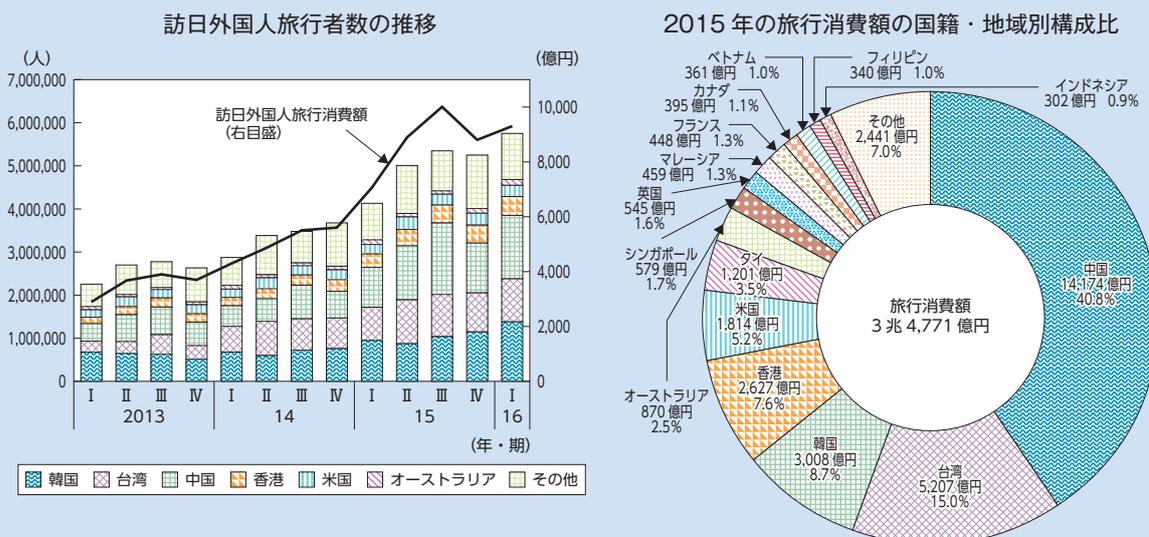
コラム1-6 訪日外国人消費の動向

2015年の訪日外国人旅行者数は、前年比47.1%増の1,974万人に達した。これに比例して、旅行消費額も2015年は3兆4,771億円（前年比71.5%増）となり、一人当たり消費額も17万6,167円（前年比16.5%増）と推計され、いずれも過去最高を更新している。

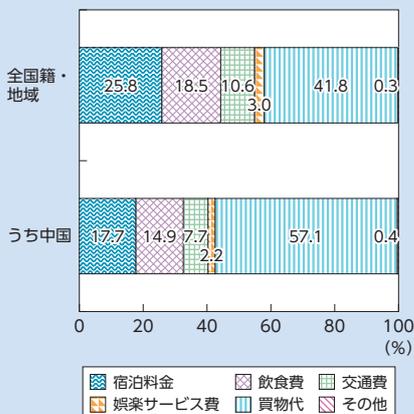
国籍・地域別にみると、中国からの旅行者数が499万人（前年比107.3%増）と2014年から大きく増加した。一人当たり消費額も、28万3,842円（前年比22.5%増）と全国籍・地域の平均額17万6,167円を大きく上回ったことから、2015年の国籍・地域別にみた旅行消費額において、中国が、全体の40.8%にのぼる1兆4,174億円を占めている。

また、中国の旅行消費額の費目別の内訳をみると、「宿泊費」「飲食費」「交通費」などの構成割合が全国籍・地域に比べ小さいのに対し、「買物代」の構成割合は、全国籍・地域に比べて15.3ポイントも大きく、中国からの旅行者の買物支出への選好が高いことが分かる。このような中国を中心とした旺盛な訪日外国人消費が引き続き我が国経済にプラスの効果をもたらすことが期待される。

コラム1-6図 訪日外国人旅行者数と旅行消費額



訪日外国人旅行消費額の費目別割合（2015年）



訪日外国人旅行者数が多かった国（2015年）

| 国・地域 | 訪日外国人旅行者数（人） |
|--------|--------------|
| 中国 | 4,993,689 |
| 韓国 | 4,002,095 |
| 台湾 | 3,677,075 |
| 香港 | 1,524,292 |
| 米国 | 1,033,258 |
| 全国籍・地域 | 19,737,409 |

一人当たり旅行消費額が多かった国（2015年）

| 国・地域 | 一人当たり旅行消費額（円/人） |
|---------|-----------------|
| 中国 | 283,842 |
| オーストラリア | 231,349 |
| スペイン | 227,288 |
| 英国 | 210,681 |
| フランス | 209,333 |
| イタリア | 202,077 |
| ... | ... |
| 米国 | 175,554 |
| 香港 | 172,356 |
| ... | ... |
| 台湾 | 141,620 |
| ... | ... |
| 韓国 | 75,169 |
| 全国籍・地域 | 176,167 |

旅行消費額総計が多かった国（2015年）

| 国・地域 | 旅行消費額（億円） |
|--------|-----------|
| 中国 | 14,174 |
| 台湾 | 5,207 |
| 韓国 | 3,008 |
| 香港 | 2,627 |
| 米国 | 1,814 |
| 全国籍・地域 | 34,771 |

資料出所 観光庁「訪日外国人消費動向調査」、日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数（総数）」

（注）2015年の訪日外国人旅行者数は暫定値。2016年1～3月期の訪日外国人旅行者数は推計値。